

衛星放送の将来像に関する研究会 報告書

(案)

平成 18 年 7 月 14 日
衛星放送の将来像に関する研究会

目次

	(頁)
はじめに	… p 6
第 I 章 衛星放送を取り巻く環境の変化	… p 8
第一節 我が国の放送及び情報通信全体の動向	… p 8
第二節 諸外国の衛星放送等の動向	… p 27
第 II 章 我が国の衛星放送の現状	… p 36
第一節 衛星放送の展開	… p 36
第二節 衛星放送に関する制度	… p 38
第三節 BS放送の現状	… p 41
第四節 CS放送の現状	… p 49
第五節 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の現状	… p 51
第 III 章 衛星放送の今後の展開の方向性	… p 52
第一節 今後の衛星放送の可能性	… p 52
第二節 衛星放送の将来像	… p 52
第三節 衛星放送の発展に向けた総合的方策	… p 55
おわりに	… p 120

図表目次

	(頁)
図表 1 我が国の放送メディアの進展	… p 8
図表 2 我が国の各メディアの特性	… p 9
図表 3 1日のテレビ視聴時間及びラジオ聴取時間の推移	… p 10
図表 4 放送事業者の数	… p 10
図表 5 放送メディアの市場規模の推移	… p 11
図表 6 GDPに占める広告費の推移	… p 12
図表 7 媒体別広告費（広告費比率の推移）	… p 12
図表 8 情報通信関連年間支出金額の推移	… p 13
図表 9 地上テレビジョン放送のデジタル化の意義	… p 14
図表 10 地上デジタルテレビジョン放送開局ロードマップ（県庁所在地）	… p 14
図表 11 地上デジタル放送の普及状況	… p 15
図表 12 デジタル放送受信機の普及状況	… p 15
図表 13 ケーブルテレビの普及状況と許可の現状	… p 16
図表 14 我が国のブロードバンド・サービスの変遷	… p 16
図表 15 我が国のブロードバンド・サービス等の加入者数	… p 17
図表 16 携帯電話加入者数の推移	… p 17
図表 17 インターネット利用者数及び人口普及率の推移	… p 18
図表 18 世帯におけるパソコンからのインターネット接続方法の推移	… p 18
図表 19 デジタル・ディバイドの現状	… p 19
図表 20 2010年に向けたブロードバンドの整備目標	… p 20
図表 21 ブロードバンド・ネットワークイメージ	… p 20
図表 22 地上デジタル放送事業者による通信と連携したサービスの事例	… p 24
図表 23 ワンセグ放送の概要	… p 24
図表 24 サーバ型放送の概要	… p 25
図表 25 トリプルプレイサービスの現状	… p 26
図表 26 ブロードバンドネット映像配信事業への進出状況	… p 26
図表 27 米国のDBS事業者の概要	… p 28
図表 28 主なDBS事業者のローカル・イントゥ・ローカルサービスの状況	… p 28
図表 29 GAO報告書によるDBS普及率に関する要因	… p 30
図表 30 新指令案の概要	… p 32
図表 31 英国におけるテレビの普及状況	… p 33
図表 32 衛星放送の概念図	… p 36
図表 33 衛星放送におけるBS放送・CS放送	… p 37
図表 34 我が国の衛星放送に用いられている衛星及びその諸元	… p 38

図表 3 5	衛星放送に関する制度	… p 3 9
図表 3 6	衛星放送事業者に関する規律	… p 4 0
図表 3 7	BS放送の経緯	… p 4 2
図表 3 8	BS放送用チャンネルの使用（テレビジョン放送）の変遷	… p 4 3
図表 3 9	現在のBS放送のチャンネル一覧	… p 4 4
図表 4 0	BS放送の普及状況（契約数）	… p 4 4
図表 4 1	BSデジタル放送の受信世帯数	… p 4 5
図表 4 2	BS放送事業者（NHKを除く。）全体の収支状況	… p 4 5
図表 4 3	BSデジタルテレビジョン放送専業5者の収支状況	… p 4 6
図表 4 4	NHKの衛星放送に係る収入と経費の推移	… p 4 6
図表 4 5	BS放送に使用している衛星とチャンネルの状況	… p 4 8
図表 4 6	東経124度・128度CSデジタル放送における加入件数の推移	… p 4 9
図表 4 7	CSデジタル事業者（東経110度を除く）の収支状況	… p 4 9
図表 4 8	東経110度CSにおける加入件数の推移	… p 5 0
図表 4 9	CSデジタル放送事業者（東経110度）の収支状況	… p 5 0
図表 5 0	2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の概要	… p 5 1
図表 5 1	追加4チャンネル及びアナログ3チャンネルの利用の在り方	… p 5 7
図表 5 2	新たにBSデジタル放送に使用可能な周波数に関する規定要因	… p 5 7
図表 5 3	追加4チャンネルの概要	… p 5 9
図表 5 4	追加4チャンネルと受信障害対策用SHF無線局の関係	… p 6 0
図表 5 5	受信障害対策放送用SHF無線局の運用状況	… p 6 1
図表 5 6	追加4チャンネルと携帯電話用無線局の関係	… p 6 2
図表 5 7	追加4チャンネルとFWA用無線局の関係	… p 6 2
図表 5 8	追加4チャンネルと航空路監視用レーダの関係	… p 6 3
図表 5 9	対応可能なTS数と製造台数	… p 6 5
図表 6 0	対応可能なBroadcaster ID（放送事業者）数と製造台数	… p 6 6
図表 6 1	対応可能なService ID数と製造台数	… p 6 7
図表 6 2	追加4chの受信と製造台数	… p 6 8
図表 6 3	配慮すべき現行デジタル受信機等における規定要因	… p 6 8
図表 6 4	個別受信システムの現状	… p 7 0
図表 6 5	共同受信システムの現状	… p 7 0
図表 6 6	BSの運用状況	… p 7 2
図表 6 7	海外におけるハイブリッド衛星の例	… p 7 5
図表 6 8	BSデジタル放送の技術基準	… p 7 8
図表 6 9	衛星放送における受託委託放送制度の導入に関する経緯	… p 8 3
図表 7 0	マスメディア集中排除原則の概要	… p 8 5
図表 7 1	衛星放送のマスメディア集中排除原則の概要	… p 8 8

図表 7 2	地位の承継に関する放送関係法の比較	… p 9 6
図表 7 3	マスメディア集中排除原則の概要（再掲）	… p 9 8
図表 7 4	衛星放送のマスメディア集中排除原則の概要（再掲）	… p 9 8
図表 7 5	欧米における衛星放送事業者に対するメディア所有規制	… p 9 9
図表 7 6	CSデジタル放送プラットフォーム事業者の変遷	… p 1 0 8
図表 7 7	スカパーの概要	… p 1 0 8
図表 7 8	BS各社による新しい双方向サービスの状況	… p 1 0 9
図表 7 9	「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の概要	… p 1 1 0
図表 8 0	ラジオ国際放送のサービスエリア	… p 1 1 5
図表 8 1	テレビ国際放送のサービスエリア	… p 1 1 6
図表 8 2	NHKによる番組配信	… p 1 1 7

はじめに

放送は、今、時代の岐路に立っている。

デジタル化の進展、通信のブロードバンド化やFMCの進展等情報通信技術は急速かつ多様に発展しつつある。これに伴い、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに容易につながるユビキタス化が、現実のものとして手の届くところに見えてきている。

他方、ユビキタス化の前提あるいは結果として、端末、伝送路、ビジネス、コンテンツの各レベルにおける通信・放送の融合・連携が進展しつつあるが、このことは、今後、本格的なクロスメディア競争時代の到来を予感させるとともに、法規範や価値観の在り方をも問い直す契機となっている。

衛星放送は、広域性や経済性、大容量性・高品質性において優れている上に、メディアとして後発であったこともあって、移動型端末による安定受信、デジタル化、フルスペックハイビジョン放送や双方向データ放送等、他メディアに先駆けて先進的技術を導入・活用する「放送におけるフロントランナー」としての役割を果たしてきた。

また、衛星放送は、電気通信用伝送路の放送への利用、比較的小規模な事業者及び外国事業者による参入、そして、有料放送、多チャンネル放送等新たな枠組の中で新たなビジネスモデル、新たな事業分野を創造してきた。

我が国は、ついに人口減少時代に突入し、今後超少子高齢社会、地方や個人の独自性や多様性を重視した分権型社会を迎えようとしており、今後、技術革新による高付加価値化、豊かなコンテンツの創造・流通による国家の魅力・国際競争力の向上、そして、全国どこでも安心・信頼して安全に情報を受発信できる環境の整備が求められている。

「u-Japan」、「知的財産立国」、「科学技術創造立国」は、上記の課題解決のためのキーワードであるが、高付加価値知的財産の創造・流通、多くの国民利用者が安心して低コストで同時に日常生活に不可欠な情報の安定的な提供、生活に知恵を加え、彩りを添える文化的役割などは、デジタル化によって一回り大きくなる放送にこれまで以上に期待される使命であると言えよう。

このような中で、衛星放送は、「放送におけるフロントランナー」として、今後放送に期待される役割をいち早く担っていくことが必要である。そのためには、通信・放送の融合等技術進歩の成果をこれまで以上に国民利用者に還元するための新たな制度の整備や、より柔軟なビジネス展開を可能にする観点からの制度変更等、衛星放送の特性を一層有効に発揮させるための新時代の取組みに向けた抜本的な検討が不可欠である。

「衛星放送の将来像に関する研究会」は、以上のような衛星放送を取り巻く環境の変化、そして、衛星放送に期待される役割を踏まえ、視聴者利益の向上、情報通信全体の発展、ひいては国益の確保といった視点から、衛星放送の健全な発達に必要な中長期的課題について総合的な検討を行い、平成17年10月14日から平成18年●月●●日までの計●回の会合、そして、●回の幹事会会合を経て、報告を取りまとめたものである。

第1章 衛星放送を取り巻く環境の変化

衛星放送の将来像について検討するにあたり、まず、我が国の衛星放送を取り巻く環境として、我が国の放送及び情報通信全体の動向、そして、諸外国における衛星放送等の動向について概観することとする。

第一節 我が国の放送及び情報通信全体の動向

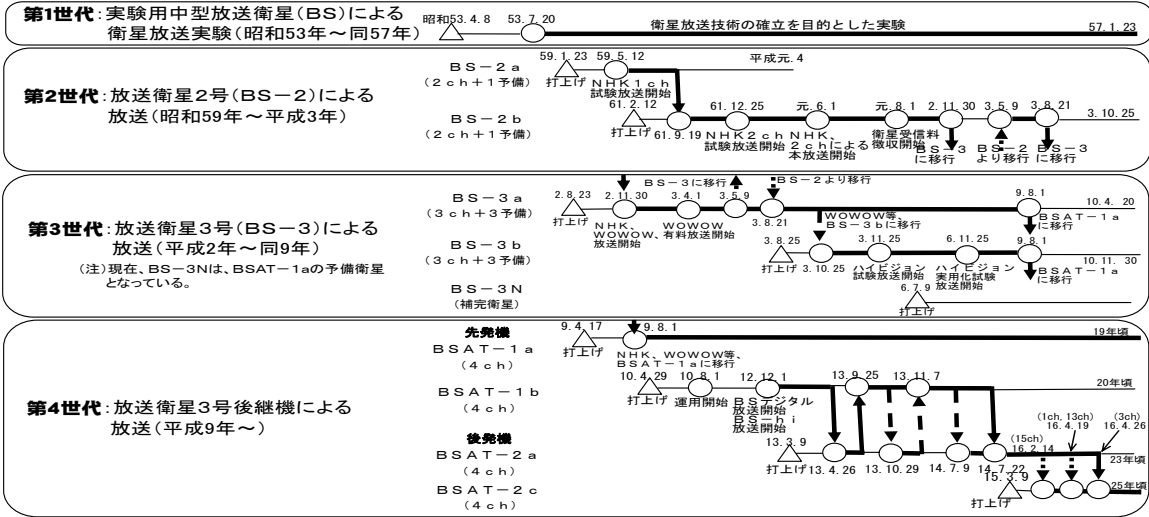
1 放送メディアの進展

我が国の放送は、受信料収入をその基盤とする日本放送協会（以下「NHK」という。）及び広告収入をその基盤とする無料総合放送を中心とする地上放送において、大正14年に中波による地上アナログ音声放送が開始されて以来、昭和28年には白黒により、同じく35年にはカラーによる地上アナログテレビ放送が開始され、そして、平成15年には、音声放送においては実用化試験放送により、テレビ放送においては本放送によるデジタル放送が開始されている。

他方、昭和30年にはケーブルテレビが開始され、昭和40年代半ばからは国の宇宙開発委員会による放送衛星の開発が開始され、衛星放送を開始するための取組みが進められている。

以上のように、現在では、放送メディアとしては、地上放送に加え、衛星放送、そして、ケーブルテレビの普及発達による多メディア・多チャンネル化が展開し、視聴者が情報を得る手段の選択肢が増加している。

図表1 我が国の放送メディアの進展



2 各メディアの概況

我が国のテレビ放送については、地上放送が、その視聴時間及び視聴世帯数ともに、平成17年11月時点において、それぞれ1日あたり3時間32分及び約4,800万世帯に及んでおり、他のメディアに比べて、大きな割合を占めている。

衛星放送については、平成17年11月時点において、視聴時間は1日あたり約9分となっている。衛星放送の視聴可能世帯数等は、平成18年4月末時点で約1,885万世帯となっている。

ケーブルテレビは平成18年3月末時点で約1,913万世帯が視聴している。

他方、近年、ブロードバンド化の急速な進展を背景とするインターネットの利用時間及び利用者数については、平成17年6月末時点において、それぞれ1日あたり37分及び約7,948万人となっており、その利用時間及び利用者数ともに地上放送に次ぐメディアとして成長しつつある。

図表2 我が国の各メディアの特性

		チャンネル数	視聴時間等 (一日当たり、全国平均)	視聴世帯数等	民間事業者数	
テレビ	地上放送	NHK2ch+民放4ch程度 (東京：NHK2+民放6+放送大学1)	3時間32分	約4,800万世帯	127社	
	衛星放送	BS放送 アナログ	9分	約1,437万世帯 (H18.4)	1社	
		デジタル		HDTV7ch SDTV3ch	約1304万世帯 (H18.4)	7社
		CS放送 (デジタル)		282ch	約448.8万世帯 (H18.4)	120社
	CATV (自主放送を行う許可施設)	—	—	約1,913万世帯 (H18.3)	530社 (H18.3)	
ラジオ (地上放送) (注：FM・FM放送、外国語放送、短波放送を除く)		NHK3ch+民放2ch程度 (東京：NHK3+民放5+放送大学1)	37分	—	96社	
(参考) インターネット		—	37分	約7,948万人 参考：契約件数 (H17.6) DSL 1408万件 ケーブル 306万件 光 341万件 モバイル・インターネット 約7,775万人	—	
パソコンからの利用者		—	—	約6,416万人	—	

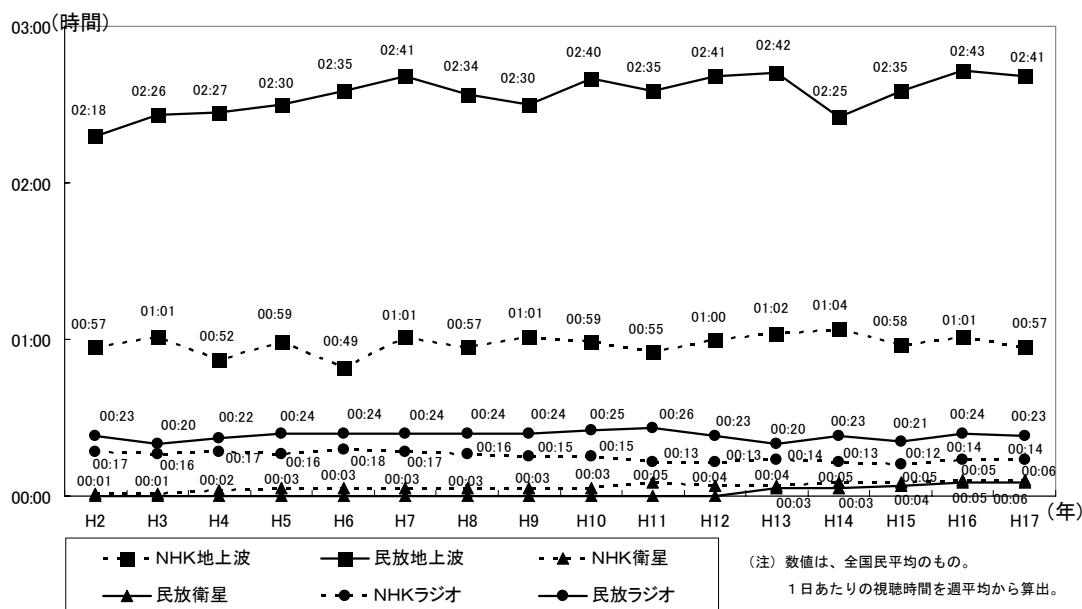
注1：視聴時間等は、放送については、全国個人視聴率調査（平成17年11月時の調査）に基づく週平均の視聴時間。（NHK放送文化研究所調べ）
 注2：チャンネル数等、視聴世帯数等、民間事業者数等のうち、時期を明示していないものは、平成18年4月末現在のデータ。
 注3：地上放送の視聴世帯数は、平成18年3月末の住民基本台帳等に基づく推計。
 注4：BS放送の視聴世帯数は、NHKの受信契約数（アナログ・デジタル合算）にケーブル経由を加えた値。括弧内のBSデジタル放送の視聴世帯数は受信機台数（NHK調べ）
 注5：CS放送のチャンネル数、視聴世帯数、及び民間事業者数はSKY PerfectV!及びSKY PerfectV!110に係る数値の合計。
 注6：CS放送には電気通信役務利用放送（衛星系）を含む。民間事業者数の内訳は、委託放送事業者71社、電気通信役務利用放送事業者（衛星系）49社（H18.4月末）。
 注7：CATVは電気通信役務利用放送（有線系）を除く。
 注8：インターネット利用者および利用時間は、総務省平成17年「情報通信に関する現状報告」の数値（平成17.3現在）により、契約件数は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を記載

3 1日のテレビ視聴時間等の推移

1日のテレビ視聴時間及びラジオ聴取時間の推移については、民間放送事業者及

びNHKによる地上放送において、近年ほぼ横ばいとなっている一方、衛星放送については、徐々に増加してきている。

図表3 1日のテレビ視聴時間及びラジオ聴取時間の推移



4 放送事業者の数

放送事業者の数については、平成18年3月末時点で、地上放送事業者が198社（NHK、放送大学を含む。）、衛星放送事業者が136社（NHK、放送大学を含む。）、ケーブルテレビ事業者が530社となっている。

図表4 放送事業者の数

	一般放送事業者(民放)	NHK	放送大学学園
地上放送 196社+NHK、放送大学	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビジョン放送事業者 (AMとテレビの兼営含む) 127社 ・FM放送事業者 53社 ・AM放送事業者(単営社) 12社 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ2ch ・ラジオ4ch 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ1ch ・ラジオ1ch
衛星放送 134社+NHK、放送大学	<ul style="list-style-type: none"> ・BSアナログ放送 2社 ・BSデジタル放送 12社 ・CSデジタル放送(除く110度CS) 104社 ・東経110度CSデジタル放送 16社 	<ul style="list-style-type: none"> ・BSアナログ 3ch (HDTV 1ch)(SDTV 2ch) ※HDTVはBSデジタルのサイマル放送 ・BSデジタル 3ch (HDTV 1ch)(SDTV 2ch) ※SDTV 2ch分はBSアナログのサイマル放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・CS 2ch
ケーブルテレビ 530社	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者 530社 (自主放送を行う許可施設事業者数) 		

(注1) 地上放送及び衛星放送の数字は各々平成17年8月末時点。
(注2) ケーブルテレビについては平成18年3月末時点。
(注3) 地上放送の事業者数からはコミュニティ放送を除いている。
(注4) 衛星放送の事業者数からはCSアナログ放送1社を除いている。

5 放送メディアの市場規模及び推移

放送メディア全体の市場規模については、平成14年度以降順調に増加しており、平成16年度において、3兆9,559億円となっている。また、各放送事業者のシェアについては、地上系民間放送事業者が65.8%、NHKが17.3%、ケーブルテレビ事業者が約8.9%、衛星放送事業者（NHK除く。）が8.0%を占めている。

図表5 放送メディアの市場規模の推移

	放送市場 全体	地上放送			NHK			衛星放送(民放)			ケーブル
		テレビ	ラジオ単営	計	地上	衛星	計	BS	CS	計	
4年度	27875	19730	1763	21493	4944	460	5404	349	0	349	629
5年度	27465	19094	1691	20785	4953	559	5512	387	6	393	775
6年度	28516	19710	1701	21411	5013	638	5651	454	16	470	984
7年度	30244	21037	1770	22807	5010	707	5717	560	34	594	1126
8年度	32652	22825	1859	24684	5076	800	5876	611	71	682	1410
9年度	33250	22698	1865	24563	5245	885	6130	623	290	913	1644
10年度	33885	22672	1742	24414	5307	953	6260	664	616	1280	1931
11年度	34919	23028	1705	24733	5324	1011	6335	633	974	1607	2244
12年度	37222	24633	1708	26341	5460	1066	6526	731	1161	1892	2463
13年度	37452	24190	1633	25823	5457	1119	6576	897	1438	2335	2718
14年度	37218	23071	1654	24725	5488	1160	6648	824	1945	2769	3076
15年度	38106	23464	1623	25087	5497	1197	6694	796	2199	2995	3330
16年度	39371	24405	1608	26013	5443	1224	6667	811	2346	3157	3533

(注1) 地上放送については、コミュニティ放送を含まない。テレビについては、ラジオ・テレビ兼営社及び多重放送単営社も含む。

(注2) NHKの地上波については、全体の事業収入から衛星放送関係の事業収入を差し引いたもの。

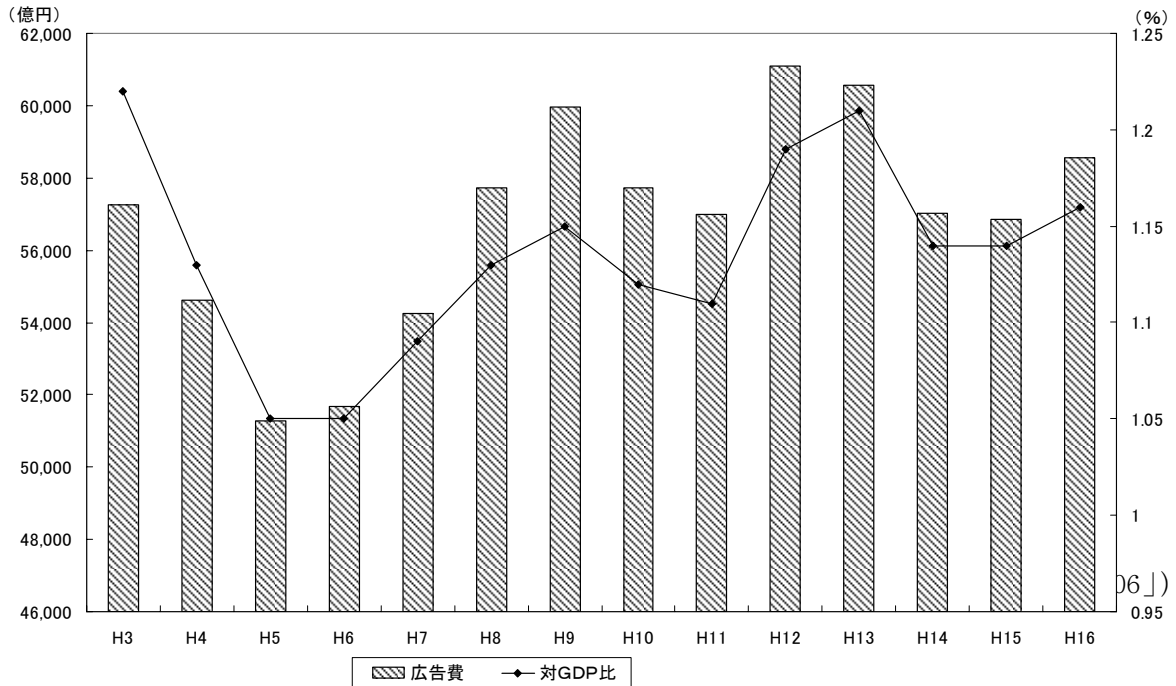
(注3) 衛星については、2.6GHz帯衛星デジタル音声放送を除く。そのため前頁「5 放送メディアの市場規模」における経常事業収入3,158億円とは一致しない。

(注4) ケーブルについては、自主放送を行う事業者のケーブルテレビ事業の営業収益。

6 メディア別広告費等の推移

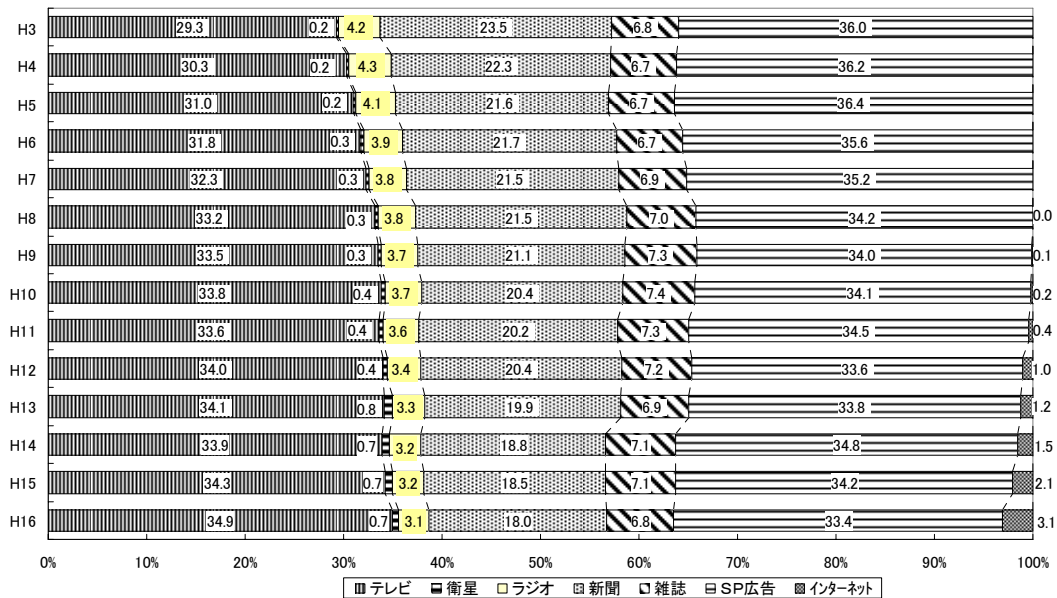
広告費の額は平成12年以降減少し、平成16年において約5兆8000億円となっている。また、GDPに占める広告費の割合については、平成13年以降減少していたが、平成16年において再び増加し、約1.16%となっている。

図表6 GDPに占める広告費の推移



次に、媒体別広告費については、地上波テレビジョン放送が緩やかに比率を増し、平成16年には34.9%を占めている。また、近年はインターネットによる広告費が増大してきており、平成16年には全体の3.1%を占めている。

図表7 媒体別広告費（広告費比率の推移）



(注1) 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費

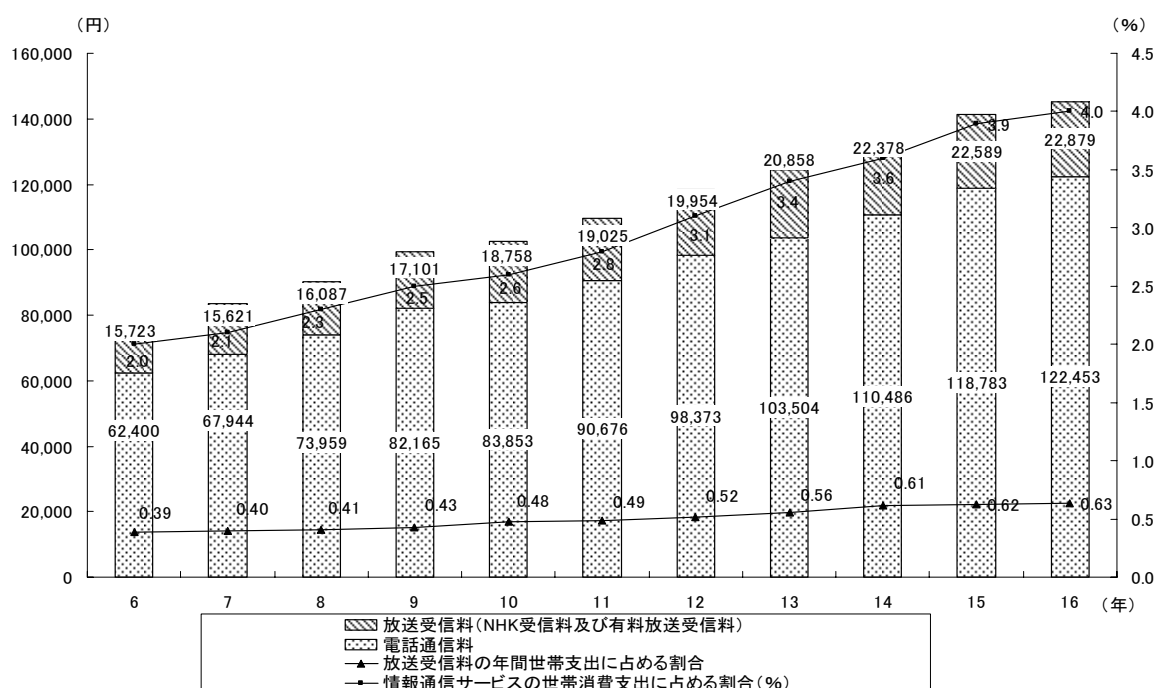
(注2) SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告。例えば、DM、折込等。

(出典：(株)電通総研「情報メディア白書2006」、電通ウェブサイト (<http://dci.dentsu.co.jp/>))

7 情報通信関連年間支出金額の推移

情報通信関連支出金として、放送受信料（NHK受信料及び有料放送受信料）の占める割合は着実に増加している。情報通信サービスの世帯消費支出に占める割合については、平成6年（2.0％）から平成16年（4.0％）までの10年間で、約2倍に増加している。

図表8 情報通信関連年間支出金額の推移



（出典：総務省「家計調査年報」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））により作成）

8 地上テレビジョン放送のデジタル化

我が国の地上デジタル放送は、平成15年12月には三大広域圏（関東・中京・近畿）において開始されており、平成18年末までにはその他の県庁所在地等でも放送が開始。平成23年7月24日までに地上デジタル放送への全面移行が行われる予定となっている。

図表 9 地上テレビジョン放送のデジタル化の意義

1 IT社会の基盤

- ① 地上放送のデジタル化は、4,800万のほぼ全世界に広く普及しているテレビ（約1億台）のデジタル化。全家庭における身近で簡便なIT基盤を形成。
- ② インターネットと連携したサービスや双方向サービスを可能に。

(例)【テレビ番組】

- 自治体からのお知らせ → 関心を持った地域の催しをテレビ画面上でリモコン操作 → 申込み (内容、日時、場所等の詳細情報)
- 紀行情報番組 → 気に入った温泉宿をテレビ画面上でリモコン操作 → 予約 (空き情報、部屋の種類、価格等の詳細情報)

2 視聴者にとってのメリット

- ① 高品質な映像・音声サービス ⇒ ハイビジョンやゴーストのない画像
- ② 高齢者・障害者にやさしいサービスの充実 ⇒ 例：セリフの速度が自由に調節可能
- ③ 安定した移動受信の実現 ⇒ 携帯端末等でクリアな映像を受信可能
- ④ データ放送の充実 ⇒ 例：ニュース、天気予報をいつでも視聴可能

3 新たな周波数の創出

アナログ方式と比較して使用周波数を大幅に節減可能⇒ 移動体通信など新しい周波数ニーズへの対応

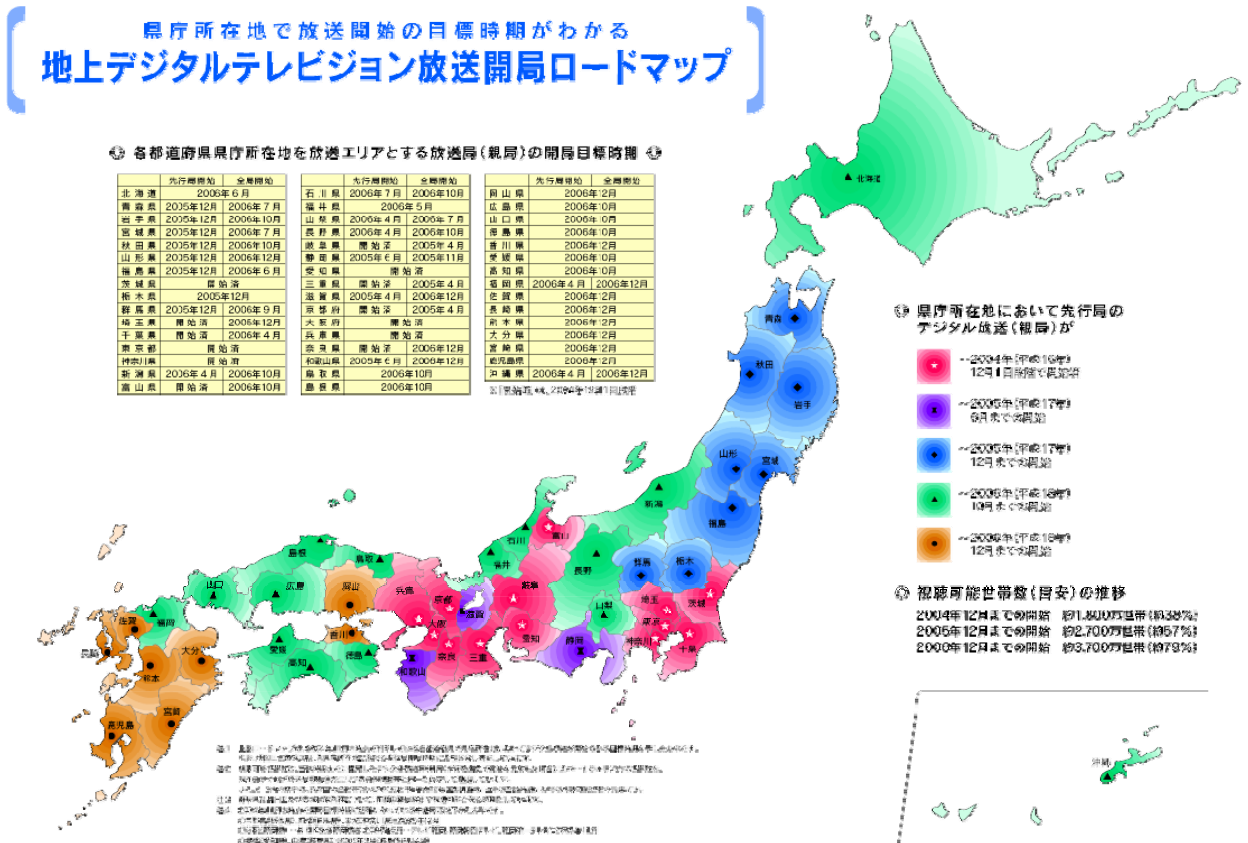
4 経済効果

関連産業への波及効果を含めると約200兆円（「地上デジタル放送懇談会報告」（平成10年10月））

5 高度なサービスの普及促進等

公共分野における新たな活用を促進し、携帯端末向け放送やサーバー型放送などの高度なサービスの普及を推進。

図表 10 地上デジタルテレビジョン放送開局ロードマップ（県庁所在地）



平成18年6月現在では、地上デジタルテレビジョン放送を直接受信可能な世帯は、31都道府県で約3,220万世帯(全世帯の約68%)となっている。なお、ケーブルテレビ経由については、同年3月末現在、同じく約1,280万世帯となっている。

図表11 地上デジタル放送の普及状況

■ 視聴可能世帯数

○直接受信: **31都道府県※ 約3,220万世帯(全世帯の約68%)**

(平成18年6月1日現在)

※北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、福岡、沖縄

○ケーブルテレビ経由: **約1,280万世帯**

(平成18年3月末現在)

(JCTA調べ)

■ 地上デジタル放送受信機台数

約51万台(開始前) → 約1,122万台

(平成18年5月末現在)

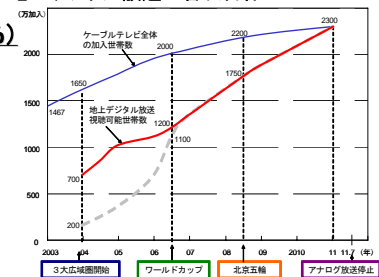
(JEITA、日本ケーブルラボ調べ)

■ アナログ周波数変更対策

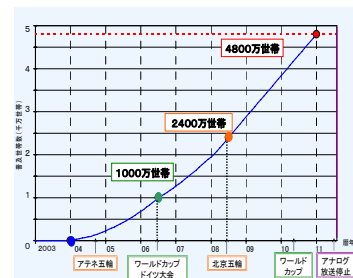
590地域の対策に着手し、**約430万世帯(全体の約92.9%)**の

対策を終了するなど、計画に沿って順調に進捗 (平成18年5月末現在)

■ ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標



■ 地上デジタル放送用受信機の普及目標



また、地上デジタル放送が受信可能な受信機については、開始前の約51万台から急速に普及し、平成18年5月末現在、約1,122万台となっている。

図表12 デジタル放送受信機の普及状況

2006年5月末現在

地上デジタル放送受信機の出荷状況 ※内数

1122万台 (+68万台)

※JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台 (-)
② 液晶テレビ	503万台 (+33)
③ PDPテレビ	107万台 (+6)
④ チューナー	23万台 (+1)
⑤ デジタルレコーダ	146万台 (+17)
⑥ ケーブルテレビ用STB	271万台 (+11)

※2004年のSTBは四半期ごとの統計値

BSデジタル放送の受信可能件数

1546万件

※NHK調べ(速報値)

BSデジタル放送受信機の普及数

1368万台 (+65万台)

CRTテレビ	185万台 (-)
PDP、液晶テレビ	662万台 (+39)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	251万台 (+15)
ケーブルテレビ用STB	270万台 (+11)

**ケーブルテレビでの視聴世帯
(アナログに変換して視聴)**

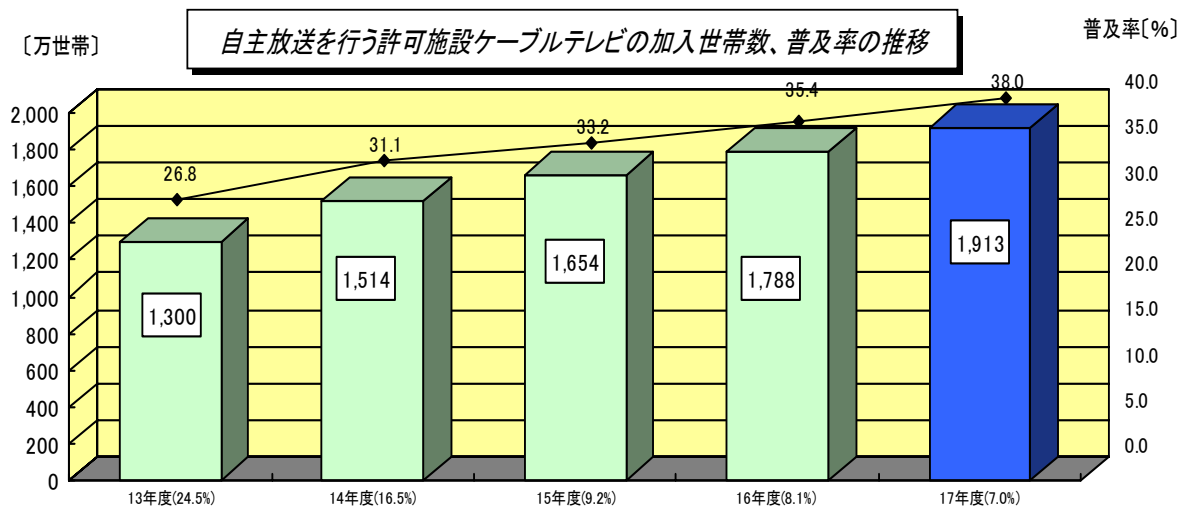
178万世帯

注) ①内の数値は前月比

9 ケーブルテレビの動向

自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、平成18年3月末で1,913万世帯、普及率は38%となっており、2011年初頭までの普及目標（約2,300万世帯）に向けて順調に増加している。また、自主放送を行う許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ696施設、530事業者となっている。

図表13 ケーブルテレビの普及状況と許可の現状

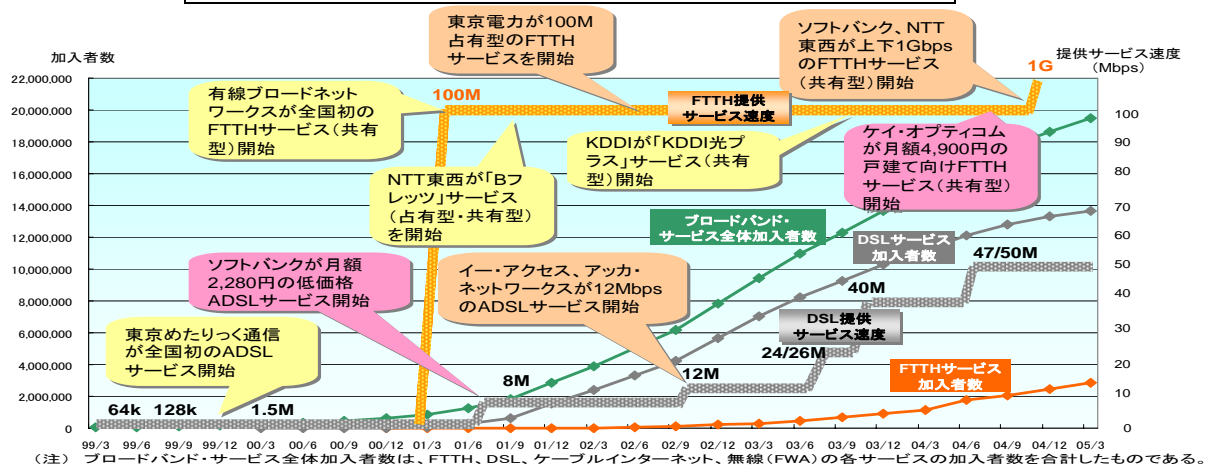


※1 年度末の数値。()内は加入世帯数の対前年度増加率。
 ※2 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出(平成17年度分については、平成16年度末の世帯数を使用)。

10 通信分野におけるブロードバンド化

平成12年頃まで、通信分野における定額料金制の常時接続サービスは稀であり、料金も高く、音声を送れる程度の低速なサービスが中心であった。

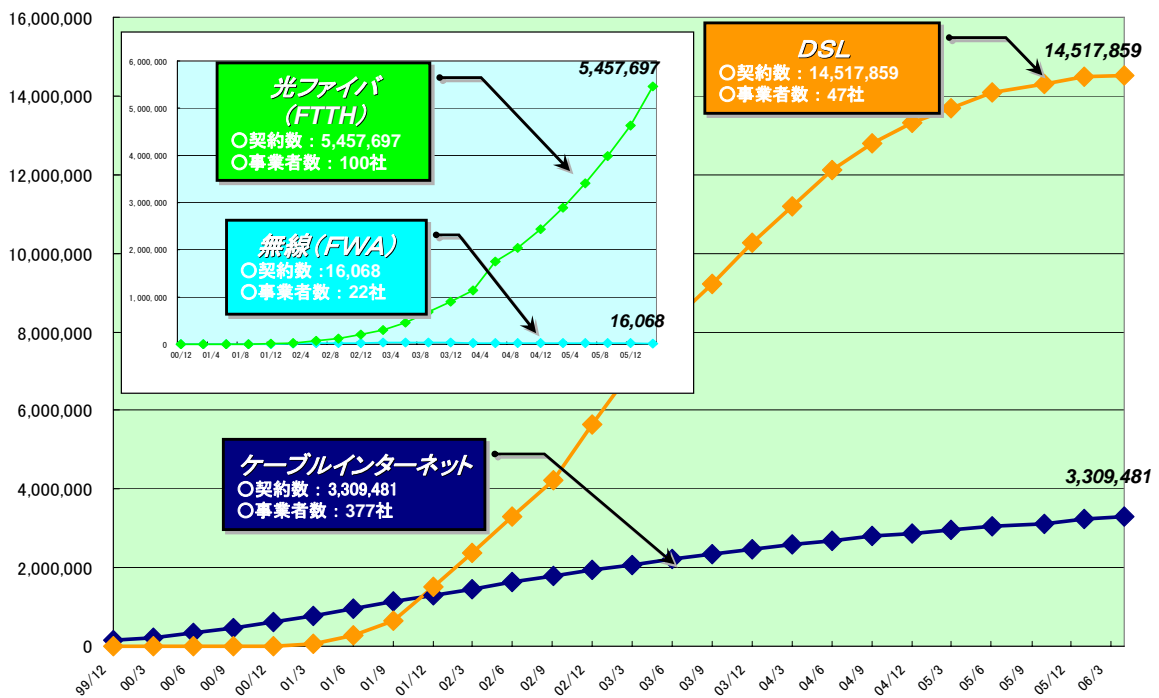
図表14 我が国のブロードバンド・サービスの変遷



(注) ブロードバンド・サービス全体加入者数は、FTTH、DSL、ケーブルインターネット、無線(FWA)の各サービスの加入者数を合計したものである。
 (出典:「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会最終報告「次世代ブロードバンド構想2010」(2005年7月15日))

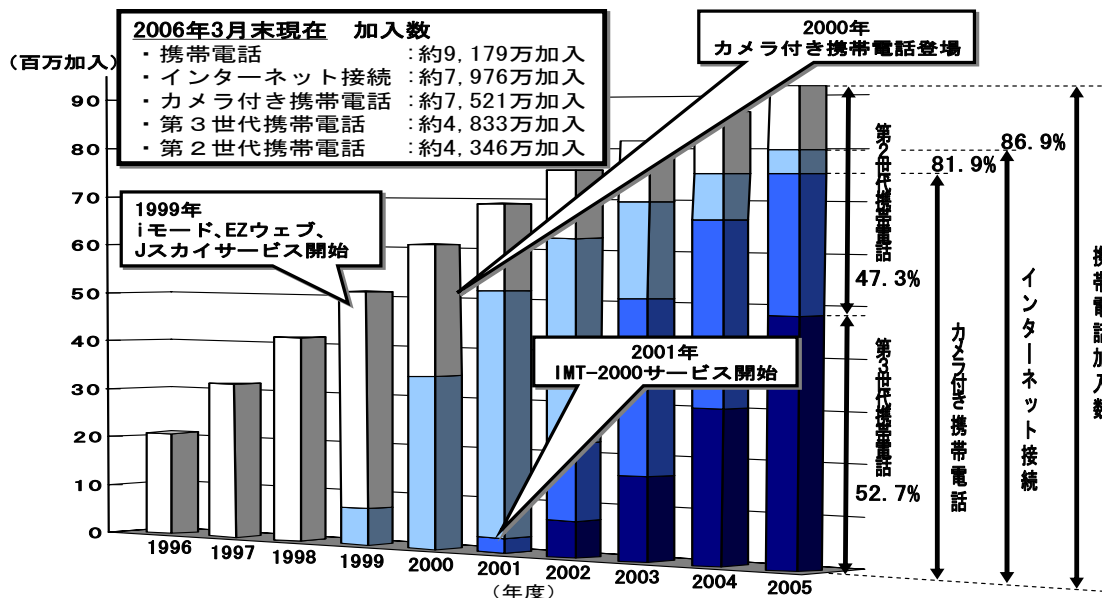
その後、総務省におけるインターネット時代に対応した新たな競争環境の整備等インフラ整備や電子商取引、電子政府、人材育成等政府一体となった様々な施策が講じられたこともあり、ブロードバンド・サービスが急速に普及し、2006年3月末現在、DSL加入者は1,452万人、FTTH加入者数は546万人に達している。また、モバイル系ブロードバンド・アクセスサービスを提供している第3世代携帯電話（IMT-2000）の加入者数については、2006年3月末で4,833万（携帯電話全加入者数9,179万の約53%）となっている。

図表15 我が国のブロードバンド・サービス等の加入者数



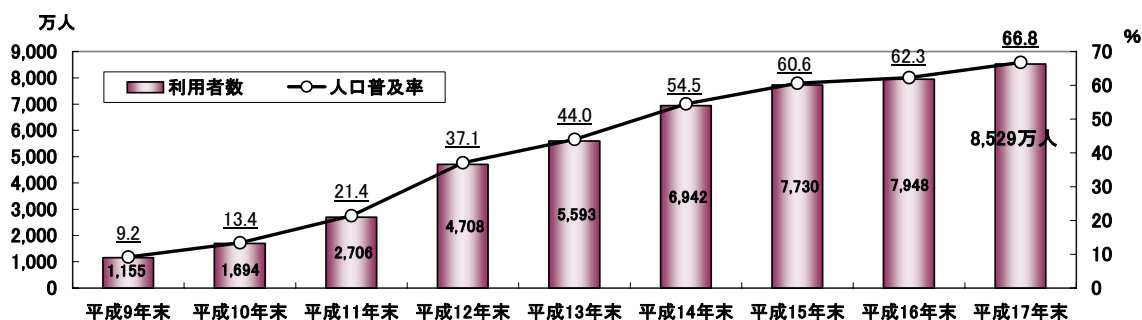
注) 平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計しています。

図表16 携帯電話加入者数の推移

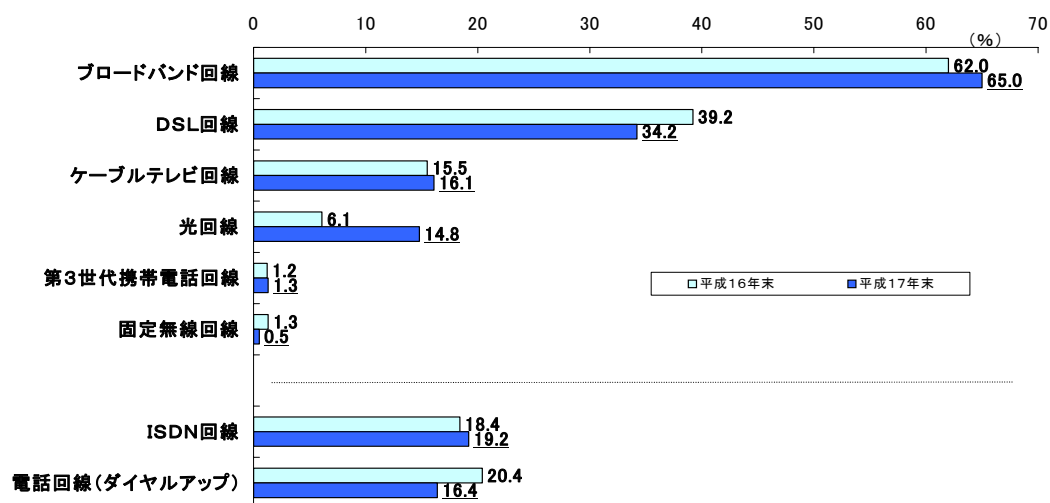


また、インターネット利用者数は、2005年末で、対前年比581万人増の8,529万人、人口普及率で66.8%（対前年比4.5ポイント増）と順調に普及している。そして、家庭でのパソコンからのインターネット接続は、ブロードバンド回線が対前年度比3.0ポイント増の65.0%、ISDN及び電話回線（ダイヤルアップ）で対前年比0.8ポイント増の19.2%となっている。

図表17 インターネット利用者数及び人口普及率の推移



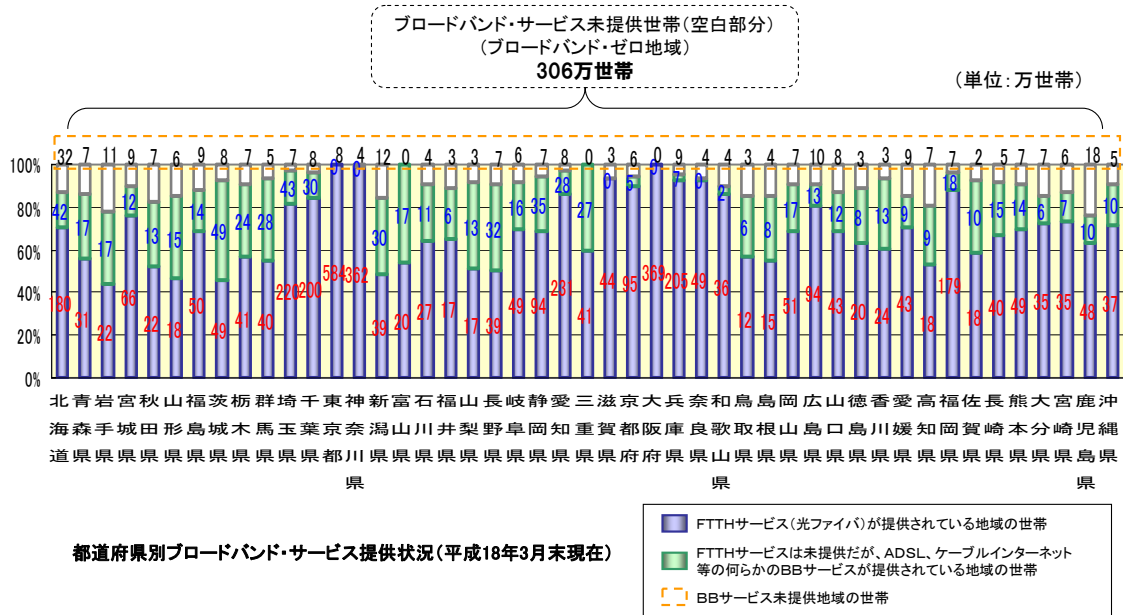
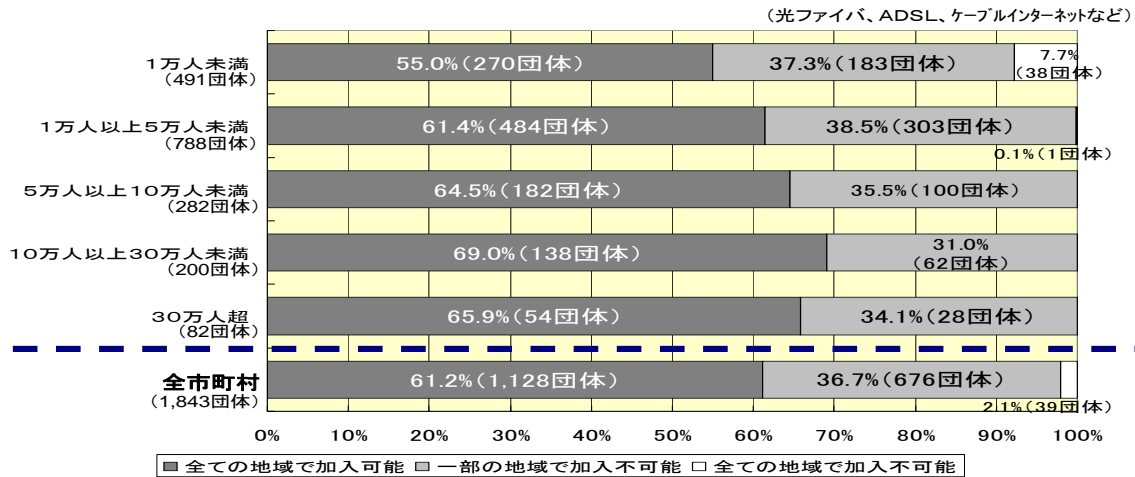
図表18 世帯におけるパソコンからのインターネット接続方法



我が国のブロードバンド環境は、平成18年3月現在、全市町村の約98%（1,804市町村）でいずれかのブロードバンドが利用可能となっている。世帯カバー率で見ると、大阪府、富山県、東京都、三重県及び神奈川県ではほぼ100%の世帯がいずれかのブロードバンドが利用可能となっている一方、岩手県、鹿児島県では80%以下にとどまっている。

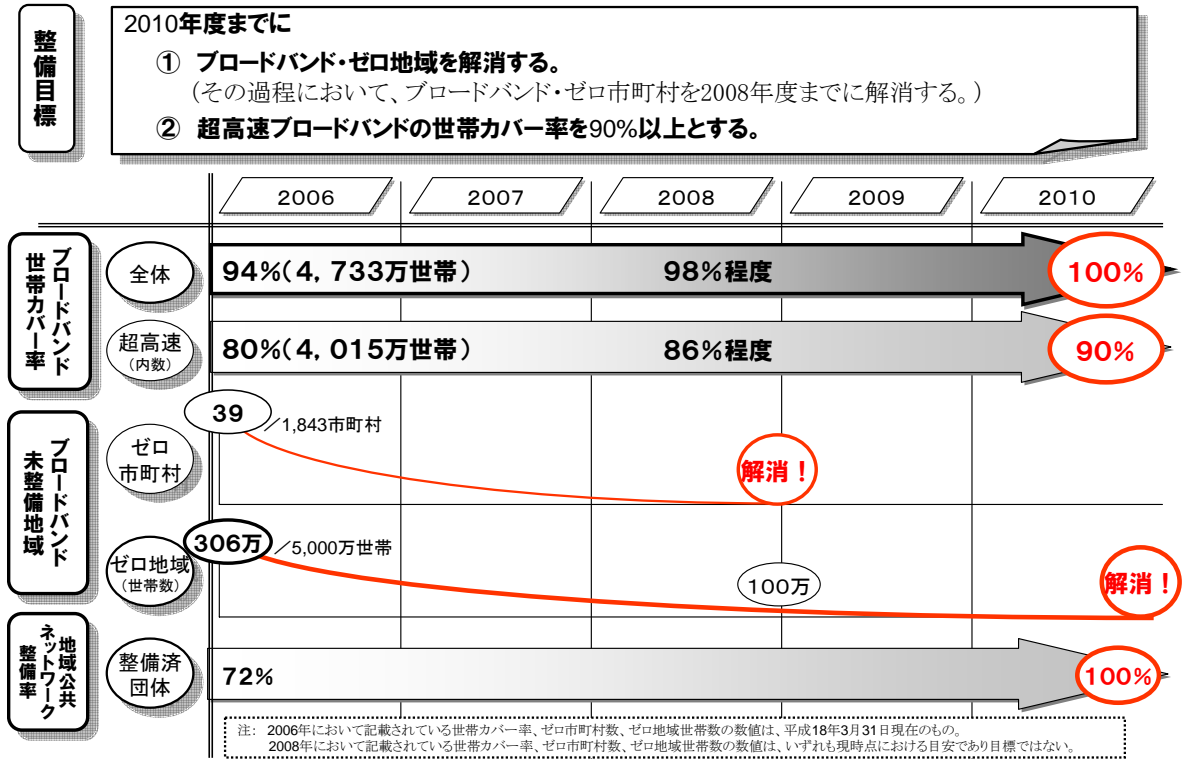
図表19 デジタル・ディバイドの現状

ブロードバンド整備状況【市町村人口規模別】
(平成18年3月末)

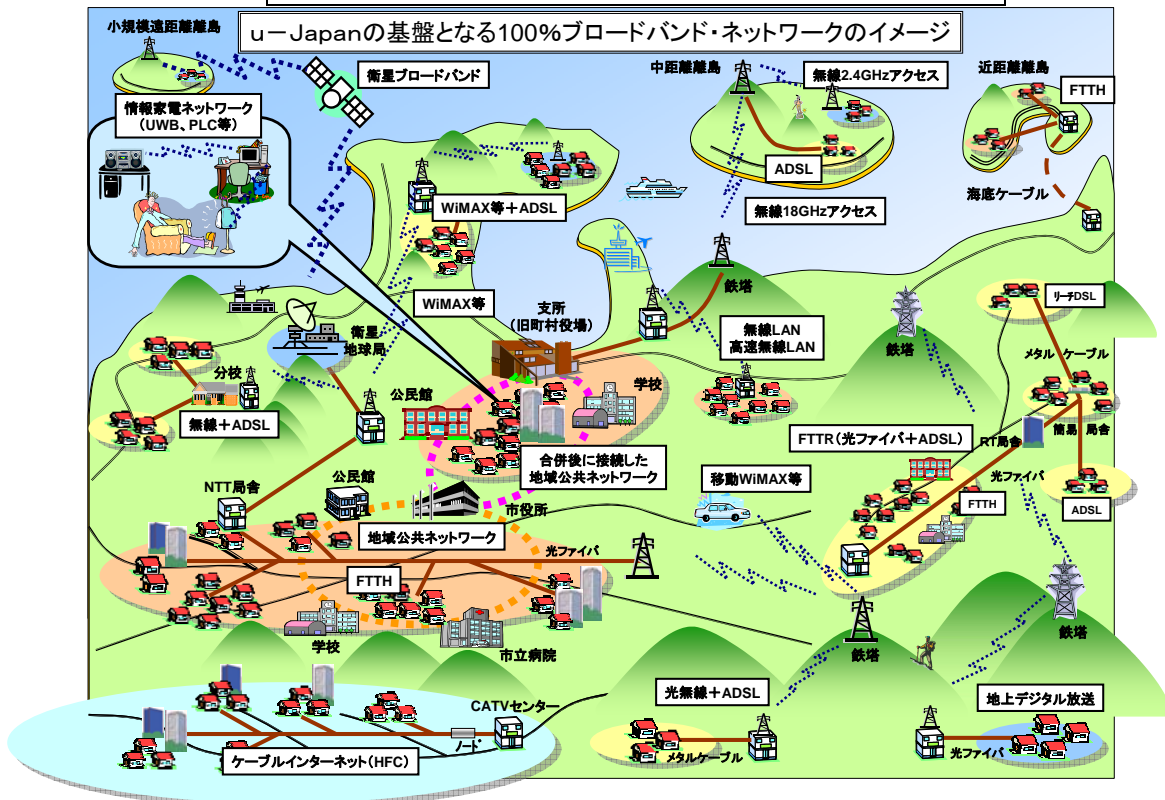


以上のような状況に加え、平成16年12月に総務省において公表した「u-Japan 政策」及び本年1月にIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」等においては、2010年度を目標年度としたブロードバンドの全国整備の方針が示されたところである。これらを受けて、総務省としては「次世代ブロードバンド戦略2010(案)」(平成18年8月公表予定。現在意見招請中)において、2010年度へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消等の整備目標、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明らかにしたところである。

図表 20 2010年度に向けたブロードバンドの整備目標



図表 21 ブロードバンド・ネットワークイメージ



1 1 インターネット利用の最新動向

近年、Web 2.0 という概念が注目を浴びている。Web 2.0 の特徴として、ユーザが情報の受け手であるだけでなく、レビュー・評価を通じてコンテンツの構築に貢献する側でもあり、ユーザの評価等がサービスとして蓄積されていくという、ユーザ参加型・双方向コミュニケーション型のサービスであることが挙げられる。例としては、Amazon のレビューや SNS 等が挙げられる。

1 2 通信と放送の融合・連携、クロスメディア環境における競争の進展

前述した 2011 年 7 月 24 日に予定されている地上アナログテレビジョン放送の全面デジタル化、そして、2010 年における全国ブロードバンド化を見据え、近年では、平成 18 年 4 月に開始された携帯端末向け放送サービス「ワンセグ」サービスやサーバ型放送の実用化に向けた取組等、地上放送事業者をはじめとする放送事業者による通信との連携サービス、ケーブルテレビ事業者等による映像配信、高速インターネット及び電話のトリプルプレイサービス、そして、電気通信事業者による映像配信サービス等、通信と放送の融合・連携、クロスメディア環境における競争が進展している。

1 3 u-Japan

我が国は、戦後、急速な経済発展を遂げ、産学官一体となって産業力を強化し、高度経済成長を背景として国民全体の生活水準や国全体の文化水準を高めることに成功してきた。今日では、世界第二位の経済大国の地位を確保しているが、グローバルな経済情勢も大きく変化しつつあり、ASEAN や BRICS といった中堅国の成長も著しく、かつて競争優位にあった製造産業でもその地位を奪われつつある状況にある。他方、国民生活を見れば、依然として経済的な豊かさを享受しているものの、人々の価値観の多様化に伴い、ゆとりや安心・安全等の価値観が重視される成熟社会を迎えつつある。このような中で、我が国はついに人口減社会に突入し、急速に少子高齢化が進行中である。こうした認識の下に、様々な人的資源だけでなく、様々な資源のコストも上昇しており、他方これまでのような低付加価値製品の大量生産、資源の大量消費といったことが許されなくなっている。21 世紀半ばには国民の約 2.8 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢化社会になるものと予測されている。これにより、労働力人口の減少や消費活動の減退といった状況に至れば、社会経済全体の活力が失われかねない。

こういった状況を打破するためには、IT（Information Technology）等の可能性をフルに活用し、その能力を最大限発揮させることによって、生産性を向上し社会経済の活力を維持向上させることが不可欠になるものと考えられる。いわば、ITは我が国の社会経済活力を維持向上させ、かつ、国民生活の豊かさと安心・安全を確保していくための鍵をにぎっている。

このような認識の下に平成13年1月に策定されたのが「e-Japan戦略」である。同戦略では、インフラ面における取組みを中心に「2005年[平成17年]に世界最先端のIT国家となる」という大きな目標を掲げたが、着実に成果を上げてきている。例えば平成16年2月時点で、高速インターネットの利用可能世帯は、DSLが3,800万世帯、ケーブルインターネットが2,300万世帯、超高速インターネットアクセス網であるFTTHは1,806万世帯に達し、平成17年までに高速インターネットを3,000万世帯で、超高速インターネットを1,000万世帯で利用可能とするという当初の目標を短期間で大幅に上回る事となった。

このようにインフラ整備が順調に進みつつある一方で、利用面では生産性の向上や社会生活の革新につながる分野での利活用は期待されたほどには進歩がなかったことから、平成15年7月には、ITの利活用に重点を置いた、「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目標として「e-Japan戦略Ⅱ」が策定された。「e-Japan戦略Ⅱ」においては、「2006年[平成18年]以降も世界最先端であり続けることを目指す」としつつ、特に、医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービスの7分野において、IT利活用の先導的取組みを推進することとされた。

また、平成16年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においては、「経済活性化に向けた重点施策」として「ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者が元気に参加できるIT社会を実現するため、『u-Japan構想』を具体化すること」とされ、同年12月にこれを具体化したものとして、「u-Japan政策」が取りまとめられた。

「u-Japan政策」では、その大目標を「2010年[平成22年]には世界最先端のICT[Information and Communications Technology]国家として先導する」と定め、インフラ、利活用、そして、利用環境の各局面における次の3つの基本軸を中心に据えた。

- ① 有線中心のブロードバンド整備から、有線・無線の区別のないシームレスな

ユビキタスネットワーク環境への移行を目指し、ネットワークが生活の隅々まで溶け込む草の根のようなICT環境を実現すること。

- ② 情報化の促進から、今後の21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に利活用し、社会に役立つ具体的なツールとしてICTをより深く実感できるようにすること。
- ③ プライバシー保護への不安等、ICTのいわゆる「影の部分」と呼ばれる問題を未然に解消し、利用環境整備を抜本的に強化し、具体的かつ包括的な対策を講ずる必要があること。

今後、ICTは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながるユビキタスな環境において、利用者の視点に立った、様々な社会課題を解決するツールとしての役割が期待されていくものと考えられる。「u-Japan 政策」及び我が国が抱える課題に対する取組をまとめた「u-Japan 政策パッケージ」においても、「ユビキタスネットワーク基盤整備」における「デジタル放送の推進」が挙げられているが、放送サービスもユビキタスネット社会の実現を支える一つの柱として社会経済活動の発展、生活水準の向上、国際社会への貢献に大きな役割を果たすことが期待されている。

1.4 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成16年諮問第8号第2次中間答申）

平成17年7月29日に、情報通信審議会より出された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成16年諮問第8号第2次中間答申）」の中で、デジタル全面移行に向けた重点施策がまとめられた。同答申内では、2011年までのデジタル全面移行を確実に実現するために、次のような施策を推進することが必要とされている。

- ・ 中継局整備の全体像の明確化
- ・ アナログ受信機に関する視聴者への情報提供や、いわゆる「コピーワンス」等著作権保護の仕組みの見直しなど、受信機の普及に向けた具体策
- ・ 地上波の再送信における「IP」や「衛星」の活用など、いわゆる「通信・放送融合」を活用したデジタル放送の普及方策

以上の事等について、できるだけ目標年次の明確化を図りつつ、具体策の提言を行うとされた。

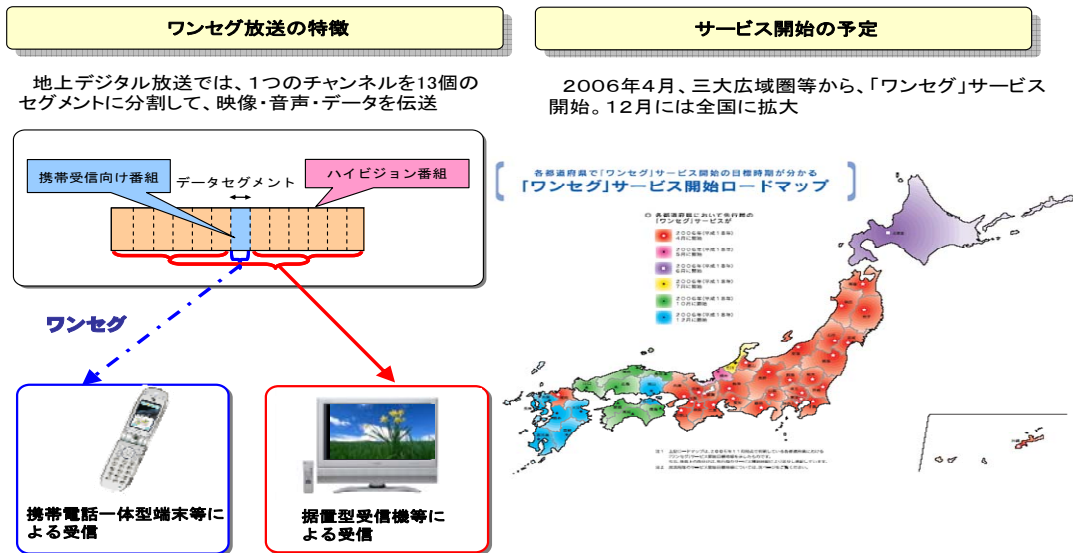
本答申の中では、衛星の活用について、2007年以内に衛星による地上波デジタル再送信の開始を目標としており、2005年8月を目処に技術条件を確認する実証実験に着手し同年度内に結論を得るとされ、また対象地域等について検討に着手し、2006年以内に結論を得ることとされた。

図表 2 2 地上デジタル放送事業者による通信と連携したサービスの事例

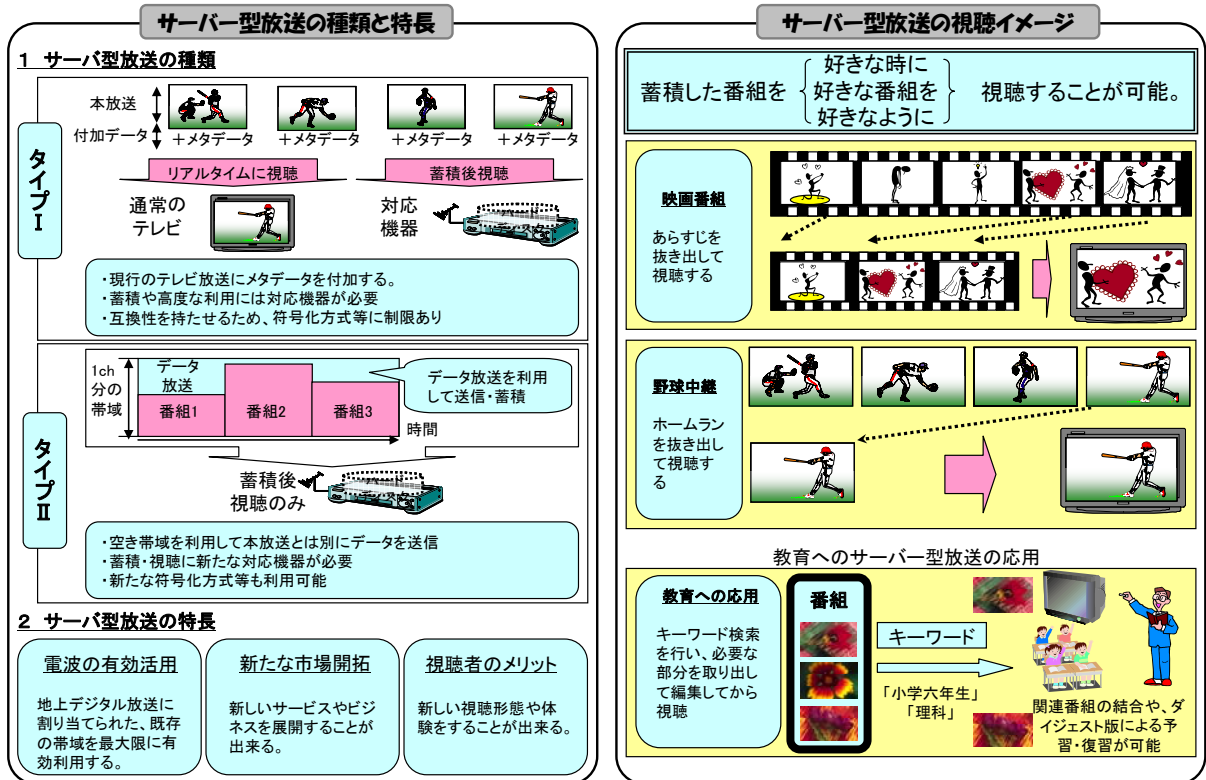
1) 視聴者参加型サービス(双方向型) (視聴者アンケート・人気ランキング投票・クイズやプレゼント企画への参加等)		
2) ダウンロード・コンテンツ提供サービス(双方向型) (出演者フォト・料理レシピ・各種カタログの入手等)		
3) 地方公共団体等と連携した地域情報サービス(双方向型) (岐阜県で本年2～3月に実施した実証実験 等)		
具体的なサービスの例		
日本テレビ放送網	番組非連動	「日テレ探検」 インターネットと連携した双方向サービス。駅名・路線を登録しておけば、現在時刻の時刻表を表示。 2004年10月～
テレビ朝日	番組連動	データ放送「テスト・ザ・ネイション」 インターネット等と連携した双方向番組。データ放送画面からの印刷も可能。 2004年11月
	番組非連動	「テレ朝premiumリモコン」 携帯アプリの操作に連動して、地上デジタルデータ放送において、交通情報を提供。 2005年4月～
在名放送事業者6社	番組非連動	「愛・地球博」 「仕事・バベリオン情報」「会場交通情報」「入場者数情報」など、愛・地球博の関連情報をデータ放送やインターネットとの連携機能で提供。 2005年3月～
中部日本放送	番組連動	「晴れドキドキSP」地図情報サービス インターネットと連携した双方向サービス。ネット経由で地図情報サービスを提供。 2003年12月
東海テレビ放送	番組連動	深夜番組「ぶりっぶり」アンケート調査 インターネットと連携した双方向サービス。番組で使う小道具について人気投票。 2004年1月
名古屋テレビ放送	番組連動	「ウドちゃんの旅してゴメン」QRコード&双方向実証実験 データ放送からインターネット経由で大容量の地図情報にアクセス。QRコードリーダー付きの携帯電話からもアクセスできる。 2004年5月
中京テレビ放送	番組連動	「クスクス」OnePush連動実験 インターネットと連携した双方向サービス。データ放送と赤外線リモコン付きの携帯電話を使い、インターネット上のサーバーの詳細情報に携帯電話からアクセス。 2004年2月
読売テレビ放送	番組非連動	「おでかけガイド」「おでかけルート」 インターネットと連携した双方向サービス。駅名・路線を登録しておけば、現在時刻の時刻表を表示するとともに、乗り換え案内の経路検索を行い、最大10パターン表示。 2004年8月～



図表 2 3 ワンセグ放送の概要



図表 2 4 サーバ型放送の概要



図表 25 トリプルプレイサービスの現状

サービス名	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1
ぶらら光 トリプルパック ※ ぶららネットワークス	ぶららフォンfor フレッツ間無料 国内8.4円 (3分間) ※ ぶららネットワークス提供	最大100Mbps ※ ぶららネットワークス提供	多チャンネル放送 (50ch 以上)、VOD (4~5000本) ※ オンラインティーヴィ (4thMEDIA) 提供	9,849円 (一戸建) 7,066円 (マンション)
フレッツ光プレミアム※2 (NTT西+OCN+オンデマンドTV) ※ NTT西	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	多チャンネル放送 (21Ch、CS番組) VOD (約3,000本) ※ アイキャスト (多チャンネル放送)、オンデマ ンドTV(VOD)提供	8,683円 (一戸建) 7,024円 (集合住宅)
OCN 光 with フレッツ ※ OCN(NTTコミュニケーションズ)	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	VOD (100タイトル見放題) ※ OCN提供	8,694円 (一戸建) 6,174円 (集合住宅)
KDDI 光プラス ※ KDDI	光プラス間等無料 国内8.4円 (3分) ※ KDDI 提供	最大1Gbps ※ KDDI (DION) 提供	多チャンネル放送 (30Ch、CS番組) VOD (約4,500本)、通信カラオケ ※ KDDI 提供	9,555円 (一戸建) 7,245円 (マンション) (KDDIまとめて割引適用時)
ケーブルプラス ※ KDDI + 連携CATV会社	県内8.4円 (3分) 県外15.75円/3分 ※ KDDI 提供	各CATV会社のサービスによる 参考: 最大100~20Mbps ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社のサービスによる 参考: 多チャンネル放送(100ch、地上・BS・CS) など ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社により料金は異なる が、JCN千葉の場合、 9,496円
Yahoo BB光 TV package ※ソフトバンクグループ	BBフォン間無料 国内7.875円 (3分) ※ YAHOO BB提供	最大100Mbps ※ YAHOO BB提供	多チャンネル放送 (41Ch、CS番組) VOD (約5,000本) ※ ビー・ビー・ケーブル提供	7,234円 (一戸建) 4,189円 (集合住宅)
J-COM ※ ジェイコム東京	市内8.3円 (3分) J-COM Phone間 5.3円 (3分) ※ ジェイコム東京提供	最大30Mbps ※ ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送 (81Ch、地上・BS・CS番 組)、VOD (約3,500本) ※ ジェイコム東京提供	11,350円

※1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としていますが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。 ※各社HP等より総務省作成
 ※2 フレッツ光プレミアムについては、インターネット接続サービス、映像配信サービスについては、他のサービス提供会社を選択可能。

図表 26 ブロードバンドネット映像配信事業への進出状況

提供主体	名称	放送	回線提供	提供形態	サービス概要	主なメディア関係企業との 出資・連携等状況	
NTT系	NTTコミュニケーションズ	OCNシアター		NTTコミュニケーションズ	CoDen光の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	VOD(100タイトル見放題)	
	アイキャスト	オンデマンドTV	○	NTT東西 (オンデマンドTV)	フレッツ光プレミアム、Bフレッツの契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(21ch)、VOD (約3000本)	・伊藤忠商事が100%出資。
	わらいんイーヴィ	4th MEDIA	○	NTT東西 (ぶららネットワークス)	Bフレッツを足回りとするISP(plala等) 契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(50ch以上)、 VOD(4~5000本)	・(株)ジュピターTV、(株)東北新社、(株)日本経済新聞社が「わらいんイーヴィ」の主な出資者。
NCC系	KDDI	光プラスTV	○	KDDI、NTT東西、東京電力	光プラスがDION又は光が電話の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(30ch)、 VOD(約4500本)	(株)ジャパンケーブルネットホールディングスの株式を5割額、取得予定。
	ビー・ビー・ケーブル	BBTV	○	BBテクノロジー	Yahoo! BB光等の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(41ch)、VOD (約5000本)	ソフトバンクBBが100%出資。
	TVバンク	TVバンク		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	ソフトバンク
	キャスティ	casTY		TEPCO光 (東京電力)	「TEPCOひかり」ユーザを対象に映像コンテンツを無料で提供	VOD等	・吉本興業(株)、東京電力(株)が出資
有線放送系	USEN	GyaO		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	・ギャガ・コミュニケーション ・エイベックス・グループへ出資 ・映像配信でスカイパーフェクト・コミュニケーションズと連携
	ケイ・キャスト	eo光テレビ	○	ケイ・オプティコム (関西電力)	自社HFC網及びケイ・オプティコムの光ファイバを利用して有線業務利用放送、インターネット接続サービス及び電話サービスを提供	多チャンネル放送(最大約 120ch)	関西電力、京楽電鉄、ケイ・オプティコムなどが出資。
CATV系	JCOM各社	J-COM TV	○	JCOM	・ケーブルテレビサービスとして単独で提供 ・J-COM NET(インターネット接続サービス)やJ.COMPHONE(電話サービス)も合わせて提供	多チャンネル放送(81ch以上)、 VOD(約3500本)	・スミシヨウ/エルエムアイ・スーパーメディア・エルエルシー、スタート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーなどが出資。
	フジテレビ	フジテレビ on Demand		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象に、フジテレビ番組、映像コンテンツを提供	VOD	・東宝がフジテレビへ出資 ・WOWOW、スカイパーフェクト・コミュニケーションズへ出資
	日本テレビ	第2日本テレビ		限定なし	全インターネットユーザーを対象に、日本テレビの過去の番組を中心に提供。	VOD	・スカイパーフェクト・コミュニケーションズへ出資
	TBS	TBS BooBo BOX		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供。	VOD	・USENがブロードバンド放送でのライブ中継で提携 ・WOWOWへ出資。

第三節 諸外国の衛星放送等の動向

1 米国

米国においては、H. 264 / AVC映像符号化方式等によりハイビジョン放送を含めたDBSサービスが成長している。

(1) 普及動向

アメリカでは、競争的な多チャンネル番組配信市場が、視聴者に対し、選択肢の増加、映像の高画質化、大きな技術革新といった効果を提供し続けている。ほとんど全ての視聴者が、映像サービスを、地上波によるテレビ放送、ケーブルテレビ、そして、少なくとも2つのDBS (Direct BroadCASting Satellite) 事業者から選択して享受可能となっており、加えて、デジタル放送、FTTN (Fiber To The Node)、FTTP (Fiber To The Premises)、又はインターネットにより映像番組を享受できる視聴者がますます増加している。

2005年6月現在、テレビ視聴世帯が1億960万世帯、そのうち、約9,420万世帯が多チャンネル番組配信サービスに加入している。ケーブルテレビ事業者が多チャンネル番組配信加入世帯に占めるシェアは最も大きい、そのシェアは近年縮小しつつある(2005年6月現在、多チャンネル番組配信加入世帯69.4%が加入)。これに対し、DBS事業者の加入世帯は、近年増加傾向にあり、同年同月現在、全多チャンネル番組配信加入世帯のうち27.7%となり、ケーブルテレビに次ぎ2番目に大きいシェアを占めている。なお、DBSやケーブルテレビ等の多チャンネル番組配信サービスに加入していない世帯、すなわち、地上波テレビ放送のみを視聴している世帯は、1,536万世帯でアメリカの全テレビ視聴世帯の14%を構成している。

他方、その他の手段による多チャンネル番組配信加入世帯のサービス配信世帯のシェアは、同年同月現在で全加入世帯のうち2.9%となっている。近年では、地域通信事業者において、Verizonが多くの地域コミュニティからフランチャイズを受け、そのいくつかの地域において「FiOS」のブランド名により多チャンネル映像サービスの提供を開始し、また、SBCは、「Project Lightspeed」と呼ばれるIPブロードバンドネットワークの展開を計画し、Qwest等他の地域通信事業者は、VDSLやADSL技術を活用して既存の電話線による多チャンネル番組配信サービスを提供し、又はその準備を行っているところである。

B S 放送用周波数等を利用する衛星放送サービスである D B S サービスは、2005年6月現在、3者により提供され、アメリカの約2,612万世帯が当該サービスに加入しており、アメリカの全多チャンネル映像配信サービス加入者の約27.7%を占めている。これは、ローカル・イントゥ・ローカルサービスの増加、マルチルーム視聴やHD化、DVRといったサービス強化、そして、地域通信事業者とのDSLサービスと共同マーケティングの強化に起因したものとなっている。

図表27 米国のDBS事業者の概要

事業者	加入世帯数 (2005年6月現在)	備考
DirecTV	1,467万世帯	・最大のDBS事業者
EchoStar	1,145万世帯	・2番目に大きいDBS事業者
Dominion Video Satellite	100万世帯未満	・20のファミリー及び宗教向けのチャンネルを提供

地上放送の再送信サービスについては、210のテレビジョンローカル市場のうち167市場（全米のテレビジョン視聴世帯の96%に該当）において、少なくとも1のDBS事業者によるローカル・イントゥ・ローカルサービスが提供されている。

図表28 主なDBS事業者のローカル・イントゥ・ローカルサービスの状況

事業者	テレビジョン ローカル市場数	テレビジョン視聴世帯の普及率
DirecTV	134	約93%
EchoStar	162	約95%

また、我が国のデジタル放送においても採用されているMPEG-2に代わる高度な放送技術については、新しいハードウェアに関し多大な投資が必要となる。DBS事業者等の多チャンネル映像配信事業者は、当該技術により可能となる周波数の有効利用に大きく期待しているが、現在のところ、圧縮技術については、H.264/AVC及びVC-1が注目を集めており、DirecTVは、2007年までに全国的に地上ローカル放送局の再送信サービスをHD品質で提供することを目的として、2005年1月、その運用をH.264/AVC映像符号化方式等に移行した。2005年に12の市場において当該方式によるHD番組の送信を開始した。また、EchoStarは2006年2月に、同方式によるHD番組の送信を開始している。

(2) DBSに関する規制緩和

2002年4月にFCCにより承認されたDBSサービス命令(“Policies and Rules for the Direct Broadcast Satellite Service”)により、DBSに関する規制及び政策が改正された。衛星放送に関する従来の規制は、1980年代当初、放送サービス(無料広告放送)を前提として策定されていたが、実際のところ衛星放送サービスの大半は有料で提供されている。FCCは、衛星産業における堅調で成功した部門としてDBSが成長してきているという実態を踏まえ、規制緩和等を行った。

内容的には、急速に成長し変化しているDBSに係る規制を簡素化し、多チャンネル映像配信市場における公正かつ一層の競争の促進を支援し、衛星放送事業者における最大限の柔軟性を確保するものである。効率的かつ迅速な周波数及び静止軌道資源の利用を促進することを目的として、DBSに適用される手続を簡便化し、そして、DBS免許に係る手続と他の衛星サービス(FSSを利用した番組配信サービス等)の手続との調和を図ったものとなっている。

(3)「衛星放送視聴拡大法」の制定

DBSによる競争促進とデジタル化推進を目指し、衛星放送とケーブルテレビとの競争を通じて多チャンネル映像配信市場における競争を促進させるための規定、そして、地方におけるデジタル放送の普及促進を目的に著作権法及び1934年通信法の一部改正を行う形で、2004年12月に衛星放送視聴拡大法が成立した。現在、FCCにおいては、同法の施行に必要な規則改正等が行われつつある。

具体的には、ローカル・イントゥ・ローカルサービスの制度化等、DBS事業者に対してケーブルテレビとのイコールフットィングの導入等を規定する1999年衛星放送家庭視聴改善法による措置に加え、DBS事業者がケーブルテレビ事業者と同様に、FCCが指定する「重大視聴局の放送番組」を送信することができるようにし、2007年7月までに地上放送事業者により地上デジタル放送がおこなわれていない地域において、DBS事業者が当該地域以外のデジタル放送を送信すること等が規定されている。

(4) DBS加入者増に関するGAO報告書

2005年4月、GAO(1921年予算会計法に基づき、予算執行面の監視機

能強化を図り、予算編成に対する大統領の権限強化とのバランスを図るために、議会に設置された米国の会計検査院) に対して、上院司法委員会の反トラスト・競争政策及び消費者の権利に関する小委員会はDBS事業者が様々な市場状況においてケーブルテレビ事業者と競合している程度に関する情報の提供が求められたことに対し、主にDBSとケーブルテレビの競争・代替関係について主に以下の点を内容とする報告書を提出している。

- ・ DBSサービスの加入者は2001年以来急速に増加しており、同年7月には、約1550万世帯(アメリカ全世帯の約13%)が加入、2004年1月までに、2130万世帯(アメリカ全世帯の17.4%)が加入し、2年半の期間において、37.8%増加していること
- ・ 地方におけるDBS普及率は、従来から最も高いが、2001年以降、当初は普及率が低かった都心部及び郊外において、普及率が急速に増加しており、同年には、地方における普及率はほぼ26%、郊外は14%、そして、都心部は約9%、そして、2004年までには、地方は約29%、郊外は18%、そして、都心部は13%に増加しており、2001年から2004年の期間にわたり、DBS普及率は、地方は15%の成長率であるのに比べ、都心部は50%、郊外は32%の成長率となっていること
- ・ DBS普及率は、ローカル市場における競争の度合い及び種類に影響すること、すなわち、全世帯の9%以下がケーブルテレビが利用できない地域にあり、当該地域では、ケーブルテレビが利用可能である地域よりもDBS普及率が53%大きいこと。一方、2004年には、ケーブルテレビが利用可能な地域のうち、ケーブル事業者がトリプルプレー等の先進的サービスを提供している地域と比べ、当該サービスを提供していない地域では、DBS普及率は約20%大きいこと、また、ほとんどの地域では、ケーブル事業者は他の有線ベースの競争相手と競争していないが、限られた地域ではケーブルテレビ等有線ベースの提供者が複数存在し、当該地域では、DBS普及率は、1のケーブル提供者のみが存在する地域よりも8%ポイント低くなっていること
- ・ DBS普及率に影響を及ぼす多数の要因をコントロールするための計量経済モデルを利用した結果、普及率に影響を及ぼすキーとなる3つの地理的要因及び3つの競争的要因が特定されること

図表29 GAO報告書によるDBS普及率に関する要因

地理的要因	①共同住宅及び分譲マンション等の集合住宅が高く普及した市場においてより低いこと
	②衛星からの送信に面するために、パラボラアンテナが空よりも地平線に向かって比較的低い角度で設置されなければならない地域においてより低いこと
	③大都市でない地域においてより高いこと

競争的要因	①ケーブルテレビ事業者のシステムがより多くの容量を有する地域においてより低いこと
	②1つ以上のケーブルテレビ等の有線ベースの事業者が存在する地域においてより低いこと
	③DBS事業者がABCの系列局等ローカル放送局を送信する地域においてより高いこと

(5) 多チャンネルサービスにおけるアラカルト等と視聴者利益

2005年11月、FCCのマーティン委員長は上院商業委員会において、青少年にとって有害と思われる番組が増加していることについて、ケーブルテレビ事業者及びDBS事業者において適切なパッケージ、アラカルトベースでの番組提供を期待する旨の意見を表明した。

背景としては、地上放送事業者については有害番組に対する規制が存在する一方、ケーブルテレビ事業者及びDBS事業者等の衛星による多チャンネルサービスにおいては、親がその子供にとって有害ではない番組のみを単体で視聴契約をすることができず、むしろ、親がその子供に視聴させたいチャンネルを視聴するためには、視聴させたくないチャンネルも合わせて契約することを強いられているという状況があった。マーティン委員長の意見は、地上放送事業者と同様のコンテンツ規制を課すことも視野にいれつつ、まずは関係事業者において、子供の視聴に適切な番組からなるパッケージサービスやアラカルトベースでチャンネルが提供されることを期待するとしたものである。

そして、2006年2月には、FCCから、現在の意見の経済的な裏付けとして、主に次の点を内容とする報告が公表されている。

- ・ 2004年11月に議会に提出されたアラカルト等に関する旧報告書においては誤った仮定に基づいている結果、アラカルト等は経済的ではないと誤った結論が導かれており、むしろ、現在の番組サービスをバンドルするというやり方については、一般の人をその購入可能な価格の範囲内から一層押しだし、複数の加入者に多チャンネルサービスの購入を控えさせ、小売価格をつり上げている可能性があること
- ・ アラカルト等のうちいくつかのモデルについては、現在のバンドルされたサービスよりも、視聴者のニーズに応える多様な番組を促進させる点で、より良いことが証明され、少数の視聴者によって評価される番組が、市場に参入することをより容易にする可能性があること

2 EU

1989年にEU加盟国のテレビジョン番組規制等のEU域内の調和を図る目的で制定された「国境なきテレビ指令」について、欧州委員会においては近年の伝送形態の多様化に対処することを目的として、2005年12月、当該指令を「視聴覚メディアサービス指令」とする改正案が採択・公表された。現在、EU理事会及び欧州議会で検討がすすめられており、2007年に当該指令が成立することが予定されている。

新指令案においては、コンテンツ規制の対象について、従来の「テレビ放送」から、IPTVやVOD等を含む電子通信による公衆向けの動画伝送一般を指す「視聴覚メディアサービス」に拡大し、青少年保護、差別増長の禁止、欧州制作番組へのアクセス促進、一部の広告規制等を設定している。

図表30 新指令案の概要

視聴覚メディアサービス (電子通信による公衆向けの 動画伝送一般)	サービス例	新指令上の規制
ノンリニアサービス (受信側が伝送をコントロールするもの)	VOD(ビデオ・オン・デマンド)等	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供者の身元証明 青少年の保護 性別・人種等による差別の増幅の禁止 欧州製作品へのアクセスの促進 一部の広告規制等
リニア視聴覚メディアサービス (送信側が伝送をコントロールするもの) =“テレビ放送”	従来型テレビ、IPTV、PPV(ペイ・パー・ビュー)等	<ul style="list-style-type: none"> 重要イベントへのアクセス 欧州制番組比率規制(クォータ制) 広告規制 ポルノ・暴力番組規制 反論権等

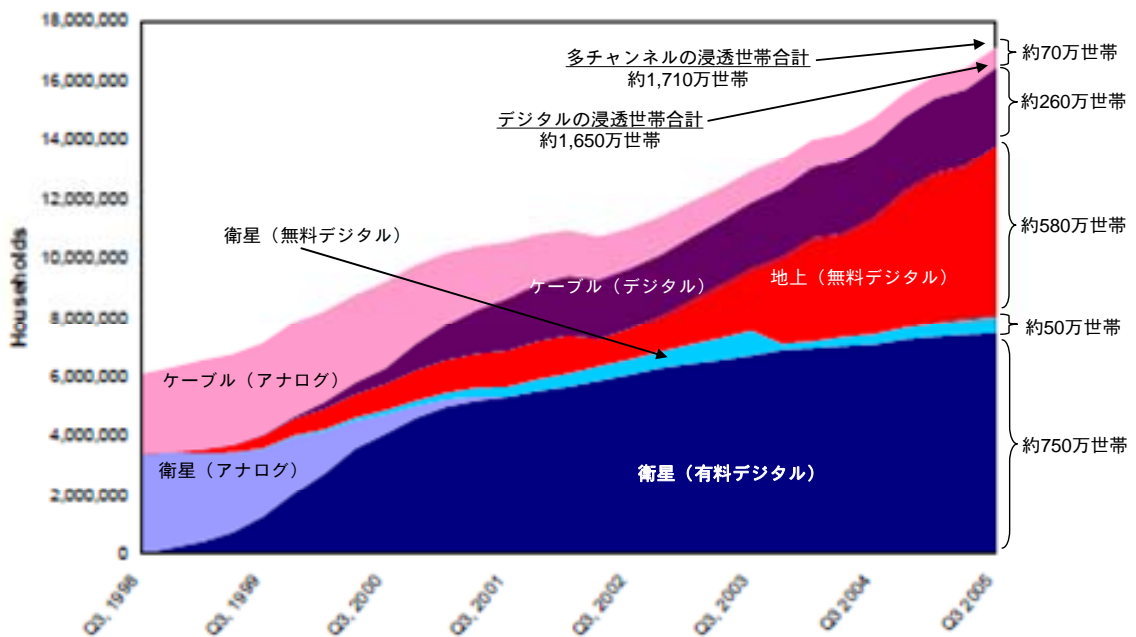
「視聴覚メディアサービス」について、従来型のテレビ放送やIPTV等の送信側が伝送をコントロールする「リニア視聴覚サービス」については、以上の規制に加え、重要イベントへのアクセス、ポルノ・暴力番組規制、欧州制作番組比率規制、広告規制、反論権等を設定している。他方、VOD等の受信側が伝送をコントロールする「ノンリニアサービス」については以上の規制のみが設定されている。

なお、同指令案では欧州制作番組比率規制(クォータ制)は、「ノンリニアサービス」については拡大しないこととし、加盟国に「欧州製作品へのアクセスの促進」という努力義務を課すにとどまっている。クォータ制についてはフランス等は積極的に導入を推奨しているが、イギリス等を中心に消極的な国もある。

3 英国

2005年第3四半期（6～9月期）のデジタルテレビ普及率は、英国における全世帯の66%である1,650万世帯に達し、そのうち、無料地上波デジタルテレビ「Freeview」のみの視聴世帯数は580万世帯、無料衛星放送の視聴世帯数は50万件、BskyBによる有料衛星放送の加入は750万世帯まで普及している。

図表 3 1 英国におけるテレビの普及状況



(注) 以上は、Homechoice及びKingston Interactive Televisionによるブロードバンドテレビ（約4万世帯）を含む。

(出典：Ofcom「The Communications Market Interim Report, February 2006」より作成)

(1) 新たな放送衛星用周波数の利用

英国は、デジタル放送コンテンツ、インターネット関連のアプリケーションにより生成されるサービスに関して、低廉で、簡便に、ユビキタスに受信することが可能な広帯域へのアクセスが消費者において必要とされていること、今後ますます、インターネットによる様々なサービス、また、VOD等の新サービスへのより高速なアクセスが求められていることを踏まえ、更なる周波数帯域の供給とブロードバンド・サービスの急速な展開を可能にすることを目的として、新たに放送衛星用周波数を利用することを2005年8月に決定した。

具体的には、ITUの無線通信規則におけるBSSプランにより国際的に英国に分配された西経33.5度における12GHz及び17GHz帯の周波数を新たに

利用することについて、2000年以降の数回のパブリックコメントを経て、イギリス国内の1事業者に対し当該周波数等の利用に関する条件について国内調整を行い、ITUに対し通告等を行うこととしたものである。

(2) プラットフォーム規制に関するガイドライン案の制定

英国の衛星デジタル放送においては、BskyBの子会社であるSSSLがBskyB等の放送事業者に対して、限定受信システムや電子番組表（以下、「EPG」という。）等のいわゆるプラットフォームサービスを提供している。

2005年11月から2006年1月の間、そして、同年4月から5月の間にわたり、当該サービスの提供に関する公平性、合理性かつ無差別性に関し、当該サービスの料金設定に係る各種費用（STB 無償配付に係る費用等）の計上・配分、会計分離、そして、料金又はその設定方法の公表等について、規制機関であるOfcomの考え方を事前に明らかにするため、現行のガイドラインに替わる新しいガイドライン案に対する意見公募が実施された。その背景には以下の状況がある。

- ・ 2002年のEC通信指令及びこれを踏まえた2003年情報通信法等に基づき、新しい責任を有する規制機関Ofcomが新設されたこと
- ・ 現行のガイドラインでは、争いや不満が発生した場合に、提示されたプラットフォームサービスの契約条件が公平、合理的、無差別的であるかどうか十分明確に判断できないこと、また、Ofcomにおいても、現行ガイドラインの透明性の欠如が、既存および将来の放送事業者の事業計画に不確実性をもたらし、これが投資及び市場参入を阻害することを懸念していること
- ・ 現行のガイドラインでは、SSSLによる公表価格は交渉の単なる開始点にすぎず、特にその価格自体にこだわる必要はないこととなっている。その結果、SSSLは異なる料金について、放送事業者の支払い意志に基づいて、当該事業者と交渉することができ、関係者の交渉の相対的立場のバランスが取れている場合、またはプラットフォームの費用と利益が非常に不明確な場合、料金にある程度自由度を持たせて商業的な交渉によって決定できることとなっている。この点、プラットフォーム事業の立ち上げ段階では、加入者の獲得を促進するため、プラットフォーム事業者は自身のプラットフォーム上に魅力的なコンテンツを確保するため、放送事業者等の特別なニーズに合わせ柔軟に料金交渉を行うものと考えられる。しかしながら、SSSLは、約800万世帯を持つBskyBの子会社であり、放送事業者に対して最も強力な交渉立場にあり、そのSTBに直接アクセスするためには、放送事業者はSSSLの条件に同意する

必要がある。そのため、一部の放送事業者に対し、他者よりも高額の料金を課す等、放送事業者の不利益につながる可能性がある。これは、革新的なサービスの発展を妨げ、放送事業者がリスクある投資を実施するインセンティブを損なう結果、競争、革新、競争価格の欠如の点で、視聴者に不利益が生じる可能性があること

Ofcom は、以上について考え方を整理するにあたり、様々な興味を引く（appeal）高品質（quality）の映像及び音声サービスの範囲（range）と多元性（plurality）を確保する観点から、「公平、合理的かつ無差別」な料金及び提供条件等を設定させるためには、透明性、予見可能性、そして、実行可能性の3つの基準が必要としてガイドラインの改訂を検討している。

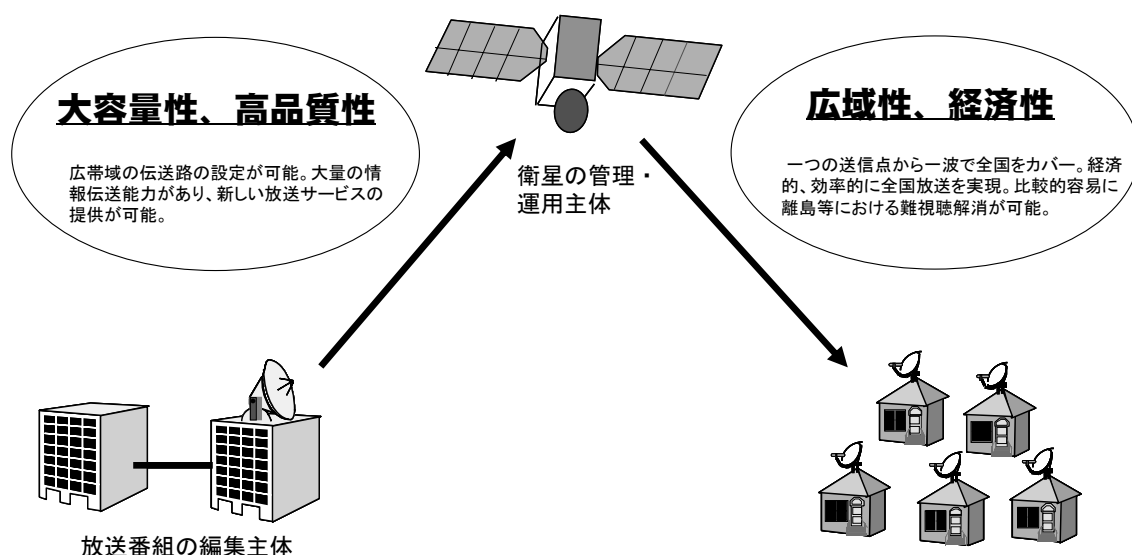
特に、プラットフォームサービスを提供するとともに、自ら放送事業者として放送番組を提供し、さらに、STB 無償配布や広告宣伝等の販売促進事業をも行っている垂直統合された事業者の場合は問題が大きいことから、特に、BskyB の子会社である S S S L によるプラットフォームサービスについて、放送事業者としての BskyB とその他の放送事業者（有料放送事業者、公共放送事業者、無料地上放送事業者等）が利用する場合の「公平、合理的かつ無差別」な料金及び提供条件の在り方について、配慮が必要としている。

第II章 我が国の衛星放送の現状

第一節 衛星放送の展開

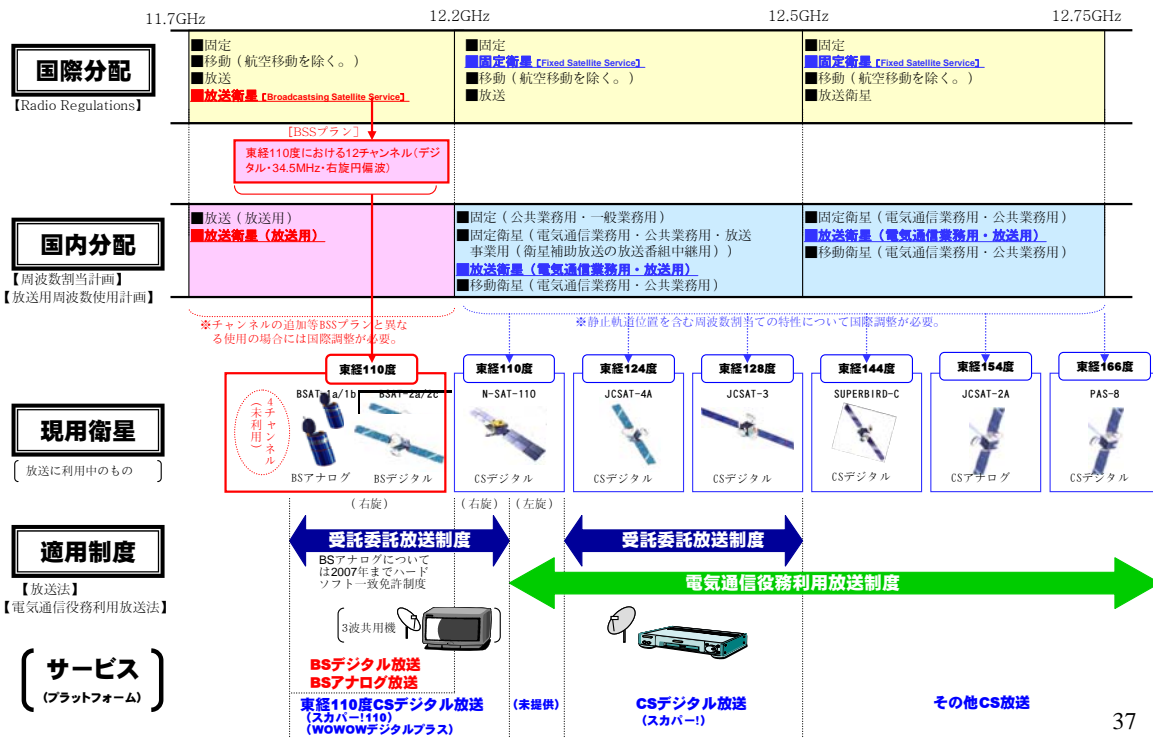
B S 放送は、平成元年のB S アナログ放送の開始以来、準基幹的放送メディアとして、また、C S 放送は平成4年の放送開始以来、多チャンネルの専門メディアとして順調に発展を遂げてきた。いずれも一つの送信点（軌道位置）から一波で全国をカバーし、簡易な受信設備を用いて受信することが可能であることから、経済的、効率的に全国放送を実現でき、大容量性・高品質性（広帯域の伝送路の設定が可能。）は、他のメディアにない特色であることから独自の地位を確保してきた。

図表3-2 衛星放送の概念図

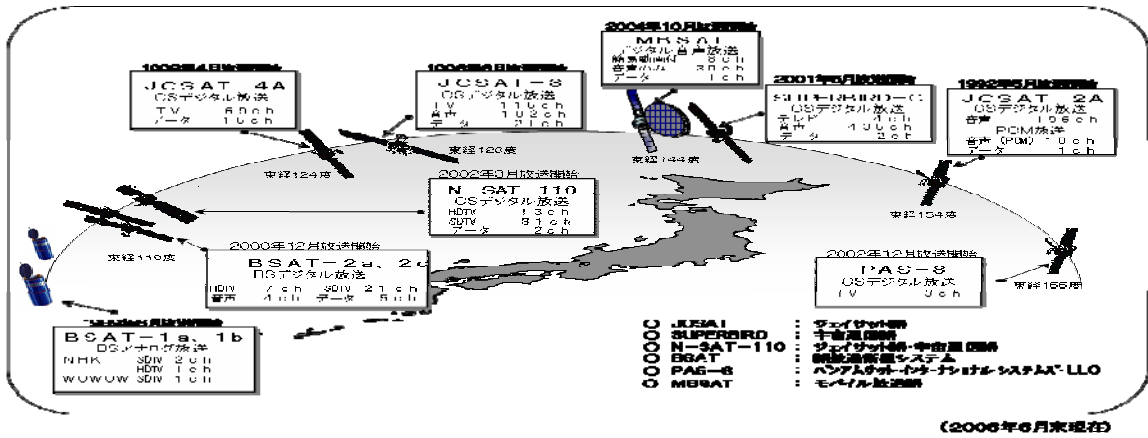


現在、我が国の衛星放送には、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を利用して行う放送（以下「B S 放送」）、固定衛星業務用として割り当てられた12.2GHzから12.75GHzまでの周波数を使用して行う放送（以下「C S 放送」）及び、同じく国際的に割り当てられた放送衛星業務用の周波数のうち2,630MHzから2,655MHzまでの周波数を利用して行う衛星放送（以下「2.6GHz帯衛星デジタル音声放送」）とがある。

図表 3 3 衛星放送におけるBS放送・CS放送



図表 3 4 我が国の衛星放送に用いられている衛星及びその諸元



区分	放送衛星 (BS)				通信衛星 (CS放送)				
	現在運用中								
	BSAT-1a	BSAT-2c	MBSAT	N-SAT-110 (CS110度)	JCSAT-4A	JCSAT-3	SUPERBIRD-C	JCSAT-2A	PAS-8
中継器出力 (TV免許値)	106W	106W	1215W	104.7W	72.4W	60.0W	90W	120W	100W
周波数帯 (ch番号等)	11.72~ 12.00GHz (5,7,9,11)	11.72~ 12.00GHz (1,3,13,15)	2.63~2.65GHz	12.291~ 12.731 GHz (ND2等12波)	12.26~ 12.72GHz (JD1等16波)	12.26~ 12.72GHz (JD1等21波)	12.4945~ 12.7465GHz	12.52~ 12.68GHz (J1等2波)	12.25~ 12.75GHz
静止軌道位置	東経110度	東経110度	東経144度	東経110度	東経124度	東経128度	東経144度	東経154度	東経166度
放送に使用している中継器数 (通信用も含めた全中継器数)	4中継器	4中継器	1中継器	12中継器 (24中継器)	16中継器 (32中継器)	20中継器 (40中継器)	2中継器 (24中継器)	2中継器 (32中継器)	1中継器
打上げ年月	平成9年4月	平成13年3月	平成16年3月	平成12年10月	平成11年2月	平成7年8月	平成9年7月	平成14年3月	平成10年11月
設計寿命	平成19年頃	平成23年頃	平成28年頃	平成27年頃	平成23年頃	平成19年頃	平成22年頃	平成25年頃	平成25年頃

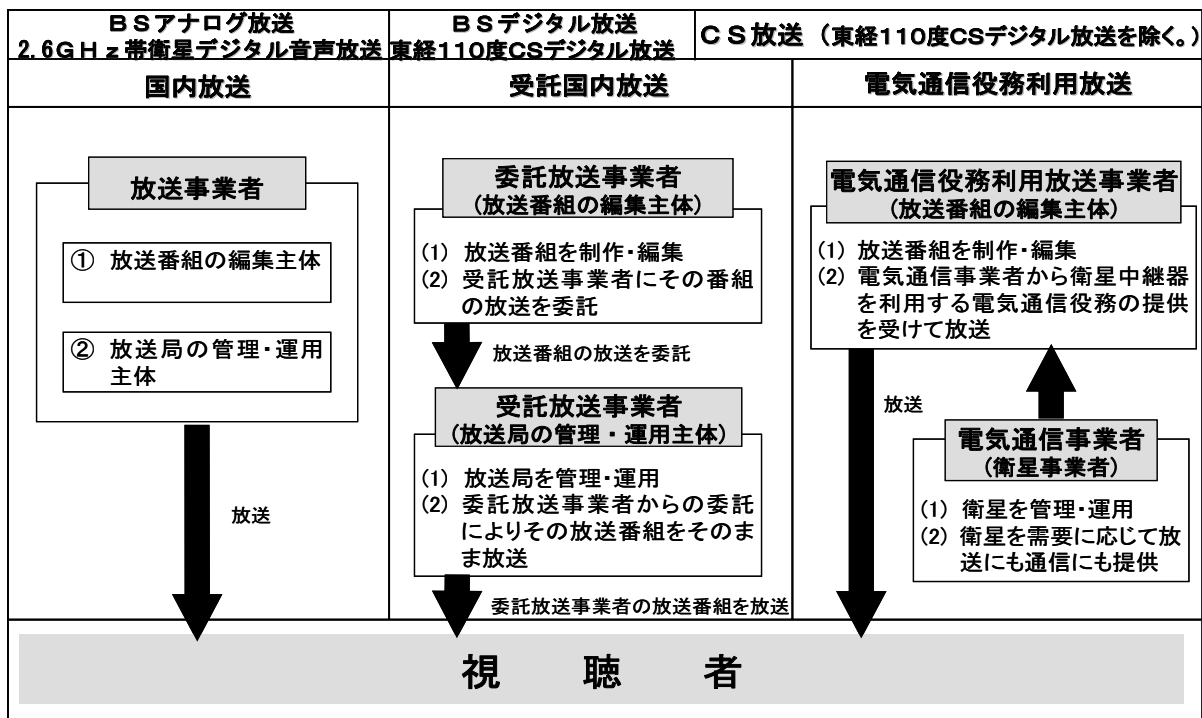
第二節 衛星放送に関する制度

衛星放送は、BSアナログ放送が開始された当初においてはいわゆるハード・ソフト一致型の免許制度の下で実施されていた。

その後、CS放送の開始を見据え、平成元年6月の放送法改正（放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年6月28日法律第55号））により、放送局の管理・運用と放送番組の編集とを、各々異なる主体が行うことを可能とする受委託放送制度が導入された。これにより、放送事業への参入コストの軽減、衛星中継器の公平・中立な提供と中継器市場における競争の促進等が可能となり、その成果としてCS放送に多数の事業者が参入し、様々なジャンルのコンテンツが提供されることとなった。なお、BSデジタル放送についても、多数の委託放送事業者が一つの衛星を利用することとなることが決定されたことから、公平・中立な中継器の提供を確保する必要があるとあり、平成12年12月のサービス開始時から、受託委託放送制度が適用されている。

また、平成14年1月には、伝送路の多様化、参入手続の簡素化を目的として電気通信役務利用放送法（平成13年6月29日法律第85号）が施行され、これにより外資系の事業者をはじめ、さらに多様な参入が進んでいるところである。

図表35 衛星放送に関する制度



図表 3 6 衛星放送事業者に関する規律

[電：電波法、放：放送法、役：電気通信役務利用放送法]

規律の項目、適用条文	放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者 (NHKを含む。)	電気通信役務 利用放送事業者
1 免許				
(1) 放送局免許 (電・第4条)	適用	適用	——	——
(2) 委託国内放送業務の認定 (放・第9条の4)	——	——	NHKに適用	——
(3) 委託放送業務の認定 (放・第52条の13)	——	——	適用	——
(4) 電気通信役務利用放送の業務 に係る登録 (役・第3条)	——	——	——	適用
(5) 放送普及基本計画 (放・第2条の2第1項)	適用	——	適用	——
(6) 放送用周波数使用計画 (電・第7条第3項)	適用	適用	——	——
(7) 外国性排除 (電・第5条、 放・第52条の13第1項第5号)	適用	適用 (一般無線局と 同じ)	適用	——
(8) マスメディア集中排除原則 (放・第2条の2第2項第1号 第52条の13第1項第3号 役・第5条第1項第6号 根本基準・第9条 基本計画・第1) (注1)	適用 (NHKは適用除外)	——	適用 (NHKは適用除外)	適用
2 番組・広告規律				
(1) 番組編集の自由 (放・第3条、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(2) 番組準則 (放・第3条の2第1項、 役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(3) 番組調和原則 (放・第3条の2第2項)	原則適用 (NHKは適用)	適用除外	原則適用	——
(4) 番組基準制定義務 (放・第3条の3、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(5) 放送番組審議機関 (放・第3条の4、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用

規律の項目、適用条文	放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者 (NHKを含む。)	電気通信役務 利用放送事業者
(6) 訂正放送 (放・第4条、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(7) 災害の場合の放送 (放・第6条の2)	適用	適用除外	適用	——
(8) 候補者放送 (放・第45、52条、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(9) 広告放送の識別のための措置 (放・第51条の2、役・第15条)	適用 (NHKはなし)	適用除外	適用 (NHKはなし)	準用
3 約款認可・届出等				
(1) 受信契約条項認可 (放・第32条第3項)	NHKに適用	——	NHKに適用	——
(2) 有料放送契約約款認可 (放・第52条の4)	適用 (NHKはなし)	——	適用 (NHKはなし) (注2)	——
(3) 有料放送契約約款届出 (役・第13条)	——	——	——	適用
(4) 委託放送事業者への役務提供義務 (放・第52条の9)	——	適用	——	——
(5) 役務提供条件の届出 (放・第52条の10)	——	適用	——	——

注1：多重放送は除く。

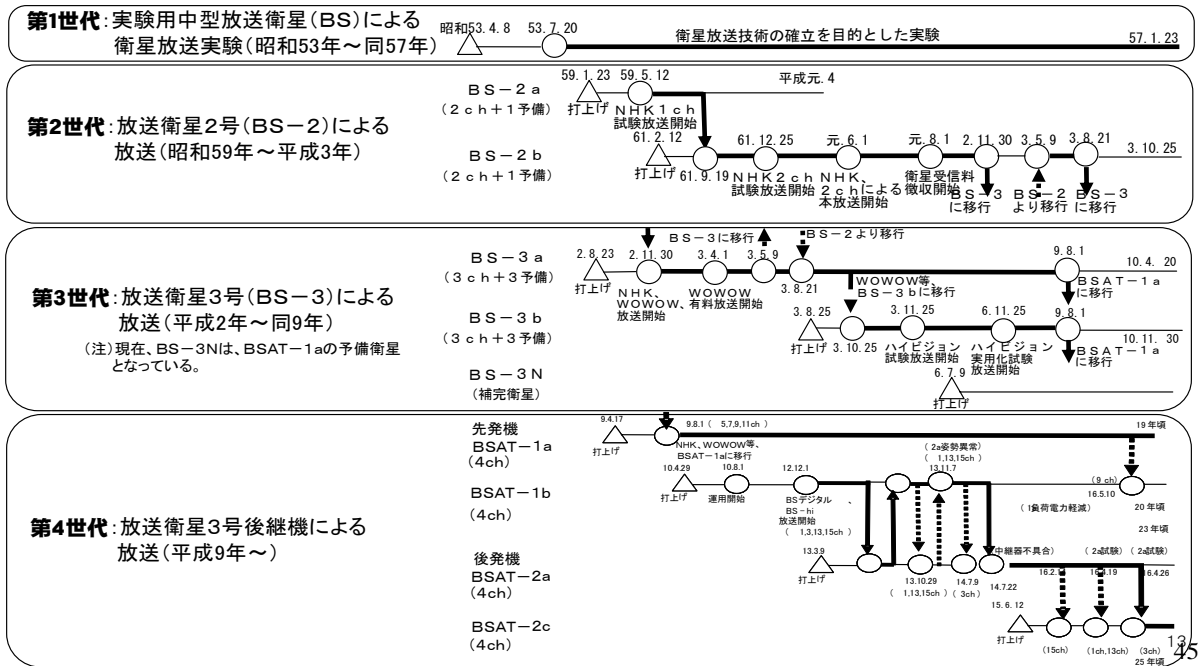
注2：衛星放送において標準契約約款制、有料放送料金の事前届出制を導入（平成9年10月）。

第三節 BS放送の現状

1 BS放送の経緯

我が国のBS放送は、昭和53年7月20日からの衛星放送実験に始まり、平成元年6月1日にNHKによる2チャンネルを使用したアナログ本放送開始、平成12年12月1日からはNHKのほか民放テレビ放送10番組、超短波放送11番組、データ放送番組7番組のデジタル放送が開始された。

図表 3 7 B S 放送の経緯



我が国がBS放送に使用できる周波数帯域は、昭和52年の世界無線通信主管庁会議において割り当てられた11.72~12.00GHz帯(第1・3・5・7・9・11・13・15の計8チャンネル)、平成12年の世界無線通信会議において割り当てられた12.00~12.20GHz帯(第17・19・21・23の計4チャンネル)である。現在は、このうち第1・3・5・7・9・11・13・15チャンネルの計8チャンネルがBS放送に使用されている。

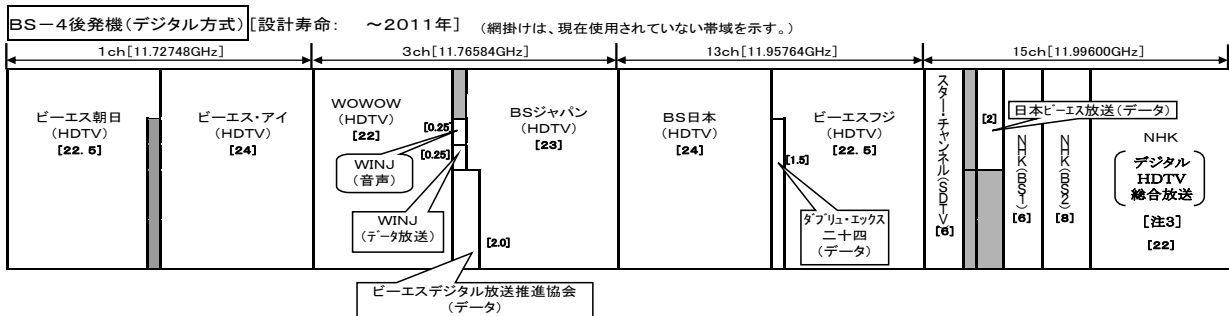
図表38 BS放送用チャンネルの使用（テレビジョン放送）の変遷

	1	3	5	7	9	11	13	15
昭和59年 5月12日								
昭和61年12月25日								NHK (試験放送)
平成元年 6月 1日						NHK (試験放送)		
平成 2年11月30日						NHK (試験放送)		NHK (試験放送)
平成 3年10月25日		WOWOW (一般放送事業者の放送)						
平成 3年10月25日			WOWOW (一般放送事業者の放送)	NHK (総合放送)		NHK (難視聴解消を目的とする放送)		
平成 6年11月25日							(社)ハイビジョン放送推進協会 (高精細度テレビジョン放送)	
平成12年12月 1日					NHK 民放7社 (高精細度テレビジョン実用化試験放送)	NHK (デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送)		
平成19年12月 1日	ピーエス朝日	ピーエス・アイ	WOWOW	BSジャパン			BS日本	ピーエスフジ
平成23年～					三井物産 日本ピーエス放送	スター・チャンネル NHK BS1 NHK BS2 NHK HDTV		

図表 3 9 現在のBS放送のチャンネル一覧



[注1] アナログHDTV放送については、平成19年(2007年)に終了するものとする。
 [注2] アナログHDTV放送以外のアナログ方式の放送については、平成23年(2011年)までに終了するものとする。

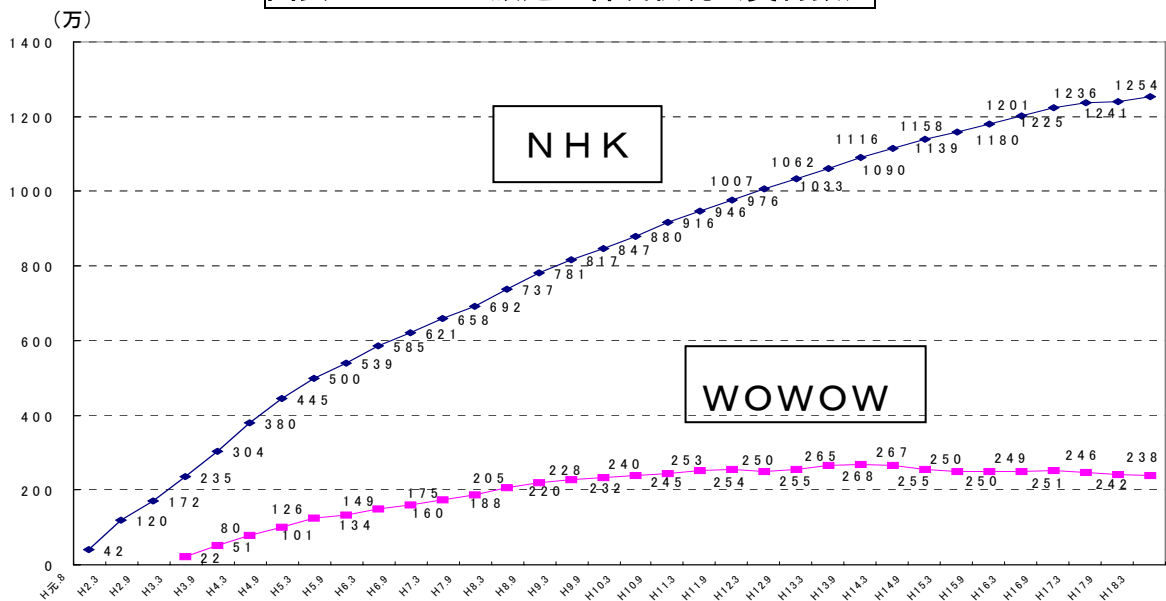


[注3] デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル技術の普及に資する総合放送(災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発・普及に資するために一時的に行われるSDTV放送を妨げない。)

[] 数字はスロット数(BSデジタル1中継器=48スロット)

BS放送は、平成元年の本放送開始以来、順調に普及が進み、平成18年4月末現在、契約数は、NHK 1257.2万件、WOWOW 237.6万件的計1494.8万件となっている。

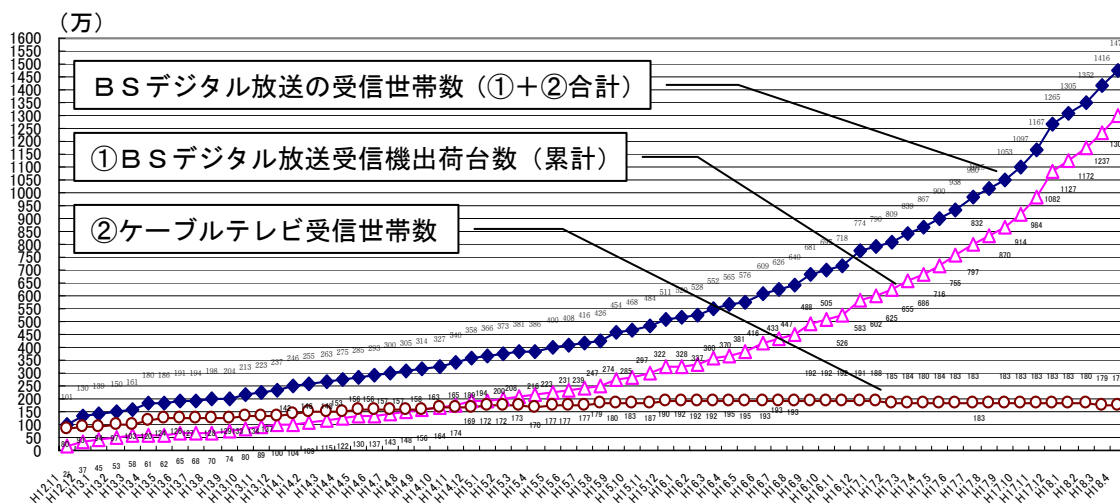
図表 4 0 BS放送の普及状況(契約数)



※平成12年12月以降は、デジタル放送の契約件数を含む。(出典: NHK報道資料等により作成)

また、BSデジタル放送の視聴可能世帯数は、平成18年4月末現在、BSデジタル放送受信機出荷約1304万台（累計）、ケーブルテレビ受信世帯数は約179万世帯、合計で約1483万世帯である。

図表4-1 BSデジタル放送の受信世帯数

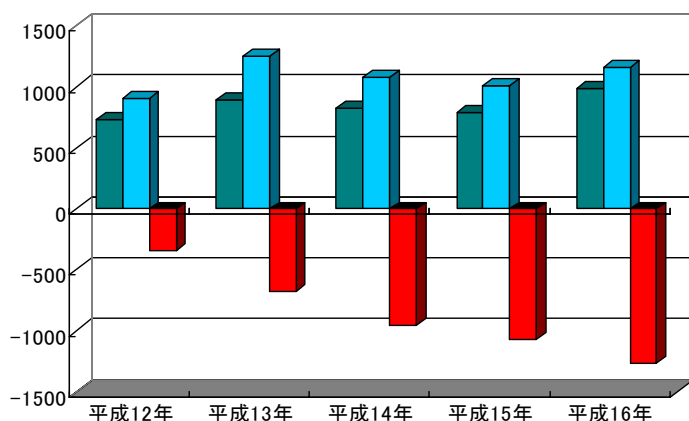


(出典：NHK資料により作成)

他方、BS放送事業者（NHKを除く。）全体の収支状況を見ると、平成16年度で約1,264億円の累積赤字となっており、このうち、BSデジタルテレビジョン放送専門事業者5社に限ってみると、累積赤字が約1,032億円のぼり、全社が赤字経営の状態となっている。

図表4-2 BS放送事業者（NHKを除く。）全体の収支状況

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
営業収益	730.7	896.9	824.5	796.0	985.0
営業費用	906.3	1253.9	1080.8	1006.0	1157.9
収支比率※6	124.0%	139.8%	131.1%	126.4%	117.6%
当期損益	▲180.4	▲351.8	▲262.1	▲241.0	▲191.7
累積損益	▲336.7	▲676.7	▲954.3	▲1073.2	▲1264.9

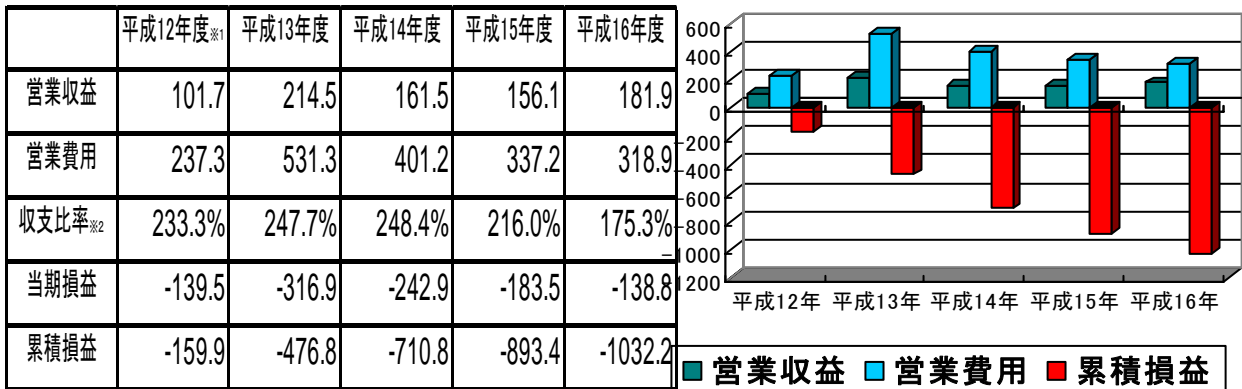


※1：BSデジタル放送は、平成12年12月1日に開始。

※2：収支比率は営業費用／営業収益の比率

※3：各社の報告をもとに作成。

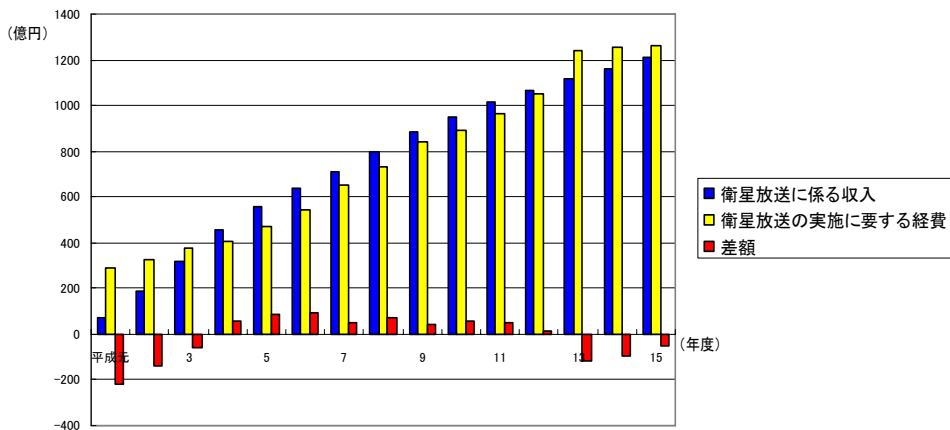
図表 4 3 B S デジタルテレビジョン放送專業 5 者の収支状況



図表 4 4 N H K の衛星放送に係る収入と経費の推移

年度 区分	(億円)														
	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
衛星放送に係る収入	71	189	320	460	558	638	707	800	884	953	1,013	1,066	1,119	1,160	1,208
衛星放送の実施に要する経費	292	327	380	405	471	543	656	730	843	895	964	1,051	1,239	1,253	1,262
差額	△ 221	△ 138	△ 60	54	87	94	51	69	41	57	49	15	△ 119	△ 92	△ 54

(注1)一般勘定の事業収支のうち衛星放送に係る収支を計上。
 (注2)事業支出には、平成12年12月以降、ハイビジョン放送の実施に要する経費を算入。
 (注3)平成15年度は、予算ベースの値。



(出典：NHK業務報告書等により作成)

2 B S アナログ放送の終了時期の明確化

総務省において開催された「衛星放送の在り方に関する検討会」(座長：多賀谷一照 千葉大学副学長)最終とりまとめ(平成14年12月25日)において、BSアナログハイビジョン放送について2007年(平成19年)に、その他のNHK及び一般放送事業者のBSアナログ放送について2011年(平成23年)までに終了することが適当とされた。

これを受けて、総務省はBSアナログ放送の終了時期について意見公募及び電波監理審議会への諮問を行い、意見公募や同答申の結果を踏まえ、①デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送（アナログハイビジョン放送）の終了時期を平成19年とすること、②①以外の衛星系のアナログ放送の終了時期を平成23年までとすること等を内容とする放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更を行った。

3 BS第9チャンネルのデジタル放送利用

総務省の「BS放送のデジタル化に関する検討会」（以下、「BSデジタル検討会」という。）報告（平成15年12月17日）において、①平成19年からの「BSAT-1a」後継衛星によるBS放送（BSアナログ放送及び第9チャンネルによる放送）を受託国内放送として行うものとして、②平成19年からのBSデジタル放送を、5つのチャンネルにより行う（アナログハイビジョン放送のために使用していた第9チャンネルを、平成19年から、現在のデジタルサービスの拡充のために使用する）こと等が取りまとめられた。

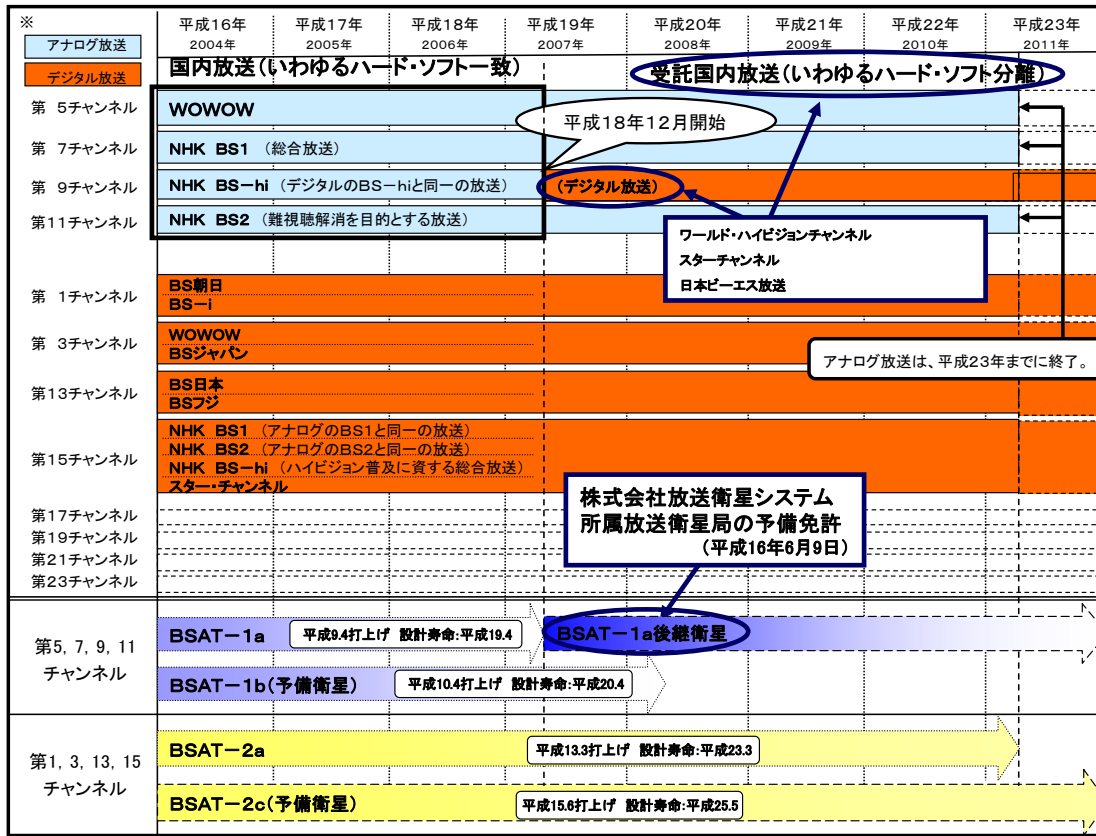
これを受けて、総務省は、BS第9チャンネルのデジタル放送利用に係る制度整備について諮問を行い、平成16年3月17日の答申を受けて、平成16年4月16日、平成19年からのBSに関し、①第5世代のBS（平成19年に設計寿命となるBSAT-1aの後継衛星）により行われるBS放送（BSアナログ放送及び第9チャンネルを使用して行うBS放送）を受託国内放送とすること、②第9チャンネル（現在アナログハイビジョン放送で使用。）をデジタル放送で使用する内容を内容とする放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更を行った。

その後、平成16年4月16日から同年5月7日にかけて、第5世代のBSによりBS放送を行う放送衛星局（受託放送事業者）について免許申請が受け付けられ、株式会社放送衛星システム（以下、「㈱BSAT」という。）1社より8局の申請があった。同年6月9日、電波監理審議会ですべてを審査した結果、予備免許を与えることが適当と認められ、これを受けて同日、㈱BSATに予備免許が交付された。現在は、同社において、第5世代のBSの調達手続が進められているところである。

他方、委託放送事業者については、平成17年5月に「BSデジタル放送に係る委託放送業務の認定方針（案）」を策定し、意見公募を経て、同年6月に認定方針が定められた。その後、同年8月17日より委託放送事業者の募集が行われ、審

査、電波監理審議会への諮問、答申を経て、平成17年12月に新たな高精細度テレビジョン放送業務を行う3社に対する認定が行われた。これを受けて新規3社は平成19年12月1日より放送を開始することを予定している。

図表45 BS放送に使用している衛星とチャンネルの状況

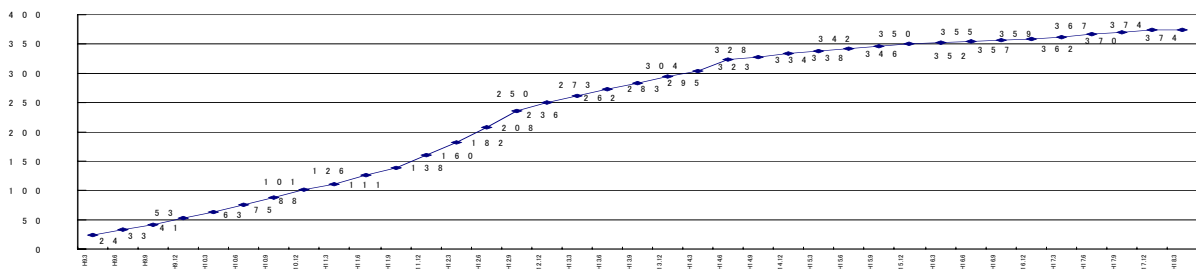


第四節 CS放送の現状

東経124度CS及び東経128度CSを用いたデジタル放送については、平成18年6月末現在、100者の委託放送事業者等（うち電気通信役務利用放送事業者は45者）が、株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ（以下「スカパー」という。）をプラットフォーム（放送事業者に代わり、顧客営業や料金收受等の管理業務を代行する事業）として放送を行っており、平成18年3月末現在、約374万の契約者を獲得しているが、300万加入を超えた4年ほど前から、加入件数の増加のペースが鈍ってきている。

図表46 東経124度・128度CSデジタル放送における加入件数の推移

(万件)



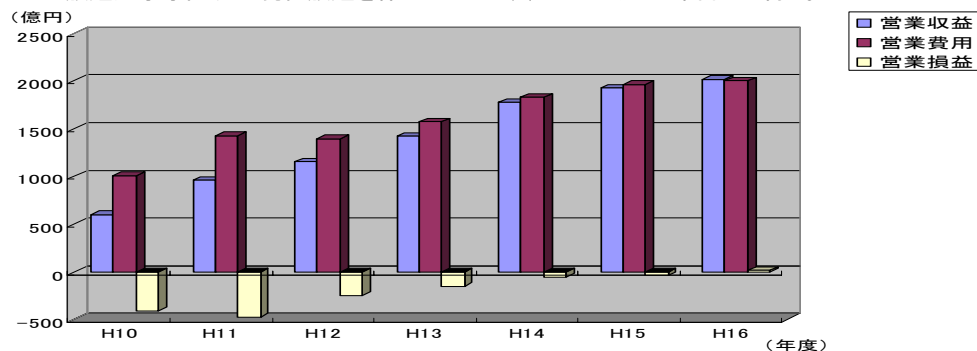
- ※1 「加入件数」とは、個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV！」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数をいう。
- ※2 「SKYPerfecTV！」に係る加入件数の発表方法が、平成11年8月末分から変更された。
 ①毎月の加入件数を、従来の新規登録者数から純増登録者数として発表。
 ②開局以来36ヶ月分の累計解約者数を差し引いた累計登録者数を発表。
- ※3 平成12年3月から「ディレクTV」が「SKYPerfecTV！」に加入者の移行を開始し、当移行加入者数が純増登録者数に含まれる。

(出典：スカパー報道資料等により作成)

図表47 CSデジタル事業者（東経110度を除く）の収支状況

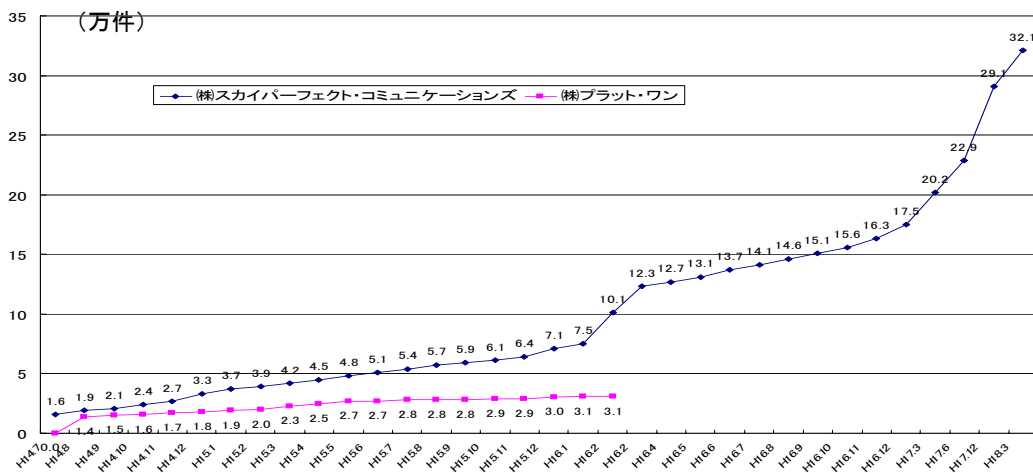
	平成10年度 (96社)	平成11年度 (93社)	平成12年度 (93社)	平成13年度 (100社)	平成14年度 (96社)	平成15年度 (100社)	平成16年度 (105社)
営業収益	603.9	960.5	1,154.2	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7
営業費用	1,009.4	1,429.9	1,399.8	1,571.7	1,831.9	1,964.4	2,002
収支比率	167.1%	148.9%	121.3%	110.3%	102.8%	101.8%	99%
営業損益	▲405.5	▲469.4	▲245.6	▲146.9	▲52.0	▲34.8	19.6
営業損益 黒字社数	15社	15社	32社	40社	47社	49社	56社

- ※1 収支比率は営業費用／営業収益の比率
- ※2 テレビジョン放送も行う音声放送事業者は、テレビジョン放送に包括して報告(按分不可能なため)
- ※3 データ放送3社のうち2社はテレビジョン放送に包括して報告(按分不可能なため)
- ※4 放送大学学園及び現在放送を休止している(株)シー・ネットは集計から除く。



また、平成14年3月に放送を開始した東経110度CSデジタル放送については、いわゆる三波共用デジタル受信機が平成18年4月末現在で、累計約1304万台普及している中、スカパーが運営するプラットフォーム事業「スカパー！110」の加入者は同期で32.1万件に留まっている。また、平成17年度において17の委託放送事業者全体で約67.8億円の営業赤字となっており、黒字事業者も2社に留まっている。

図表48 東経110度CSにおける加入件数の推移



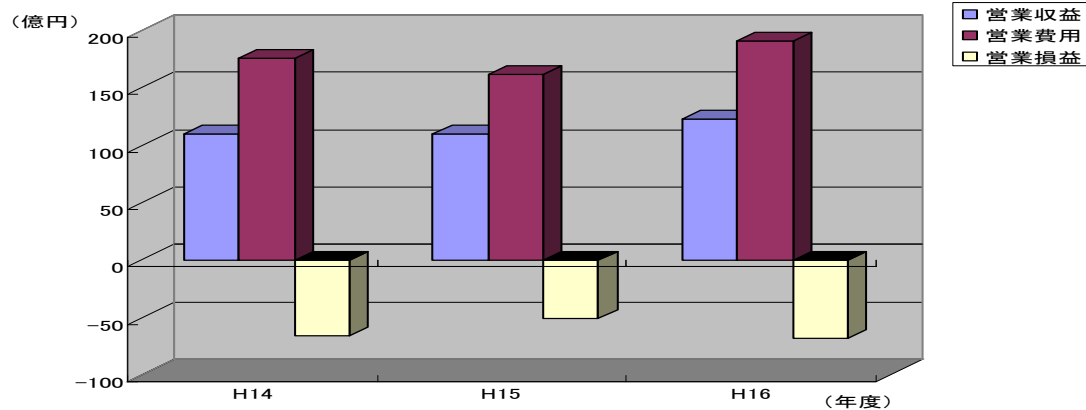
(出典：スカパー報道資料等により作成)

図表49 CSデジタル放送事業者（東経110度）の収支状況

	平成14年度 (18社)	平成15年度 (17社)	平成16年度 (17社)
営業収益	109.9	110.0	123.2
営業費用	175.5	161.8	191.1
収支比率	159.7%	146.7%	155.1%
営業損益	▲65.6	▲51.8	▲67.8
当期損益 黒字社数	4社	3社	2社

※1 収支比率は営業費用／営業収益の比率

※2 東経110度CSデジタル放送は、平成14年3月から放送開始



第五節 2. 6GHz帯衛星デジタル音声放送の現状

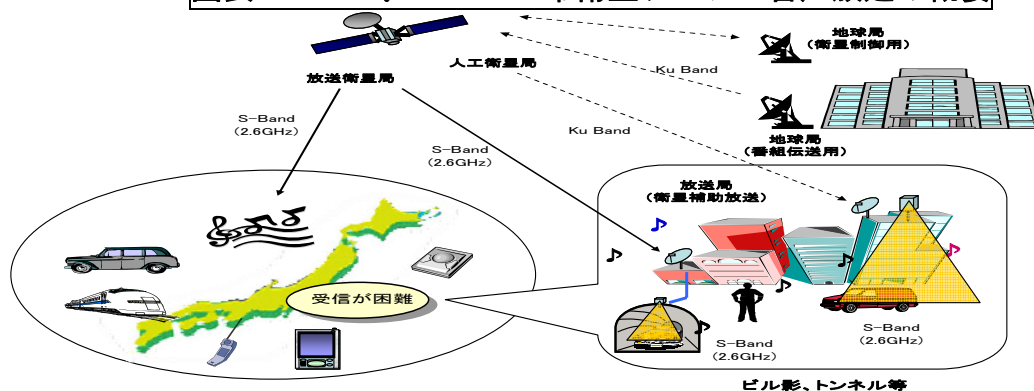
2. 6GHz帯衛星デジタル音声放送の開始

平成4年に開催された世界無線通信主管庁会議において、衛星による移動体向けデジタル音声放送の周波数分配が決定された。その後、使用周波数帯を2630～2655MHzの25MHz周波数帯幅とする技術的条件について平成11年7月21日に電気通信技術審議会答申が出され、さらに、平成14年7月3日から同年7月31日に実施された参入希望に関する意見募集を行った。衛星系による国内放送（いわゆるハード・ソフト一致）に利用とすることに関する制度等について平成14年12月4日の電波監理審議会答申がなされ、これに基づき、認定方針が定められた。これらを踏まえ、総務省は平成15年2月10日から同年3月10日にかけて、放送衛星局の免許申請を受け付け、同年7月23日の電波監理審議会答申を経て、同年7月25日にモバイル放送株式会社（以下、「モバイル放送㈱」という。）に予備免許が与えられた。平成16年3月13日には、2.6GHz帯衛星デジタル音声放送用の日韓共同衛星「MBSAT」が打ち上げられ、同年5月20日にモバイル放送㈱に本免許が付与された。同社は同年6月1日からの試験放送を経て、同年10月20日に、我が国の初の衛星による移動体向けの放送を開始、音声を中心として、文字、図形、簡易動画等のデータを併せ送ることが可能な衛星デジタル音声サービスの提供を行っている。

同社は、放送開始当初からNHKより報道番組等の番組供給を受けて1日8時間程度の放送を行っている。さらに、災害・大事件等が発生した場合（新潟県中越地震災害、最近では北朝鮮弾道ミサイル発射事案等、約2年間で24件。）には、供給時間を拡大して放送を行った。

なお、韓国では、TUメディア（SKテレコムが筆頭株主。）が日本と同じ技術基準を採用して放送を行っている。

図表50 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の概要



第Ⅲ章 衛星放送の将来像

第一節 今後の衛星放送の可能性

衛星放送は、これまで新たな技術及び新たな伝送路の活用を通じて、「ハイビジョン放送」、「デジタル放送」、「双方向機能」等新たなメディア価値を創出し、新たなコンテンツを創造する役割を担ってきたと考えられる。

移動体端末向け放送の開始（2004年10月）等新たな放送サービスの提供に加え、今後、地上放送の全面デジタル化（2011年7月）、全国ブロードバンド化（2010年）に伴う光ファイバや広帯域無線によるIP映像伝送の普及、FMCの進展、圧縮・伝送技術の進歩の中で、クロスメディア環境における競争は激化すると考えられる。

他方、衛星放送の広帯域性、他メディアとの比較の上での周波数資源における余裕、全国（場合によっては国際）一斉同報性、ネットワークの経済性等の新分野開拓に適しているという比較優位は依然残ると考えられる。

以上のような今後の衛星放送の可能性を具現化するためには、相対的に余裕のある周波数資源の有効活用、民間事業者の意欲的かつ創造的な取組を促進するための競争環境の整備、既存市場の拡大や新たな市場の創造に資する新たなサービス・技術の導入促進、視聴者の利益を保護し拡大するとともに、視聴者ニーズを迅速かつ的確に事業展開に反映させるための視聴者政策の推進に総合的に取り組むことが必要であると考えられる。

第二節 衛星放送の将来像

1 BS放送の将来像

BS放送は、発足当初から準基幹放送としての役割を担うことが期待され、また、高い社会的影響力を持ち得る全国放送として、計画的な普及を図ることとされ、放送普及基本計画、周波数使用計画に基づき、放送が行われてきたところである。国際的に割当てを受けた稀少なBS放送用周波数を用いることや、その社会的影響力の大きさに鑑みて、マスメディア集中排除の観点から、当該周波数の利用はトランスポンダの二分の一相当までに制限されている。

他方、国際的な周波数の追加割当てや欧米の衛星放送で実用化が開始された H. 264 / AVC 映像符号化方式及び DVB-S. 2 伝送路符号化方式等 ICT の進歩を背景に、BS デジタル放送に利用可能な周波数の有効利用が一層促進される環境変化に直面しつつある。そのため、これまで異なるメディアとして取扱われてきた BS 放送と CS 放送との技術面、事業面における違いは今後益々小さくなることが想定される。従って、BS 放送の将来像についても既存の概念に固執せず、柔軟に検討することが必要と考えられる。この点、BS 放送においては、ハイビジョン放送が一早く実用化されたこと、デジタル化についても地上放送に先行して導入されたこと、そして、今後新たに利用可能となる周波数等資源の状況を踏まえれば、BS 放送は引き続き放送におけるリーディングメディアとしての役割が期待されるものと考えられる。また、当該役割に加え、今後の BS 放送については、新たな技術、サービスのテストフィールドとして、あるいは通信・放送融合の橋渡しを行うメディアとしての期待も高まるものと考えられる。

従って、BS 放送については、放送の健全な発達及び普及を図る観点から、周波数の有効利用、技術革新の成果の活用を行いつつ、国益、事業者等の自由闊達な意欲と創造性、視聴者利益にバランス良く配慮した政策展開が必要と考えられる。また、クロスメディア環境における競争が進展する中で、我が国の放送市場全体の発展に資する新たなコンテンツの創出の観点から、事業の属性を問わず、事業者の創意工夫を阻害しないような政策展開が必要と考えられる。

なお、今後、新たに利用可能な BS デジタル放送用周波数を利用して開始する放送については、現在の BS 放送（2007年12月から開始が予定されている第9チャンネルにおける BS デジタル放送を含む。）に対比して、次のような相違点が存在すると考えられることから、当該相違点を踏まえつつ、異なる枠組みを検討することも必要と考えられる。

- ・ H. 264 / AVC 映像符号化方式及び DVB-S. 2 伝送路符号化方式等の新たな技術を用いて放送を行うことが見込まれ、その場合、周波数の有効利用が大幅に促進されること
- ・ 現行受信機の技術的制約から、新しい BS デジタル放送の多くについては、現行受信機による受信が行われず、今後、新たな受信機の開発や普及の必要があるが、この場合、現行の BS デジタル放送とは異なった受信環境となることから、社会的影響力は相対的に小さいと考えられること

他方、BS 放送用の周波数の資源は、依然として CS 放送に比べ稀少性が高く、また、国民利用者の意識、これまで築かれた「BS ブランド」に寄せる期待等を考え

れば、現時点ではC S放送と全く同等の規律に付すことは適当ではない。

2 東経110度C Sデジタル放送の将来像

東経110度C Sデジタル放送は、その利用衛星の静止軌道位置がB Sと同じであることから、地上デジタル放送、B Sデジタル放送とあわせて視聴可能な三波共用受信機が開発、実用化された。また、東経110度C Sデジタル放送は、認定申請時の参入希望が多かったこともあり、放送の周波数がS D放送に必要な狭い帯域にとどまっている上、認定業務を複数の番組提供者が共同で行う形態をとるものが多い。従って、B S放送や他のC S放送とは異なり、一貫した意思・体制の下で番組編成や営業活動を効率的・効果的に行うことが困難である場合が多い。こうしたことから、その加入者は平成18年4月末現在で約32万にとどまっており、当初の期待に比して、普及は大幅に遅れている。その要因としては、B S放送の受信用とは異なるアンテナが必要な場合があること、加入手続や有料放送サービスそのものに関する消費者の抵抗感があること等が考えられる。

他方、その他のC Sデジタル放送においては、既にH. 264/A V C映像符号化方式及びD V B - S. 2伝送路符号化方式の採用も検討されており、今後、更なる周波数資源の有効活用を通じて、衛星中継器利用費用の軽減、有料放送サービス料金の低廉化、コンテンツの高画質化・高音質化が期待されている。

今後、東経110度C Sデジタル放送についても、その他のC S放送と同様に、ケーブルテレビ、I P映像伝送等他の多チャンネルサービスとの間でクロスメディア環境における競争が一層激化する傾向にある中で、東経110度C Sデジタル放送に係る周波数資源の有限稀少性に変化はないものの、現行の状況が継続すれば、稀少な周波数資源を有効に活用することはできず、準基幹放送に成長して、期待される役割を果たすこと自体が困難になるものと考えられる。

従って、周波数資源の有効活用、放送の健全な発達、消費者利益の向上等の観点から、東経110度C Sデジタル放送に係る仕組み全体を見直し、より柔軟な事業環境を整備することが必要であると考えられる。

3 その他のC S放送の将来像

東経110度C Sデジタル放送を除くC S放送は、B S放送や東経110度C Sデジタル放送と異なり、有料専門多チャンネルサービスが大半を占めており、より一層、公正かつ有効な競争を促進することにより、放送の健全な発達及び

普及を図っていくことが適当であると考えられる。

他方、I P等の電気通信技術の発展により、映像コンテンツを提供可能な伝送路の選択肢が増加するなど、C S放送を取りまく事業環境は急速に変化しつつある。さらに、通信・放送の融合が進展する中で、いわゆるトリプルプレーと呼ばれる放送・通信連携サービスが電気通信事業者やケーブルテレビジョン放送事業者において提供されるなどメディア間の競争が進展している。

C S放送は、多チャンネルメディアとして、これまでも先導的な役割を果たしてきたが、今後はクロスメディアの核となることが期待される。従って、C S放送に関する制度整備についても、さらにC S放送が専門多チャンネル放送として多彩なプレイヤーによる多様な番組群という特徴を阻害することなく、さらに活かしていくことが重要である。また、番組をパッケージ展開することが通常である状況に鑑み、衛星放送に関するプラットフォームが適正、適切な役割を果たすよう、競争環境の整備を行うことが必要である。

第三節 衛星放送の発展に向けた総合の方策

1 新たなB S デジタル放送用周波数の利用

(1) 過去の経緯

第5・7・11チャンネルで現在行われているアナログ放送は、B S放送を円滑にデジタル移行させていく見地から、その終期について、平成15年4月9日に変更された放送普及基本計画において、「平成23年までに終了すること」と定められており、アナログ放送の終了後、第5・7・11チャンネル（現行アナログ放送用3チャンネル）をどのように利用するかが課題である。また、平成12年に開催された世界無線通信会議（WARC-2000）において、我が国は、衛星放送等への利用について、第17・19・21・23チャンネルの割当てを受けた。この4つのチャンネル（以下、追加4チャンネルという。）を具体的にどのように利用するかが課題となっている。

「B S放送デジタル化検討会」報告書（以下、「検討会報告書」という。）は、現行アナログ放送用3チャンネルについて、次のように記している。

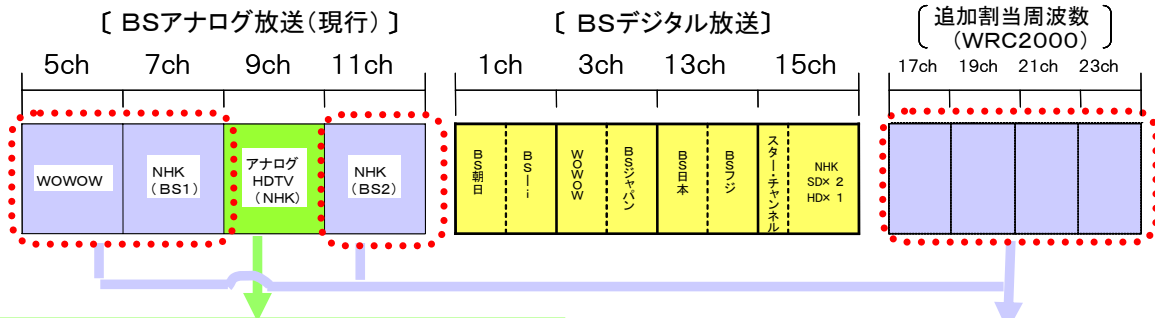
- ・ 「(略) B S A T - 2 a の後継衛星の打上げが2011年頃に必要となる見込みであることから、その調達スケジュールも考慮し、遅くとも

2007年頃までには利用の在り方について検討し、方針を決定することが適当である。その検討にあたっては、需要の動向等を踏まえて、BS放送の位置づけをあらためて再検討した上で、現在あるようなBS放送、CS放送などの区分にも拘泥することなく、チャンネルの利用の在り方について検討していくことが必要になる」

他方、追加4チャンネルのデジタル放送用周波数についても、同報告書において、次のように記載されている。

- ・ 「第17・19・21・23チャンネルについては、現在の受信機には、これを使った放送を受信する対応ができていないものがあり、この対応には、TSよりも上位の階梯（ネットワーク）において、現在のBS放送受信のための制御系統とは別の新しい制御系統を設定することが不可欠となっているとの指摘が受信機メーカーからなされた」
- ・ 「これら4チャンネルのうち第21・23チャンネルは、現在、受信障害対策放送に利用されており、これらを衛星放送に利用する場合には、現用している放送との間で調整が必要である」ことを理由として、「(略) 2007年からの衛星放送に利用することとするには、準備のための期間が十分とは言えないと考えられる。したがって、第17・19・21・23チャンネルの利用は、BSAT-2aの後継衛星の打上げが見込まれる2011年頃以後になると考えられる。当該衛星の調達スケジュールや、受信機・受信システムの円滑な対応のための準備期間を考慮し、遅くとも2007年頃までにはこれらのチャンネルの利用の在り方について検討し、方針を決定することが適当である」

図表5-1 追加4チャンネル及びアナログ3チャンネルの利用の在り方



- BS第9チャンネルのデジタル化
 - ・平成17年12月 新規にデジタルHDTV3番組を認定。
 - ・平成19年12月1日 放送開始予定。

- ① 平成23年(2011年)以後の利用の在り方については、**地上デジタル放送、ブロードバンド等の動向を注視**して決定。
- ② 衛星の国際調達に3年程度を要するため、平成20年の新たな衛星調達の開始にあたり、**平成19年(2007年)頃までに方針を決定**。

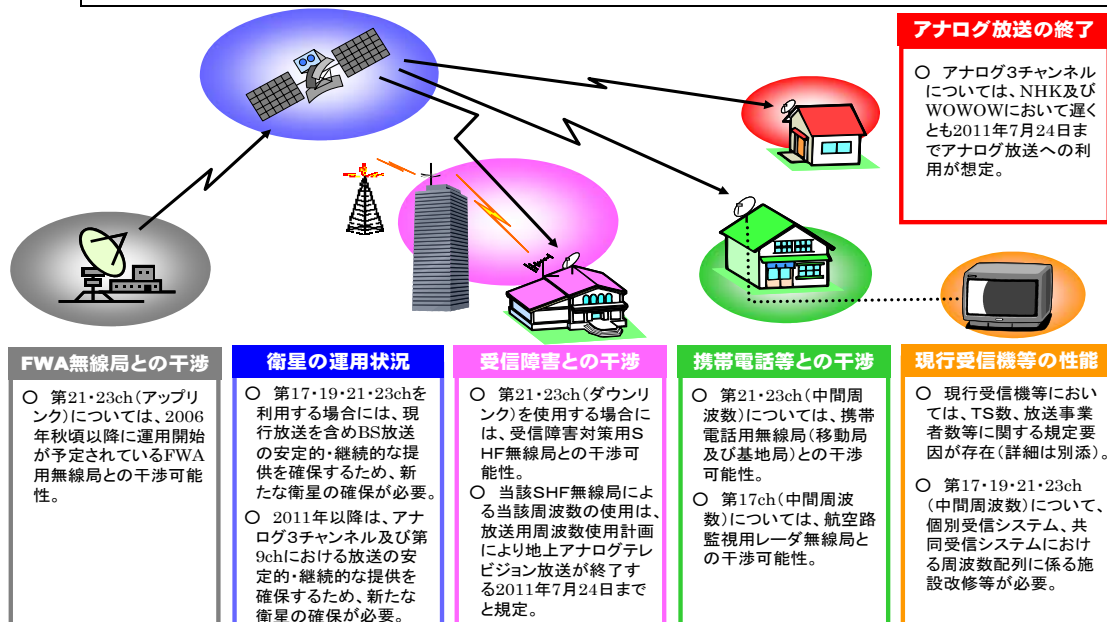
【出典:BS放送のデジタル化に関する検討会報告書(平成15年12月)】

(2) 新たなBSデジタル放送に利用可能な周波数に関する規定要因

周波数の割当上新たにBSデジタル放送に利用可能となっている周波数を実際にBSデジタル放送に利用するにあたっては、放送衛星の運用、受信機の開発、アナログ放送の利用者、他の周波数との調整等様々な規定要因について調整することが必要と考えられる。

具体的には、放送の開始までに、衛星の調達から打上までに約3年を要すること、技術基準の策定後、民間標準規格の策定・新たな受信機開発に約3年を要することを踏まえれば、放送開始の4年前を目途に、新たなBSデジタル放送用周波数の利用の方針を確定することが必要である。

図表5-2 新たにBSデジタル放送に使用可能な周波数に関する規定要因



①アナログ放送3チャンネルに現在用いられている周波数の状況

アナログ放送3チャンネルに現在用いられている周波数は、現在、NHK及び(株)WOWOW（以下、「WOWOW」という。）がアナログ放送の3番組に使用し、放送普及基本計画（昭和63年10月1日郵政省告示第660号）上、2011年までにその放送を終了することとなっている。

また、BS放送が放送全体で進められているデジタル化を先導してきた役割を念頭に置くことも必要であると考えられる。

まず、NHKは、本研究会において、現行アナログ放送の終了については地上アナログテレビジョン放送の終了時期（2011年7月24日）と同時期とすることが望ましいとしている。また、NHKは、第7チャンネルを総合放送に、第11チャンネルを難視聴解消のための放送のサイマル放送として利用しているが、このうち特に第11チャンネルを利用するアナログ放送については、難視聴解消のための放送を目的としていることを踏まえると、地上アナログテレビジョン放送の全面デジタル化の時期である2011年7月24日以前に終了することは困難と考えられる。他方、第7チャンネルを利用するアナログ放送については、既存の受信契約者の理解を得つつ、2011年7月24日より前に終了することとする可能性はあるとも考えられるが、この点については、NHKの在り方に関する全体的な議論を踏まえた上で検討することが必要である。

次に、第5チャンネルを利用するWOWOWは、本研究会において、そのアナログ放送の終了時期について、地上アナログテレビジョン放送の終了時期を最終期限とし、それよりも早期に終了する場合については、その加入者数、現行受信機の普及状況、NHKのアナログ放送の終了時期等により、放送終了の1年以上前に決定する予定としている。この点について、2006年5月24日に公表された「新WOWOW創造3か年計画 中期経営戦略（2006～2008年度について）」において、「アナログ放送については、2008年度9月末に加入受付を終了し、2010年度中の放送終了を目指す」とされている。従って、第5チャンネルについては、2011年7月24日より前に終了する可能性はあると考えられるものの、現時点で当事者の意思が必ずしも確定していない以上、第5チャンネルの早期終了を確定事実として今後の検討を行うことは困難と考えられる。

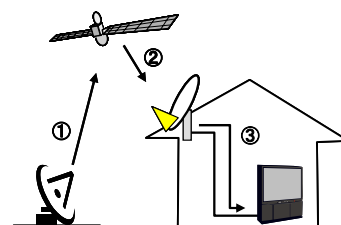
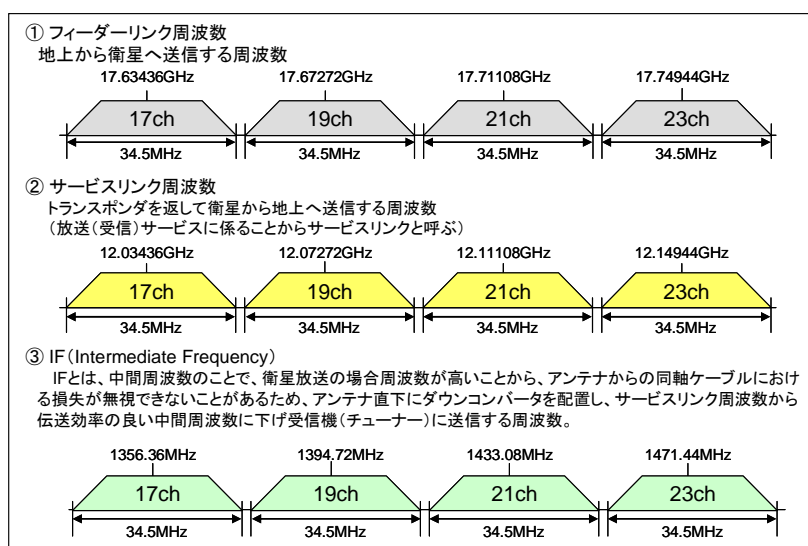
以上を踏まえると、アナログ放送に現在用いられている3チャンネルを新たにデジタル放送に利用するにあたっては、現時点において、他に考慮すべき新たな要素がない限り、地上放送とBS放送におけるアナログ放送終了の周知広報を共通化する

ることにより視聴者の理解浸透を効率的に行う観点から、2011年7月24日を目途としてBSアナログ放送を終了する方向で検討することが適当であると考えられる。

②追加4チャンネルのデジタル放送用周波数の状況

2000年に我が国に追加割り当てされた追加4チャンネルの利用を開始する時期や利用の方法については、前述のとおり、未だ決定されていない。また、実際に追加4チャンネルのデジタル放送用周波数を利用しようとする場合には、以下のような他の無線局との干渉に配慮することが必要となる。

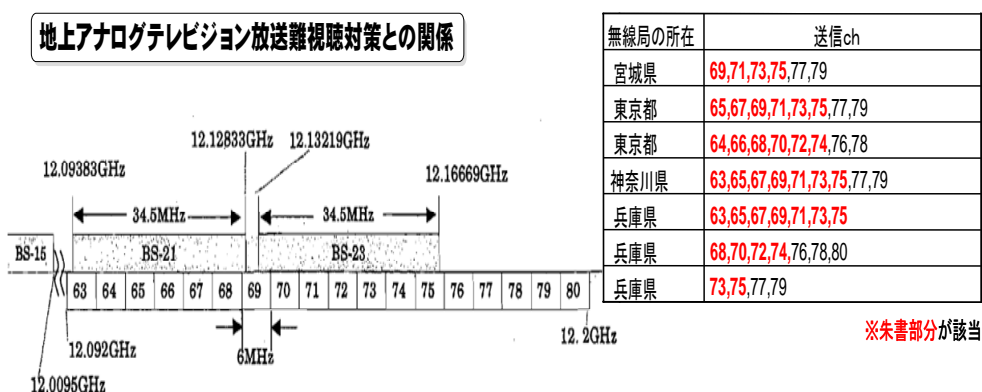
図表5-3 追加4チャンネルの概要



(1) 受信障害対策用SHF無線局との共用(第21・第23チャンネル)

第21及び第23の2つのチャンネルを利用するBSデジタル放送を行おうとする場合、現在、それらのサービスリンク(ダウンリンク)に係る周波数帯において、地上アナログテレビジョン放送の受信障害対策用SHF無線局が、SHF帯(11.7~12.2GHz帯)のうち12.092GHz~12.200GHzまでの周波数帯(63~80ch)において運用されていることから、干渉の可能性が考えられる。なお、当該SHF無線局による当該周波数帯の利用は、2003年11月末現在で約34万世帯が対象となっており、放送用周波数使用計画(昭和63年10月1日郵政省告示第661号)上、地上アナログテレビジョン放送が終了する2011年7月24日までと規定されている。

図表 5 4 追加 4 チャンネルと受信障害対策用 S H F 無線局の関係



受信障害対策用 S H F 無線局は、高層建築物等による地上アナログテレビジョン放送等の受信障害の解消を目的とするものであり、受信障害対策放送の対象となる地上アナログテレビジョン放送等に係る放送事業者が設置する場合と放送事業者以外の者が中継局を設置する場合(「受信障害対策中継放送」)の2つの場合がある。受信障害世帯への措置については、受信障害対策用 S H F 無線局の免許人と当該世帯との間で具体的補償の内容が決められており、例えば、専用受信機の配付の有無や障害となる建物等との建造の前後関係により各世帯に対する補償が異なっているのが現状である。

図表 5 5 受信障害対策放送用 SHF 無線局の運用状況

設置場所	対象世帯数		地上波テレビ放送のch数	
	開設当初	再免許時点		ナログ
デジタル宮城県 仙台市泉区	H10 6,443世帯	H15.11 7,121世帯	6	6 (放送中)
東京都渋谷区	H2.3 —	H15.11 39,756世帯	9	8 (放送中)
東京都品川区	H15.5 —	H15.11 1,640世帯	9	8 (放送中)
神奈川県 横浜市中区	H8.11 —	H15.11 1,065世帯	9	8 (放送中)
兵庫県 南あわじ市	H8.6 6,482世帯	H15.11 6,482世帯	7 ※うち対策 対象4ch	7 (H20年度予定)
兵庫県 神戸市垂水区	H9.10 144,253世帯	H15.11 142,739世帯	7	7 (H18.3~)
兵庫県 神戸市垂水区	H9.10 134,293世帯	H15.11 137,304世帯	7	7 (H18.3~)

※フラッター障害:建物などに電波が反射し画面がちらつく等の受信障害(デジタルでは影響は少ない)

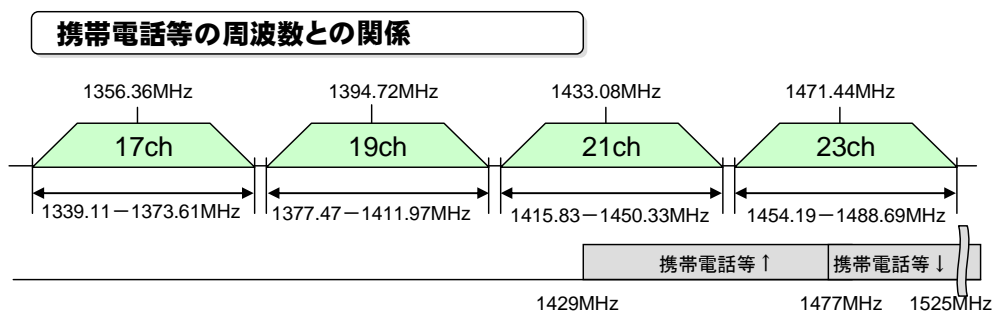
なお、兵庫県南あわじ市のケースは、関西国際空港の航空機に電波が反射し発生するもの。

従って、仮に2011年7月24日より前に、第21及び第23の2つのチャンネルを利用して新たにBS放送を行おうとする場合には、全ての受信障害対策用SHF無線局との間における干渉問題が解決されるか、又は受信障害対策用SHF無線局が廃止されている必要がある。

(2) 携帯電話用無線局との共用 (第21・第23チャンネル)

第21及び第23の2つのチャンネルを利用するBSデジタル放送を行おうとする場合には、現在、その変換後の中間周波数と同じ周波数において携帯電話用無線局(移動局及び基地局)が運用されていることから、相互の干渉の可能性が考えられる。

図表56 追加4チャンネルと携帯電話用無線局の関係

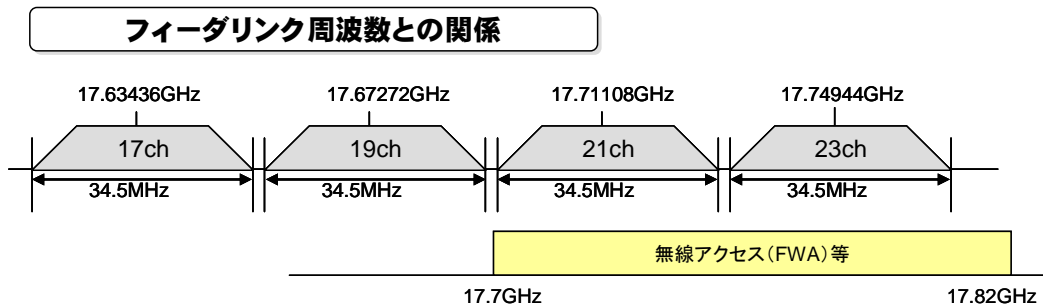


従って、今後、新たに第21及び第23の2つのチャンネルを利用して新たにBSデジタル放送を行おうとする場合においては、BSデジタル放送用のアンテナ設備(同軸ケーブル等)側で遮蔽性の高い物を使用する等の措置によって対応することが必要であると考えられる。具体的には、(社)電子情報技術産業協会(以下、「JEITA」という。)の「BSデジタルマーク」登録機器及び優良住宅部品制度に基づく(財)ベターリビングの「BL機器」の対象に含め、受信機メーカーから販売店及び施工業者に対して、周知等を行うことが適当である。

(3) FWA用無線局との共用 (第21及び第23チャンネル)

第21及び第23の2つのチャンネルを利用するBSデジタル放送を行おうとする場合には、現在、それらのフィードリンク(アップリンク)に係る周波数帯において、2006年秋頃からの運用開始が予定されているFWA用無線局との干渉の可能性が考えられる。

図表57 追加4チャンネルとFWA用無線局の関係

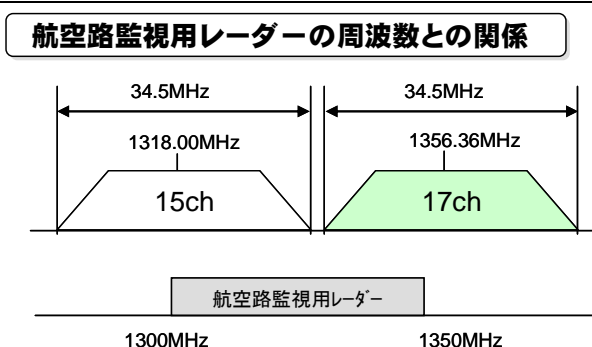


F W A用無線局については、平成 14 年 3 月 29 日に情報通信審議会において、共用条件及び測定方法を含む答申（諮問第 2 0 1 0 号「準ミリ波帯公共業務用無線アクセスシステムの技術的条件」）が得られており、周波数の共用を行うための技術的条件は既に存在する。しかしながら、以上に加えて、実際の開局後の状況について検証を行い、場合によっては、F W A用無線局に係る電波法関係審査基準の変更等により、さらに詳細な共用条件を整備する必要があると考えられる。

（４）航空路監視用レーダ用無線局との共用（第 1 7 チャンネル）

第 1 7 チャンネルを利用する B S デジタル放送を行おうとする場合には、現在、その変換後の中間周波数と同じ周波数において航空路監視用レーダ無線局が運用されていることから、相互の干渉の可能性が考えられる。

図表 5 8 追加 4 チャンネルと航空路監視用レーダの関係



現在 B S デジタル放送で利用されている第 1 5 チャンネルにおいても、航空路監視用レーダ用無線局が設置されている地域における受信世帯においては、既に干渉が発生しており、各世帯が必要に応じ自ら関係部品の交換等の負担を行っているところである。

第 1 7 チャンネルの場合にも、干渉の有無・程度は当該無線局における使用周波数や送信出力に依存すると考えられること、現用の第 1 5 チャンネルと同程度の問題とになるものと想定されることから、第 1 5 チャンネルの場合の例も参考にしつつ、B S デジタル放送用のアンテナ設備（同軸ケーブル等）側で遮蔽性の高い物を使用する等の措置によって対応することが必要であると考えられる。具体的には、J E I T A の「B S デジタルマーク」登録機器及び優良住宅部品制度に基づく（財）ベターリビングの「B L 機器」の対象に含め、受信機メーカーから販売店及び施工業者に対して、周知等を行うことが適当である。

追加 4 チャンネルのデジタル放送用周波数を新たに利用しようとする場合は、以

下のように、関係者が必要な措置を取れば、他の無線局との干渉に関する問題は解消可能と考えられる。

- ・ 第21及び第23チャンネルを2011年7月24日より前にBS放送に利用しようとする場合には、当該放送を行うために新たに無線局免許を取得しようとする者と受信障害対策用SHF無線局の免許人との間で、2011年7月24日までの当該受信障害世帯における視聴環境の確保のための対策について調整すること。
- ・ 第21及び第23チャンネルをBS放送に利用する場合には、携帯電話用無線局との干渉を防止するため、BSデジタル放送用のアンテナ設備（同軸ケーブル等）側で遮蔽性の高い物を使用すること。
- ・ 第17チャンネルをBSデジタル放送に利用しようとする場合については、航空路監視用レーダ用無線局との干渉を防止するため、BSデジタル放送用のアンテナ設備（同軸ケーブル等）側で遮蔽性の高い物を使用すること。

③受信機に関する状況

BSデジタル放送用受信機出荷台数（累計）は、2006年5月末現在で約1,368万台とされているが、(社)BSデジタル推進協会（以下、BPAという。）の予測によれば、BSデジタル放送の受信可能世帯数は2008年3月に2,491万世帯に達する（出典：BPA「BSデジタル放送の普及に関する調査」平成17年2月）と予測されている。新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数を利用してデジタル放送を行おうとする放送事業者にとっては、そのサービスの提供にあたり、現在広範に普及している現行受信機を活用できれば新たな市場の開拓を要しないことから、事業展開上大きなメリットになるものと考えられる。また、現行受信機によりBSデジタル放送を視聴している既存視聴者が現在得ている利益を阻害しないように新たな周波数が利用されるのであれば、放送番組のHD化や放送番組数の多様化等により、視聴者の利益を一層向上させることができるとも考えられる。

一方、アナログ3チャンネルに用いられている周波数及び追加4チャンネルのデジタル放送用周波数を利用してBSデジタル放送を新たに行う場合に共通する事項として、現行受信機の性能確認や視聴者利益の確保といった観点から、現行受信機による受信可能性及び今後の受信環境に関する分析を行うことが必要である。

(1) TS（トランスポート・ストリーム）数

T S（トランスポート・ストリーム）とは、デジタル放送で採用されている M P E G－2 Systems（ISO/IEC13818-1）における多重化信号ストリームのことで、映像や音声等の複数の放送番組が一つの伝送単位にまとめられたものである。平成19年12月1日からは第9チャンネルにおいて新たに3番組のデジタル放送が開始され、その時点で、合計11のT Sが使用される予定である。

対応可能なT S数は受信機のメモリ容量に係る制約から限定されるが、現行受信機の中には、使用されるT S数の合計が16を超えると、その超えた部分の放送番組が視聴できなくなる受信機、又は、16を超えた場合に、全ての放送番組が視聴できなくなる可能性のある受信機が存在する。前者のように、対応可能なT S数を超えた場合、新たな放送番組に限って視聴できなくなる受信機については、それまで視聴可能であった放送番組は引き続き視聴可能である。他方、後者のような、対応可能なT S数を超えると、それまで視聴可能であった放送番組をも視聴できなくなる受信機については、既存視聴者保護の観点から特に重大な問題があると言わざるを得ず、仮にそのような事態が生じることとなった場合には、当該メーカーにおいて、少なくともそれまで視聴可能であったT Sに係る放送番組が視聴できるようにするための対応が必要と考えられる。なお、関係メーカーにより、ソフトウェアをエンジニアリングストリーム放送で配信することでこういった対応自体は可能であるとの見通しが示されている。

図表59 対応可能なT S数と製造台数

対応可能なTS数	製造台数 (2005年末現在)	備考
12	約13万台	2002年末で製造中止
16	約18万台	うち約6万台は、超過したTS以外のTSに係る既存放送も受信・視聴が不可能となるが、ソフトウェアによる対応が可能。
25	約1万台	—
32	約470万台	—
50以上	約223万台	—

(出典：J E I T A 資料より作成)

なお、現行受信機の約96%については32TSまで対応可能であることから、仮にアナログ3チャンネルに現在用いられている周波数及び追加4チャンネルのデジタル放送用周波数を全て利用する場合においても、ほとんどの現行受信機において、以上のようなT S数に係る制約については問題なく受信・視聴できるもの

となっている。

(2) Broadcaster ID (放送事業者) 数

基本的に、受信機のメモリ機能の容量に係る制約から、対応可能なBroadcaster ID (放送事業者) 数は決まっており、これを超える場合には、データ放送サービスを提供できなくなる放送事業者が生じることとなる。現在、BSデジタル放送においては、データ放送による双方向サービス等が実施されているが、(社)電波産業会(以下、「ARIB」という。)による民間標準規格で、当該サービスを行うために必要とされるNVRAM(不揮発性メモリ)中の事業者専用領域にアクセスできる放送事業者数が20までと規定されている。なお、平成19年12月1日から新たなBSデジタル放送事業者が加わった時点において、放送事業者数は13となることが予定されている。

図表60 対応可能なBroadcaster ID (放送事業者) 数と製造台数

対応可能なBroadcaster ID数	製造台数 (2005年末現在)	備考
20	約280万台	うち約126万台においては、NVRAMの使用が不可能となる事業者が、視聴者の選局(データ放送の取得)順に決められる
31以上	約516万台	—

(出典：JEITA資料より作成)

現行受信機の中で、NVRAMの当該領域にアクセスできる事業者数について、20を上限とする受信機が全体の約3分の1存在している。そのため、仮に、新たにBSデジタル放送用周波数を利用する際に、20を超える放送事業者となる場合には、データ放送の提供が行えない放送事業者が生じる可能性があり、事業上の制約となることが予想される。

(3) Service ID (放送番組) 数

BSデジタル放送においては、ARIBによる民間標準規格に準拠し、(社)BSデジタル放送推進協会(以下「BPA」)が各サービス毎に、Service IDと呼ばれる識別子を割り当てている。現行受信機では、BSデジタル放送で対応可能なService ID数は200から1500となっている。

図表 6 1 対応可能なService ID数と製造台数

対応可能なService ID数	製造台数 (2005年末現在)	備考
200	約25万台	—
250以上	約772万台	—

(出典：J E I T A資料より作成)

対応可能なService ID数を超えた場合には、超えた部分に係る放送番組はEPGに表示できなくなるため、当該放送番組を提供する放送事業者は、競争上不利な環境に置かれることになる。また、対応可能なService ID数を超える場合に、具体的にどの放送番組がEPG上表示されなくなるのかについては、商品規格によって違うことから、受信機のモデル毎に異なる可能性がある。なお、平成19年12月1日から第9チャンネルにおいてBSデジタル放送3番組が開始された場合のService ID数については、80程度となることが想定される。

(4) リモートコントローラ上のワンタッチボタンの設定

三波共用受信機等の現行受信機におけるリモートコントローラについては、1番から12番のワンタッチボタンが存在するが、その割り当てはBPA及び放送事業者等の間において調整が行われている。そして、平成19年12月1日から第9チャンネルにおいてテレビジョン放送3番組が新たに開始される時点で、12番までの全てのボタンの割り当てがなされる見込みである。

受信機付属のリモートコントローラで放送番組の視聴を選択するための方法には、スクロール、3桁選択等の方法はあるものの、選局の容易さ、ブランドイメージ等の点で、ワンタッチボタンは優っており、事業の経済性に対しても影響を有するとも考えられる。

なお、放送普及基本計画において、「(NHKのBSデジタル放送について) 協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。」とされている。従って、現行のNHKのデジタル放送3番組のうち、仮に1番組が終了すれば、2011年には、1つのワンタッチボタンが空くことになると考えられる。

(5) 追加4チャンネル分のデジタル放送用周波数の受信

現行受信機の中には、そのチューナによる周波数帯域制限及びチャンネル番号の読み取りの可否の別により、追加4チャンネルのデジタル放送用周波数そのものが受信できないものが存在する。このうち、アルゴリズム的にチャンネル番号の読み取りが不可能なものについてはソフトウェアをダウンロードすることにより対応可能と見込まれている。

図表 6 2 追加4chの受信と製造台数

追加4chの受信	製造台数 (2005年末現在)
アルゴリズム的に取得すること自体が不可能なもの	約47万台
チューナによる周波数帯域制限があるもの	約3万台

(出典：J E I T A 資料より作成)

チューナによる周波数帯域制限については、現在急速に普及している三波共用受信機等では、追加4チャンネルについては問題なく受信できることが確認されている。

一方、初期のBSデジタル放送専用受信機には、追加4チャンネルのデジタル放送用周波数受信に対応していない受信機が、約2万6千台（既存受信機のうちの約0.3%）存在する。また、追加4チャンネルのチャンネル番号の読み取りができない受信機は、約50万台（既存受信機のうちの約6%）存在する。

図表 6 3 配慮すべき現行デジタル受信機等における規定要因

<p>TS (トランスポート・ストリーム) 数</p> <p>現行デジタル受信機の対応可能なTS数を超過したTSが放送される場合、当該超過したTS部分に関するデジタル放送は受信・視聴が不可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年12月1日よりBSデジタル放送は、11のTSにより放送予定。 ○ 2005年末までにおいて、対応可能なTS数が32までの受信機が約470万台製造(全体約796万台の約65%のシェア)。 ○ 対応可能なTS数が12までの受信機は、2002年末で製造が中止され、同年末までに13万台が製造。 ○ 対応可能なTS数が16までの受信機は、2005年末までに約18万台が製造(うち一部については、当該対応可能なTS数における既存のデジタル放送までも受信・視聴できなくなるため、ソフトウェアによる対応が必要)。 ○ 対応可能なTS数が25までの受信機は、2005年末までに1万台が製造。
<p>Broadcaster_ID数 (放送事業者数)</p> <p>BSデジタル放送事業者数が一定数を超過する場合、当該一定数を超過する事業者においては、双方向データ放送を行う際に使用する、現行デジタル受信機におけるNVRAM (事業者専用領域) を使用することが不可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年12月1日よりBSデジタル放送は、13のBSデジタル放送事業者により放送予定。 ○ 対応可能な放送事業者数が20までの受信機は、2005年末までに約280万台製造(全体約796万台の約35%のシェア)。このうち、NVRAMの使用が不可能となる事業者が、視聴者の選局(データ放送の取得)順に決められるものが約126万台。 ○ 対応可能な放送事業者数が31以上の受信機は、2005年末までに約516万台製造(全体約796万台の約65%のシェア)。
<p>第17/19/21/23chの受信</p> <p>一部の現行デジタル受信機において、第17・第19・第21・第23の4つのチャンネル自体を受信・視聴することが不可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該4チャンネルに係るTS(トランスポート・ストリーム)をアルゴリズム的に取得すること自体が不可能な受信機は、2005年末までに約52万台製造(全体約796万台の約6%のシェア)。以上のうち、チューナによる周波数帯域制限により、約2万6千台が当該4チャンネルを受信不可能。
<p>リモコン・ワンタッチボタン数</p> <p>テレビジョン放送番組が12を超える場合、当該超過した番組については、リモコン・ワンタッチボタンによる視聴が不可能となり、三桁番号 (Service ID) の直接入力やEPG上での選局等が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年12月1日より、12番までの全てのワンタッチボタンが割当て予定。 ○ 2011年以降、NHKの現行3つの番組について、2番組を超えないことを前提として検討することが放送普及基本計画により規定されており、少なくとも1つのボタンが新たに割当て可能予定。



【参考】

特に第19チャンネルについては、前述のとおり他の無線局との干渉に係る問題を考慮する必要がないことから、後述するように2007年にその運用が開始される予定のBSAT-3aにおいて利用を開始する可能性もあったと考えられる。しかしながら、検討会報告書によると、次のように記載されている。

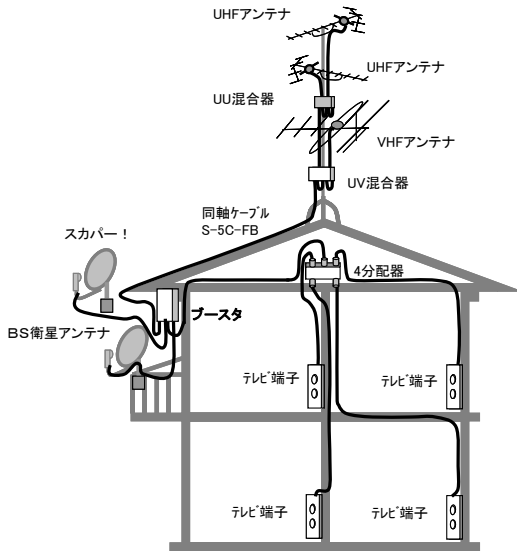
- ・ 「第17・19・21・23チャンネルについては、現在の受信機には、これを使った放送を受信する対応ができていないもの」があるとされ、その対応には新しい「ネットワーク（1つの分配システムで伝送されるMPEG-2のTS多重の集合体）」を設定し、新たに受信機を開発することが不可欠とされていること
- ・ 「現行の受信機においては、どの受信機でも支障なく利用可能であるのは5チャンネル分までである」とされ、「現在のサービス（第9チャンネルのデジタル放送での利用に伴い追加割当てがなされるものを含む。）が現在の受信機により受信されることを確保しつつ」、追加4チャンネル分のデジタル用周波数全てを現行受信機で受信することは困難とされていたこと
- ・ 以上のために追加4チャンネル分のデジタル用周波数を2007年から利用するためにはその準備期間が十分ではないとされていたこと
- ・ したがって、第17・19・21・23チャンネルの利用は、BSAT-2aの後継衛星の打上げが見込まれる平成23年（2011年）頃以後になると考えられること。当該衛星の調達スケジュールや、受信機・受信システムの円滑な対応のための準備期間に3年程度を要することを考えれば、遅くとも平成19年（2007年）頃までにはこれらのチャンネルの利用の在り方について検討し、方針を決定することが適当であること
- ・ その際には、第5・7・11チャンネルの利用と同様に、サーバ型放送等の新しい技術の進展動向、通信サービスにおけるブロードバンド化の進展及び地上放送のデジタル化の進展を受けた需要の実態動向、その他の動きを見極めた上で、これらチャンネルの利用について、検討することとするのが適当と考えられること

④受信システムに関する状況

追加4チャンネルのデジタル放送用周波数の利用にあたっては、個別受信システム及び共同受信システムに関する中間周波数（受信した周波数を他の周波数に変換して増幅する場合の変換後の周波数）の減衰という問題に関する検証が必要である。

まず、個別受信システムについては、特に、1998年以降に設置された施設で東経124度及び同128度の軌道上のCSデジタル放送サービスとBS放送が混合して伝送されている場合、追加4チャンネルを利用した場合の中間周波数が大きく減衰する可能性がある。

図表 6 4 個別受信システムの現状

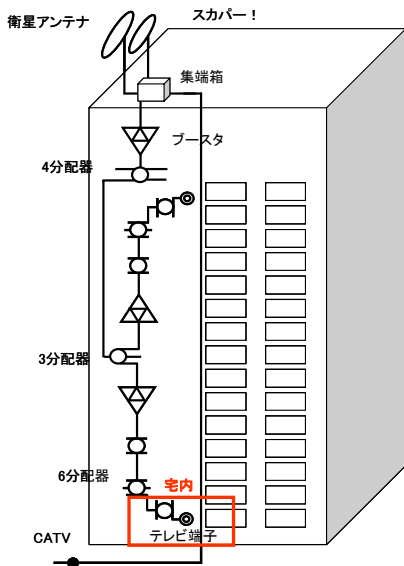


	課題
周波数配列	BS拡張帯域が東経124/128度CSデジタル放送(スカパー!)混合のため伝送不可の施設あり
衛星アンテナ	①LNBがBS拡張帯域に非対応
ブースタ	①波数が非対応 ②BS拡張帯域に非対応
分配器・テレビ端子等	①帯域確認が必要
同軸ケーブル	①衛星対応の確認が必要

(出典：J E I T A資料より作成)

次に、共同受信システムについては、特に、1996年以降の施設で東経124度及び同128度の軌道上のCSデジタル放送サービスが伝送されている場合、その中間周波数における伝送周波数帯域が追加4チャンネルのデジタル放送用周波数の伝送周波数帯域と重複する可能性がある。

図表 6 5 共同受信システムの現状



	課題
周波数配列	BS拡張帯域に東経124/128度CSデジタル放送(スカパー!)が伝送されている施設あり
衛星アンテナ	①BS拡張帯域に非対応
ブースタ	①波数が非対応 ②BS拡張帯域に非対応
分配器・テレビ端子等	①帯域確認が必要
同軸ケーブル	①衛星対応の確認が必要

(出典：J E I T A資料より作成)

以上により、追加4チャンネルのデジタル放送用周波数を利用することとなる場

合には、J E I T Aの「B Sデジタルマーク」登録機器及び優良住宅部品制度に基づく(財)ベターリビングの「B L機器」の対象を含め、受信機メーカーから販売店及び施工業者に対して関係施設改修の必要性について、教示等を行うことが適当と考えられる。

また、以上の他、受信アンテナ及びブースタについては、追加4チャンネルのデジタル放送用周波数に対応していないものがあり、また、分配機・テレビ端子等及び同軸ケーブルについては、帯域等の確認が必要になると考えられる。これについても同じく、J E I T Aの「B Sデジタルマーク」登録機器及び優良住宅部品制度に基づく(財)ベターリビングの「B L機器」の対象を含め、受信機メーカーから販売店及び施工業者に対して関係施設改修の必要性について、周知等を行うことが適当と考えられる。

⑤衛星の運用状況

(1) 安定性確保の必要性

衛星放送においては、衛星に不具合が発生した場合、修理を行うことは事実上困難である場合が多く、衛星の安定的・継続的な運用を確保するには、バックアップの衛星、別系統のシステムや中継器を準備する等万全の体制を整えることが不可欠である。

特に、B S放送については、準基幹的放送メディアとしての役割が期待されており、B S放送の安定的な提供及び災害・障害時における継続的な対応を確保するために、受託放送事業者及び委託放送事業者等の放送事業者自らの経営判断により、従来から現用衛星と同じ機能を持つ予備衛星を保有し運用が行われてきている。また、衛星管制用地球局及びアップリンク用地球局においても、震災等非常時を念頭に主局及び副局を別地域に確保して運用がなされている。

現在、B S放送は、5つの放送衛星により運用されているが、2007年には、第1チャンネル～第15チャンネルが同時放送可能なB S A T - 3 a (2020年設計寿命。)の運用が開始される。なお、当該放送衛星に係る受託放送事業者たる(株)B S A Tに対し、2004年6月に、第5、第7、第11の各チャンネルで実施されているB Sアナログ放送を継続するための放送衛星局3局、同じく第9チャンネルでB Sデジタル放送を実施するための放送衛星局1局の予備免許が交付されている。B S A T - 2 cによりデジタル放送が行われている第1、3、13、15チャンネルについては、現用衛星であるB S A T - 2 cの設計寿命が2013年、予

備衛星であるBSAT-2aの設計寿命が2011年となっていることから、これらの放送を維持するためには、後継の衛星を打ち上げることが必要となる。(なお、BSAT-3aに第1, 3, 13, 15チャンネル対応可能な中継器が搭載されていることは、必ずしもBSAT社に、BSAT-3aを用いるこれらのチャンネルに係る免許を与えることは意味しておらず、2011年以降の受託事業者の免許は改めて行われることが必要となる。)

図表66 BSの運用状況

区分	放送衛星 (BS)					
	現在運用中					今後打上予定
	BSAT-1a (BSアナログ 放送の現用衛星)	BSAT-1b (BSアナログ 放送の予備 衛星)	MBSA T	BSAT-2c (BSデジタル 放送の現用 衛星)	BSAT-2a (BSデジタル 放送の予備 衛星)	BSAT-3a (BSAT-1後 継機の現用衛星)
中継器出力 (TV免許値)	106W	106W	1215 W	106W	106W	106W
周波数帯 (ch番号等)	11.7~ 12.2GHz (5, 7, 9, 11)	11.7~ 12.2GHz (5, 7, 9, 11)	2.63~ 2.65GHz	11.7~ 12.2GHz (1, 3, 13, 15)	11.7~ 12.2GHz (1, 3, 13, 15)	11.7~ 12.2GHz (1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15)
静止軌道位置	東経110度	東経110度	東経 144度	東経110度	東経110度	東経110度
同時に使用できる 中継器数	4中継器	4中継器	1中継器	4中継器	4中継器	8中継器
打上げ 年月	平成9年4月	平成10年4月	平成16年 3月	平成15年6月	平成13年3月	平成19年6月
設計寿命	平成19年頃	平成20年頃	平成 28年頃	平成25年頃	平成23年頃	平成32年頃

放送衛星の安定的・継続的な運用を確保することは、BS放送が国民に最大限に普及し、その効用を発揮する上での基盤となる必須事項であり、視聴者の放送への信頼を確保する前提条件となるものである。この点、現在のBS放送は、全体として順調に発展し（2006年4月末現在の契約数は、NHKは約1,257万件、WOWOWは約238万件）、BSデジタル放送が視聴可能な受信機も2006年5月現在で1,368万台と広範に普及してきている。新たなBSデジタル放送用周波数の利用が開始されても国民のBS放送に対する期待や、これまでに築かれてきた独自のBSブランドには変わりがないものと考えられる。従って、BS放送の安定的・継続的な運用を確保することは、原則として引き続き必要不可欠であると考えられる。

（２）経済性の期待

BS放送は、放送番組を制作・編集する者に対して、放送するための無線局を提供する事業者が複数の静止軌道位置において競争しつつ複数存在しているCS放送と異なり、現行の放送番組の制作・編集を行う者に対して、放送するための無線局を提供する事業者は東経110度という単一の静止軌道位置からのみであり、その数が限定される（現在では、㈱BSAT1社のみ）性質を有しているため、その経済効率的な運用が放送番組の制作・編集を行う者に対して与える影響も相対的に大きいものと考えられる。BS放送においては、放送衛星の管理・運営を、他者に依存せざるを得ない場合には競争の確保かあるいは経済性を確保する枠組も必要になるものと考えられる。

（３）新たな放送衛星の要件

以上を踏まえ、2011年7月24日を目途として、新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数を利用しようとする場合には、以下の点も踏まえつつ、新たなBSデジタル放送に係る放送衛星の安定的・継続的・経済的な運用の在り方に関する検討を行うことが必要と考えられる。

- ・ 2011年以降については、アナログ放送終了後の3チャンネル及び追加の4チャンネルを含め、BSデジタル放送全体の安定的・継続的な放送衛星の運用を確保するためには、新たな放送衛星の打上げが必要となること
- ・ 追加4チャンネルとアナログ放送終了後の3チャンネルを新たに利用する際、新たな技術基準を採用する（視聴可能世帯数が「ゼロ」からスタートすること）こととなっても、BSデジタル放送全体の信頼性を損なうようなことが

あってはならないこと（この放送サービスを早期に普及させるためにも、信頼性が確実なものであることが、視聴者の視点にかなうものと考えられる。）

一方、より経済性を重視する考え方からは、現在と異なる利用の在り方を検討することも考えられる。

（４）CS／BS共通衛星の可能性

以上の検討において、BSAT-2系の後継衛星として、今後新たに放送衛星を打ち上げる場合に、その静止軌道位置が同じ東経110度CSを運用する衛星事業者を中心に、BSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送に係る衛星バスを統合し共通化する衛星について、技術的な可能性、衛星の製造・打上げ、運用に係る費用の効率化が可能である等の意見が本研究会において提出されている。

一方、本研究会においては、以下のような理由により、実態上、BSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送における衛星を統合することには問題があるとの意見が受託放送事業者から提出された。

- ・ アップリンクの周波数が異なることから地上からの電波を受ける受信装置が別系統になること、又は、予備のトランスポンダの運用形態がBSと東経110度CSで異なることから、トランスポンダに係る回路の設計が別系統になることにより、統合のメリットは小さいこと
- ・ 太陽電池やバッテリーにおいて、BS放送と東経110度CSデジタル放送の全てのチャンネルの需要を満たす電力の供給が難しい事態が発生した場合、運用形態の異なるBSと東経110度CSに電力を適切に配分することに技術的問題があること
- ・ 準基幹放送メディアとしての役割が期待されているBS放送と東経110度CSデジタル放送については、それらにおける衛星の安定運用についての考え方が異なること

しかしながら、BSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送における衛星の共通化については、衛星バスの大型化も進んでいることから、海外でも運用事例があり、放送事業者、衛星事業者等の希望に留意した上で行われるのであれば否定されるべきではないと考えられる。これに関しては、前述のとおりBS放送全体における安定性、継続性、そして、経済性の各観点からの課題を、関係者、専門家等の協力も得て、適切な検討をできる限り速やかに行った上で決定することが望ましいと考えられる。

なお、BSAT-2系の後継衛星と東経110度CSデジタル放送用の衛星との統合の可否については、前述のとおり、これによるBSデジタル放送が2011年7月24日からと想定され、また、衛星の調達スケジュールとして3年程度必要になることを考慮すると、遅くとも2007年度始めまでにはその方向性を定めることが必要と考えられる。

図表67 海外における統合衛星の例

衛星名	衛星バス	電力 (w)	打上重量 (kg)	打上日	寿命 (年)	ペイロード
ASTRA-2B	EUROSTAR 2000+	7800	3,315	2000/9/14	15	・Ku 11.7-12.5Ghz:28本、108W、33Mhz 12.5-12.75Ghz:16本
ASTRA-2c	BSS 601HP	8500	3,643	2001/6/16	15	・Ku 10.7-11.2Ghz:32本、98.5W、26Mhz 11.7-12.2Ghz:24本、98.5W、33Mhz
ASTRA-1E	BSS 601	BOL:5500 EOL:4700	3,014	1995/10/19	14	・Ku 11.7-12.1Ghz:18+6本、85W、33Mhz
KOREASAT-3	A2100A	4700	2,790	1999/9/4	15	・Ku BSS:6+3本、120W、27Mhz FSS:24+8本、45W、36Mhz ・Ka 3+2本、70W、200Mhz
ASIASAT-4	BSS 601HP	BOL:9500	4,137	2003/4/12	15	・C 28+6本、55W、36Mhz ・Ku BSS:4+2本、140W FSS:16+4本、140W、54Mhz(10本) 33Mhz(6本)

(出典：J S A T^(株)及び宇宙通信^(株)提出資料より作成)

(3) 新たなBSデジタル放送用周波数の利用の在り方

①利用の是非

一般的に、参入・退出が自由に行われる市場においては、事業者間の公正な競争が促進されることを通じて、当該サービスの円滑な提供の確保、サービスの高度化、多様化、料金の低廉化などが実現され、その消費者の利益の向上が図られている。この点、放送においては、これまで、周波数資源の稀少性や社会的影響力を考慮し、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送番組の数が放送普及基本計画によって定められる形が一般的であった。(電気通信役務利用放送法は、資源の稀少性の緩和を背景に例外的扱いを定めているもの。)

当該周波数は我が国に割り当てられた稀少な周波数であり新サービス導入及び現行サービス高度化の観点から積極的に有効活用することが求められる。

また、その利用方法については、事業者ニーズに加え、視聴者ニーズ、事業環境、そ

して、将来の利用可能性への配慮の観点からの検討が必要と考えられる。

なお、視聴者ニーズ及び事業環境について、不透明であるため、新たな周波数の利用にあたっては慎重に検討するべきとの意見もあるが、視聴者ニーズ及び事業環境は、クロスメディア環境における競争が進展する中で、日々変化しつつあり、現段階で全ての潜在的利用者や潜在的参入希望者のニーズをあらかじめ想定するのはそもそも困難であると考えられる。従って、視聴者ニーズ及び事業環境が不透明であることを理由に、利用可能なBSデジタル放送用周波数を利用しないこととするならば、国際調整手続を経て確保された国民の貴重な共有財産である当該周波数等資源を空費することになりかねない。

過去の様々な情報通信サービスについても、ニーズ等を完全に見極めた上で開発が行われたわけではなく、むしろ、新技術の成果をいち早く国民に還元し、あるいはシーズ先行のサービスも数多く見られるところである。

従って、視聴者、事業者等の声は十二分に吸収する必要があるが、周波数の利用を希望する者等の判断、見通しが、利用者利便の増進、事業の安定性、継続性等の点も含め、一定の根拠を有するものと認められるならば、当該周波数を利用せずに留保することは適当ではないと考えられる。

新たにBSデジタル放送用周波数をデジタル放送に利用することについては、本研究会において、既存放送事業者を中心に過当競争を危惧する意見が出された。しかしながら、新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数の利用によって、新たなサービスが提供されるようになれば、BSデジタル放送はさらに豊かで魅力ある放送メディアに高められ、視聴者の利益が向上すると考えられる。また、新規事業者の参入に刺激を受けた既存事業者が、サーバ型放送等の新サービスの導入や現行サービスの高度化等に取り組めば、BS放送全体の価値の向上や視聴者利益の向上につながると考えられる。

②利用方法

新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数については、H. 264/AVC映像符号化方式及びDVB-S. 2伝送路符号化方式等新技術の導入による一層効率的な周波数利用、高速ダウンロード型サービスの実施、通信・放送連携サービス等の新たなサービスの導入、中長期的には立体テレビジョン放送等の将来実用化が期待されるサービスのテストフィールドとしての活用といった可能性が期待される。この点、本研究会においては、WOWOWによりサーバ型放送への活用

について意見が提出され、また、NHKからは、サーバ型放送等の実用化、スーパーハイビジョン（4K、8K。走査線2000本、4000本の高精細度テレビジョン放送）や立体テレビジョン放送等の次世代サービスの開発・実用化のための実験用、そして、新しい放送方式による放送へ移行する際のサイマル放送への利用の可能性について意見が提出されたところである。

放送大学学園からは、現行の衛星デジタル放送方式によるBSデジタル放送の実施の可能性について検討中である旨の意見が提出されている。

なお、BSデジタル放送用周波数を地上デジタル放送の難視聴解消のために利用することについては、周波数の稀少性に鑑みれば、具体的な事業の在り方が示され、その他の利用に供するよりも視聴者の利益に資すると総合的に判断される場合にのみ、認めることとするのが適当であると考えられる。

また、放送の公共的な役割、グローバル社会に果たすべき我が国の役割、海外情報発信の必要性に鑑みれば、国際情報発信の促進のベースとなる国内における信頼性の高い安定的な外国語チャンネル等としての利用を検討することも一案である。

さらに、将来の利用可能性に関しては、ある新技術や新サービスについて、将来実用化の可能性が高く、かつ、当該新技術や新サービスの導入が一定期間、当該周波数の利用を留保するに値する意義のあるものとして具体的に立証されるのであれば、最低限の期間、BSデジタル放送用周波数の利用を留保することが妥当である場合も考えられる。従って、シーズ・ニーズの把握、将来の利用可能性への配慮等の観点から、前述の各種技術的課題等を周知の上、具体的に計画又は想定している、あるいは望ましい、求められるBSデジタル放送用周波数の利用システムについて、広く提案を募集することが適当と考えられる。

③新たなBSデジタル放送用周波数の利用開始時期

新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数を利用して放送を行う場合には、国際調整を経て我が国に割り当てられた有限希少な資源を利用するBS放送全体の普及及び健全な発達の観点から、安定的、継続的、かつ、経済的な衛星運用の確保が必要と考えられること、国民利用者への十分な周知の必要性等を踏まえ、できる限り時期を合わせて、放送が早期に開始されることが望ましいと考えられる。

前述のとおり、現行のBSアナログ放送は現時点では2011年7月24日の終了が望ましいと考えられること、そして、追加4チャンネルのうち第21及び第

23チャンネルについては、2011年7月24日までの間は地上アナログテレビジョン放送の受信障害世帯における視聴環境の確保のための対策について調整することが必要となることから、アナログ放送終了後の3チャンネル及び追加4チャンネルの計7チャンネルのデジタル放送用周波数の利用については、基本的には2011年7月24日以降同時に開始することとし、事情変更が生じた場合には、国民の意見等を踏まえ、改めて検討することが望ましいと考えられる。

④採用する放送方式

(1) 新たな放送方式

BSデジタル放送に関しては、現在、地上デジタル放送、CSデジタル放送とともにMPEG-2に準拠した情報源符号化方式について規定した「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成15年1月17日総務省令第26号。以下「標準方式」。)が、電波法(昭和25年5月2日法律第131号)第38条に定める技術基準として1998年に策定され、これに基づき放送が行われている。

図表68 デジタル放送の技術基準

	地上デジタル放送	BSデジタル放送	CSデジタル放送 (広帯域伝送方式)	CSデジタル放送 (狭帯域伝送方式)
使用周波数帯	UHF帯	11.7～12.2 GHz	12.2～12.75 GHz	12.2～12.75 GHz
伝送帯域幅	5.7 MHz	34.5 MHz	34.5 MHz	27 MHz
搬送波	マルチキャリア (OFDM)	シングルキャリア	シングルキャリア	シングルキャリア
変調方式	DQPSK、QPSK、 16QAM、64QAM	BPSK、QPSK、 TC8PSK	BPSK、QPSK、 TC8PSK	QPSK
スクランブル方式	MULTI2			
誤り訂正方式	内符号：畳込み符号化(符号化率 7/8、5/6、3/4、2/3、1/2)、 TC8PSKはトレリス符号化 2/3			
	外符号：リードソロモン(204、188)			
多重化方式	MPEG-2 Systems			
映像符号化方式	MPEG-2 Video			
音声符号化方式	MPEG-2 Audio AAC※			

※ CSデジタル放送(27 MHz帯)の場合は、MPEG-2 Audio BCも使用可能。

BSデジタル放送が視聴可能な受信機は、標準方式に基づき、ARIBを中心に策定されたデジタル受信機に関する民間の標準規格の下で、製造、販売が行われている。現行受信機は、現行標準方式以外の放送方式には対応しておらず、新しい放

送方式による放送の受信を可能とするには、新たな技術基準、民間標準規格の策定及びこれらに基づく新たな受信機の開発、普及が必要になる。その際、民間標準規格等の策定、実験放送の実施から実用化、製品の製造・販売に至るまでを円滑に進めるためには、実際に放送サービスが開始までに通常3年程度の準備期間が必要とされている。

他方、技術進歩により、現行放送方式のMPEG-2方式が高機能化されたMPEG-4の発展形として、より圧縮率を高めることが可能とされるH.264/AVC映像符号化方式やデジタル信号をより効率の良い伝送が可能とされるDVB-S.2伝送路符号化方式が実用化されており、欧米では、これらの高度化された方式による衛星デジタル放送が既に開始されている。例えば、米国では、主要なDBS事業者(DirectTV及びEchoStar)は、多チャンネル番組配信市場においてケーブル事業者と対抗する上で、地上ローカル放送局のHD番組を衛星経由で送信するサービスを拡大することを目的として、H.264/AVC映像符号化方式及びDVB-S.2伝送路符号化方式によるHDサービスを既に開始している。また、英国においては、2006年5月にはBskyBが同方式によるHD番組の提供を開始している。

また、我が国では、CSデジタル放送を、地上デジタル放送の補完的な伝送路として活用することが検討されている。平成17年7月29日に公表された情報通信審議会中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」では、2008年中には地上デジタル放送の再送信の実用化を目指すことが盛り込まれ、行政及び関係事業者において、所要の検討が行われつつある。その一環として、H.264/AVC映像符号化方式及びDVB-S.2伝送路符号化方式を利用した高度な放送方式の導入に関する技術的条件について、平成17年10月31日に情報通信審議会情報通信技術分科会に諮問が行われたところであり、7月に答申が予定され、その後、これに基づく当該条件を踏まえた技術基準が制定される予定となっている。

(2) 新放送方式のBS放送利用

他方、本研究会では新たな放送方式の採用に消極的な意見も出されているところである。例えば、①BSデジタル放送においては、既にフルスペックの高精細度テレビジョン放送が実施されており、新たな放送方式を採用する緊急の必要性はないこと、②現行の放送方式に対応した受信機の普及をさらに進めることが必要であり、新方式採用は普及にマイナスに働く可能性があることから、現時点では新たな技術基準の制定は時期尚早である等の意見である。

しかしながら、新たな放送方式であるH. 264/AVC映像符号化方式は、通信・放送の双方のサービスにまたがって利用することが可能なものとして欧米でも今後の中核的な技術として利用が開始されつつある。また、本研究会において、「過去20数年の動向等を踏まえると、今後5年以降においてH. 264/AVC方式を超えた圧縮方式が開発等されることは難しい。今後5年以内の動きとして、H. 264/AVC方式標準の枠内において符号化制御の最適化が進められ、リアルタイムエンコーダの性能はさらに進化する。一方、コンテンツ2次利用の観点で、MPEG-2からH. 264/AVCへのトランスコード技術の重要性が増すと予想される。」との意見も提出されているところである。今後、我が国において、通信・放送の融合・連携が進展し、クロスメディア環境における競争が進展していく中においては、新しい放送方式が実用化されることで、同じ周波数帯域で2~3倍の番組が伝送可能となる等周波数の有効利用の上で中核的な技術に発展する可能性があるとともに、周波数利用の効率化による衛星中継器利用コストの低廉化、新規参入による放送主体の多元化、より多様な放送番組の提供が可能となると考えられる。さらにH. 264/AVC方式は、技術的にMPEG-2と共通点が多い方式であることから、仮にH. 264/AVC方式の採用が決まり、新たな受信機が開発されることになれば、MPEG-2及びH. 264/AVC映像符号化方式のチューナを併せて搭載することはさほど非現実的でなく、その点では現行方式の普及を妨げることにはならない。従って、放送全体で進められているデジタル化の先導的役割が引き続き期待されているBS放送についても、新たな放送方式の活用を促進することは、現行の放送方式に係る既存視聴者の利益を積極的に害するものでなく、望ましいものと考えられる。

従って、本年秋から、BSデジタル放送におけるH. 264/AVC映像符号化方式等の新技術の導入のための技術基準の整備等について検討を開始し、平成19年度には結論を得ることが適当である。

(3) 新たなBS放送用周波数利用の際の放送方式の在り方

現行の放送方式によるBSデジタル放送については、放送事業者にとって、現在広範に普及している三波共用受信機に係る既存視聴者を前提にした事業展開が可能となることを意味している。このため、少なくとも既存のサービスに影響を及ぼさず、現行受信機が使用不能となる等の既存視聴者の利益を阻害するような問題がなく、また、万一問題が発生する場合に、その原因者等においてこれを回避又は補償する方法が取られるならば、現行の放送方式により放送を行うことにも一定の合理性は認められると考えられる。

従って、採用する放送方式については、放送事業者が視聴者ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようにするため、技術中立性の観点から、基本的には、放送を行おうとする者がそれぞれ採用する放送方式について選択することが可能である形が望ましいと考えられる。

この点、現行の放送方式による場合には、前述のとおり、特に、現行受信機におけるTS数、放送事業者数、そして、リモートコントローラのワンタッチボタン数の制約に係る技術的な問題の有無及び程度により、視聴可能世帯数、データ放送の提供可能性等が異なることになる。従って、現行の放送方式を採用する場合は、その放送番組の確実な受信を確保する観点から、視聴者利益が十分確保されるよう、現行受信機における当該規定要因の範囲内において行われることが望ましいと考えられる。また、当該範囲を超える場合には、関係事業者において、別途、視聴者利益を確保する仕組みが整備されていることが必要となると考えられる。

また、新たな放送方式が採用される場合、各放送事業者毎に新たな受信機の開発等が行われ、視聴者にとっては混乱を招くような事態も考えられる。しかしながら、採用する放送方式を放送事業者によって選択することが可能となった場合、視聴者ニーズを踏まえ、メーカー等関係者との協力の下、現行の放送方式と新しい放送方式の双方に対応可能な受信機の開発を行うのみならず、視聴者への周知等視聴者利益の確保への配慮を十分に行うことにより視聴者の混乱を回避することが放送事業者自身の責任でもあり、自らの利益につながることを考えると考えられる。

以上を踏まえれば、確実な受信を確保するための電波法上の技術基準として、計画的な普及及び健全な発達を図る観点から、これまでは単一の現行放送方式が採用されてきたが、今後新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数の利用を行うにあたっては、事業者の自由な創意工夫による低コスト化又は高機能化を促進する観点から、H. 264/AVC映像符号化方式及びDVB-S. 2伝送路符号化方式等の新たな放送方式も加えて複数の方式を採用することが適当と考えられる。従って、今後、これらの新たな放送方式を導入するにあたっては、既存受信機が対応可能な範囲（2中継器程度が利用されることとなる高精細度テレビジョン5番組程度の追加）においては、現行の放送方式か新たな放送方式かの選択を事業者の希望に委ねるとともに、その他については新たな放送方式を採用する方式が考えられる。しかしながら、放送方式毎の中継器数が確定することが衛星の仕様確定・調達の前提となることから、BSデジタル放送用の周波数の利用システムに関する意見公募の際に、いずれの放送方式を採用する意向であるかについて事業者の具体的な計画・意見を求めることが適当である。なお、想定されるBSAT-2系後継衛星の

打上時期（平成22年末）を念頭に置いて円滑な衛星調達を確保する観点から、今後1年以内を目途に、結論を得ることとする。

また、放送方式については、通信・放送の融合が進展する中で、「安心」「安全」「信頼」でき、また、社会的影響が大きい放送サービスの安全性や信頼性を高め、また、通信サービス等との差別化を図る観点から、放送システムのセキュリティ確保のため、放送設備の耐震性やサーバーダウン時のバックアップや復旧に関する基準の追加等についてもあわせて検討することが望ましいと考えられる。

⑤新たなBSデジタル放送用周波数の利用に適用される免許等制度

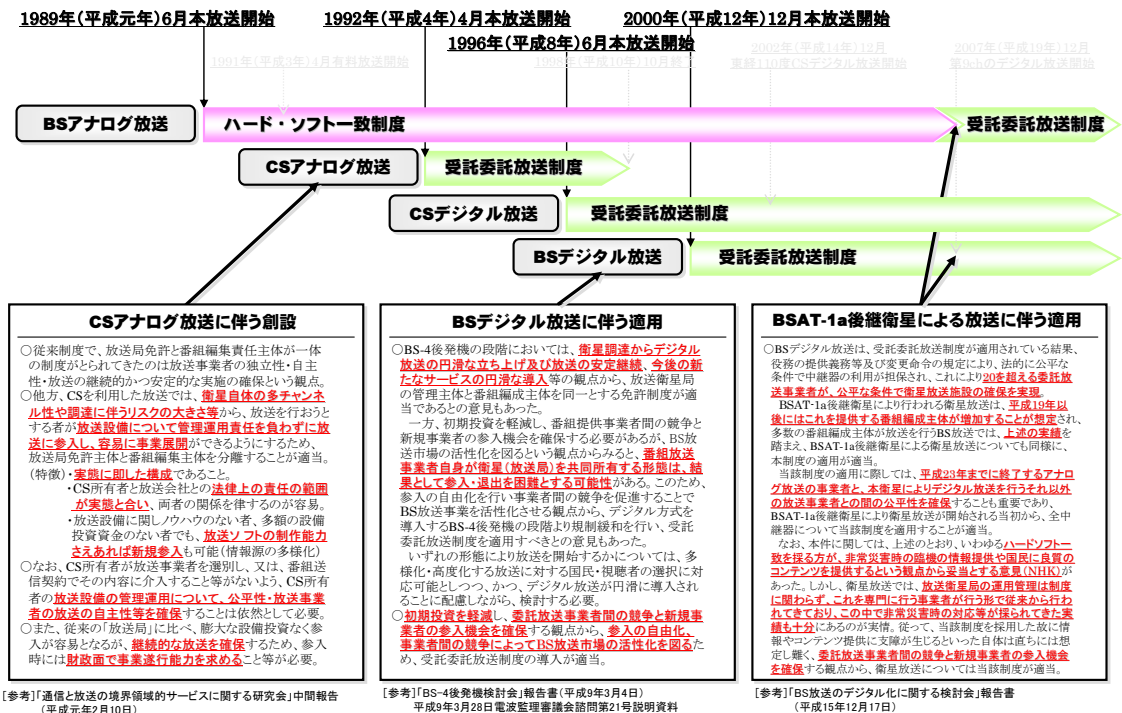
平成元年10月に「放送法及び電波法の一部を改正する法律」が施行され、民間のCSを利用して、公衆に直接受信されることを目的としたサービスが計画されていること、そして、受信技術等における技術革新の結果、CSも比較的小さなアンテナで受信可能となっていることを踏まえ、以下のような理由から、既存のハード・ソフト一致制度によらず、放送局の管理運用に責任を負わずに放送を行うことができることとするハード・ソフト分離型の受託委託放送制度が導入された。

- ・ 「通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会」の中間報告（平成元年2月）において、「従来、無線局免許と放送番組の編集主体が一体となった放送制度がとられてきたのは放送事業者の独立性、自主性、放送の継続的かつ安定的な実施の確保という観点からである」一方、「CSを利用した放送サービスにおいては、衛星自体の多チャンネル性や調達に伴うリスクの大きさ等から、放送サービスを行おうとする者が、放送設備について管理運用責任を負わずに放送に参入し、容易に事業展開ができるようにするため、無線局の免許主体と放送番組の編集主体を分離した放送制度の導入について積極的に検討」することが必要とされたこと
- ・ CS放送においては、イ）製造から打上げ、サービス開始まで長期の準備期間が必要となり、また、その間の資本コストも大きいこと、ロ）放送用以外にも、多くの衛星中継器が搭載されること、ハ）管理運用には特別の施設と専門的能力を要することがあることから、衛星を管理運用する主体とこれを利用してサービスを行う主体が分かれることが通常であること

また、平成14年1月には「電気通信役務利用放送法」が施行され、以下のような背景を踏まえ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送を可能とする新たなハード・ソフト分離制度が導入された。

- デジタル技術を中心とする技術革新により、CS等による電気通信回線の広帯域化が急速に進展する一方、家庭においては高速・超高速インターネット等の広帯域のニーズが顕在化していたことから、それまで放送利用に限られていた家庭への広帯域な伝送路について通信にも利用することが想定されるものとなったこと
- 多チャンネル化したCSデジタル放送については、地上放送やBS放送と同様に、国が放送番組の数の目標を設定して推進し、総合放送を基本とする等の規律を課すことに疑問が呈されるようになってきていること
- CS事業者からは自らの経営判断に基づいて柔軟に利用する観点から、放送に利用する設備（衛星中継器等）の範囲を国が設定するのではなく、当該設備を運用するための手続を簡素化するとともに、設備の通信・放送利用を柔軟に行うことを可能とするこの要望が顕著になってきていること
- それまでの放送制度においては、CS事業者について、CSでは既に通信と放送のいずれにも利用が可能となっていたが、その場合の放送用の設備は他のものとは区別され、その範囲が国により定められており、CS事業者が自由に通信利用と放送利用を変更することができず、CSにおける設備を放送に提供する場合には受託放送事業者として放送局の免許を受けることが必要となること

図表 6 9 衛星放送における受託委託放送制度の導入に関する経緯



他方、BS放送については、従来より放送事業者の独立性、自立性を確保し、視聴者からの放送の継続性・安定性の要請に応えるため、放送局の管理主体と番組の提供主体が同一の主体であることが必要とされ、BSアナログ放送においてはハード・ソフト一致制度が適用されてきた。

しかしながら、平成12年12月から開始されたBSデジタル放送については、ハード・ソフト一致制度により放送事業者自身が衛星（放送局）を共同所有する形態は、結果として多様な放送事業者の参入を困難とする可能性があるため、委託放送事業者間の競争及び新規事業者の参入機会を確保し、参入の自由化、事業者間の競争によってBS放送市場の活性化を図ることを目的として、受託委託放送制度が導入された経緯がある。

その後、平成19年12月から開始されるBSAT-3aにより行われるBSデジタル放送についても、これを提供する番組編成主体がさらに増加することが想定されたところ、受委託放送制度の下で、多数の番組編成主体が放送を行うBSデジタル放送においてそれまで法的に公平な条件での中継器の利用が担保され、これにより多くの委託放送事業者が公平な条件で衛星放送施設を確保することが可能となっていた実態を踏まえ、同様に受託委託放送制度を適用することとされた。そして、これによってBSデジタル放送に利用するチャンネル（中継器）数（5）、放送番組数（テレビジョン放送12）がBSアナログ放送のそれら（それぞれ3、7）を上回ることとなったこと、新たなBSデジタル放送が開始される平成19年12月の時点でのBSデジタル放送の視聴可能世帯数もBSアナログ放送を上回るものと想定されたこと、BSアナログ放送の事業者とBSデジタル放送を行う事業者との間の公平性を確保することが必要と考えられることから、BSアナログ放送についても受託委託放送制度が適用されることとなり、これによって、BS放送は全て受委託放送制度の下で行われることとなっている。

上記のハード・ソフト分離による受託委託制度の意義は、その後も変化しておらず、新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数（アナログ放送終了後の3チャンネル及び追加4チャンネル）を利用した放送が開始されることとなるため、今後も継続するものと考えられる。

他方、アメリカのDirecTV等衛星放送事業者は、衛星設備を自ら管理・運用し、番組供給者から提供された放送番組をパッケージ編成して放送を行う、ハード・ソフト一致の形態を取っている。これは、複数の放送番組を視聴者に提供する主体がそれぞれの番組提供者ではなくDirecTV等一者となっていることから、ハード部分も含めて調達・管理・運用を行うことで安定的かつ効率的な経営を

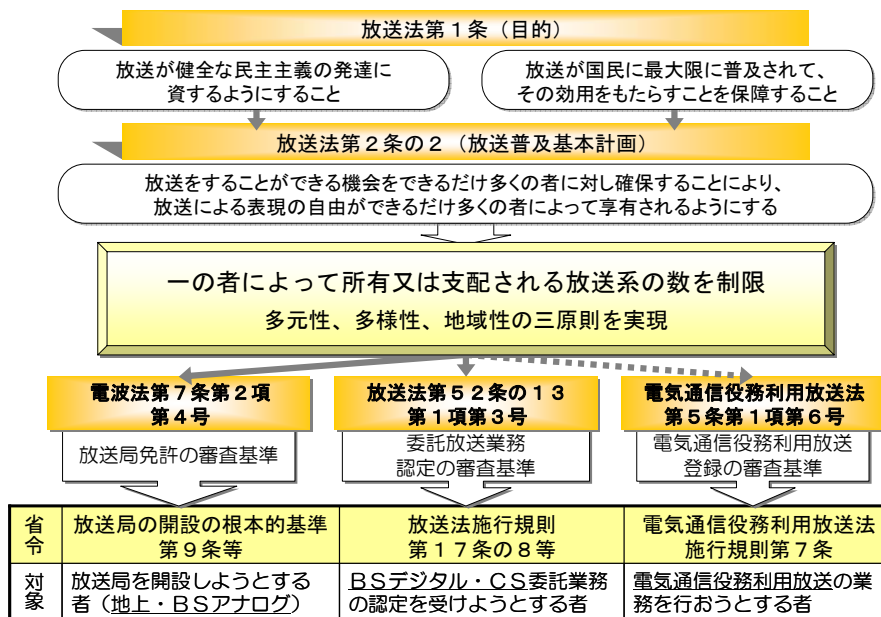
実現することを目的としていると考えられる。この点、我が国のCSデジタル放送においても、今後一者の提供する放送番組数が一衛星の管理・運用に見合う規模となる場合には、同様にハード・ソフト一致方式がより効率的な方法となり、これを要望する衛星事業者、放送事業者が登場することも想定される。

しかしながら、BS放送はCS放送に比べて利用可能な周波数等資源の稀少性が高く、独立した衛星の管理・運用に見合う規模のチャンネル数を1者が保有することは制度上想定しがたい。従って、BS放送においては、引き続き、ハード・ソフト分離方式を採用することが適当と考えられる。

⑥ マスメディア集中排除原則

マスメディア集中排除原則は、放送が有限な周波数等資源を用いること、国民生活や表現・言論をさせる重要なマスメディアとして社会的影響力が大きいことを理由として、できる限り事業者の多元性を確保するための制度として運用されている。

図表70 マスメディア集中排除原則の概要



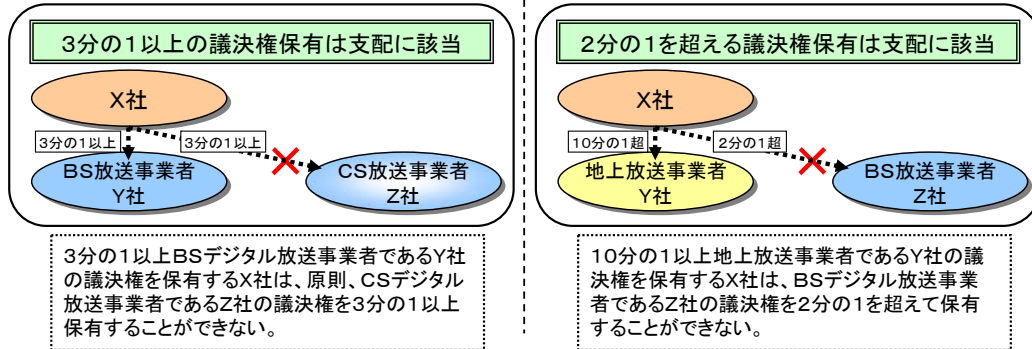
具体的には、BSデジタル放送の場合、その放送用周波数の稀少性、期待される準基幹放送としての役割と社会的影響力に鑑みて、一の委託放送事業者は衛星中継器の二分の一相当の周波数を上限としてBSデジタル放送を行うこととされている。また、地上放送事業者については、地上放送が有している社会的影響力の大きさに鑑みて、BSデジタル放送をあわせて行うことはできないこととされている。

図表 7 1 衛星放送のマスメディア集中排除原則の概要

- ①出資比率規制**
- BSデジタル放送事業者、CSデジタル放送事業者、衛星役務利用放送事業者の**3分の1以上**の議決権の保有を禁止
 - 地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の**2分の1を超える**議決権の保有を禁止
- ②役員規制**
- **5分の1を超える役員兼務**を禁止
 - **代表権を有する役員、常勤役員の兼務**を禁止。

BSデジタル放送事業者及びCSデジタル放送事業者を支配する者の例

地上放送事業者及びBSデジタル放送事業者を支配する者の例



- ③出資比率規制、役員規制の例外（中継器の数による規制）**
- ①②に関わらず、一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可
 - 当該一定の数は、兼営の形態によって決定される

新規参入の場合、CS放送事業者又は衛星役務利用放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者 1 / 2 中継器 (テレビ放送: 1 / 2中継器以内 超短波放送: 2 / 48中継器以内 データ放送: 3 / 48中継器以内)	→ CSデジタル放送事業者 4 中継器 (テレビ放送: 4中継器以内 超短波放送: 2中継器以内 データ放送: 1中継器以内)	→ 衛星役務利用放送事業者 8 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者と支配・被支配関係にあるグループ全体で12中継器以内)
---	---	---

地上放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者 支配不可	→ CSデジタル放送事業者 2 中継器 (テレビ放送: 2中継器以内 超短波放送: 2中継器以内 データ放送: 1中継器以内)	→ 衛星役務利用放送事業者 4 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者と支配・被支配関係にあるグループ全体で6中継器以内)
-------------------------------------	---	--

BS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者 1 / 2 中継器 (テレビ放送: 1 / 2中継器以内 超短波放送: 2 / 48中継器以内 データ放送: 3 / 48中継器以内)	→ CSデジタル放送事業者 3 中継器 (テレビ放送: 3中継器以内 超短波放送: 2中継器以内 データ放送: 1中継器以内)	→ 衛星役務利用放送事業者 6 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者と支配・被支配関係にあるグループ全体で9中継器以内)
---	---	--

BSデジタル放送の受信可能世帯数は、ケーブルテレビでのアナログ変換による視聴世帯を含め、2006年5月末現在で既に1,500万を超え、今後も三波共用受信機等の普及が進むと考えられることから、既に開始されているBSデジタル放送については社会的影響力は益々大きくなると考えられるが、有料でサービスを提供する場合については、社会的影響力は無料放送に比べて相対的に小さいと考えられる。そのため、有料でサービスを提供する場合については、CS放送とのバランスも踏まえ、マスメディア集中排除原則を緩和することも考えられるところ、この点については、BS放送全体の準基幹放送としての位置付けに十分留意しつつ、引き続き検討することが必要である。

他方、H.264/AVC映像符号化方式及びDVB-S.2伝送路符号化方式等新たな放送方式によるBSデジタル放送については、利用可能な周波数の増加、新たな放送方式の活用による周波数の有効利用促進等を踏まえれば周波数の稀少性は大幅に緩和されることになる。新たな放送方式によるBSデジタル放送については、一から受信機開発の普及が行われるものと想定されることから、既存放送とは異なった受信環境の下、社会的影響力も比較的小さいと考えられる。従って、新たな放送方式によるBSデジタル放送におけるマスメディア集中排除原則については、既存のBSデジタル放送よりも大幅に緩やかなものすることが適当であると考えられる。また、有料でサービスを提供する場合については、マスメディア集中排除原則をさらに緩やかなものとするとも考えられる。

また、地上放送事業者が今後新たに放送を開始するBSデジタル放送を併せて行うことについては、地上放送の有する社会的影響力が大きいことから、多様な事業者の参入を優先するべきと考えられる。ただし、新たな放送方式を採用する場合には、地上放送事業者の大きな社会的影響力行使のマイナス効果も小さく、また、新たな受信機の開発・普及への貢献は否定すべきでないとも考えられることから、他より厳しい制限の下で認めることも検討を行ってよいと考えられる。地上放送事業者以外の既存放送事業者については、一定の周波数を限度に、新たなBSデジタル放送用周波数の利用を認めることが適当と考えられる。

なお、既存のBSデジタル放送について周波数の有効利用及び利用者利益の向上の観点から、現状の周波数帯域の範囲内で新たにサーバ型放送等のサービスを開始する等の場合は、当該業務に係る新たな認定を行う等の枠組みを新たに設けること等は検討に値するものと考えられる。

具体的な基準の在り方等については、平成20年夏頃に想定される委託放送業務の

認定申請を念頭に置けば、平成19年中には結論を得ることが必要である。

⑦外国性の排除

新たなBSデジタル放送は、周波数資源の稀少性は緩和されるものの、東経110度CSを除くCS放送に比べれば依然として有限稀少かつ公共性が高い状況には変わりがないことから、現時点では現行の枠組を維持すべきと考えられる。但し、具体的な基準等の在り方については、全体スケジュールを念頭に置けば、平成19年中には結論を得て、平成20年夏頃に整備される委託放送事業者の申請受付に間に合わせる必要があると考えられ、今後の衛星放送の発展状況も踏まえ、東経110度CSデジタル放送と併せて、その見直しの是非について引き続き検討を行うことが必要である。

⑧NHKのBS放送

NHKの行うBSデジタル放送については、放送普及基本計画上、「(NHKのBSデジタル放送について)協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。」とされている。

以上に加え、新たなBSデジタル放送をNHKが行うことの是非、チャンネル数等については、公共放送としてのNHKの在り方に関する全体の議論の中で検討する必要がある。

また、地上デジタル放送の補完的手段としてのBS放送については、特にNHKが実施する場合、難視聴解消としての役割を担うBS2を引き続き行っていくこと等、今後、周波数事情その他の事情を勘案してNHK全体の在り方の中で認められたチャンネル数の範囲内で検討することが必要である。

⑨新たなBS放送のスケジュール

新たなBSデジタル放送に係るスケジュールは、上記の検討を踏まえると、以下のようになる。

- ・ 放送開始・・・2011年7月24日以降
- ・ 衛星引渡・・・2010年12月目途

- ・ 衛星調達・・・2008年1月目途
- ・ 受託放送事業者の決定・・・2007年12月目途
- ・ 委託放送事業者の決定・・・2009年7月目途

こうしたスケジュールの下、新BS放送の開始を円滑に行う為には、放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更、技術基準の策定、受託放送業務に係る免許方針及び委託放送業務に係る認定方針の策定等所要の手續・制度の整備が必要であり、必要に応じて意見公募や電波監理審議会への諮問等を行うことが求められる。

2 衛星放送の公正かつ有効な競争のための環境整備

(1) 東経110度CSデジタル放送への電気通信役務利用放送法の適用の是非

電気通信役務利用放送法（以下「役務法」という。）は、電気通信役務利用放送の持つ大きな社会的影響力に鑑み、一定の適格性を確認するための登録制、設備の技術基準適合維持義務等を課すことにより、その受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図ることを目的としている。

この点、放送に対する規律は、周波数の有限稀少性に加え、放送が瞬時に広範に情報を伝達できる即時性・広範性を有し、また映像や音声で人間の視聴覚に訴え、かつ居室に直接飛び込む強い浸透性を有するという大きな社会的・文化的影響力をもつことにも着目し、公共の福祉を確保する上で必要なものとなっている。

以上より、役務法においても、この放送の社会影響力に着目して必要な規律を設ける一方、周波数の稀少性の緩和に鑑みて、より緩やかな規律としているものである。

また、どのような種類の放送が役務送の対象となるかについては、そのときどきの各種放送の実態、国民視聴者の期待やその利益の保護の在り方、周波数監理政策、放送事業者の経営ニーズ等により判断される事項であると考えられる。現在では、地上放送、BS放送、東経110度CS放送については、利用可能な周波数が限定されていることと併せて、周波数の空きがある場合には今後とも多数の参入希望者における競争可能性が予想されること並びにその社会的影響力の大きさに鑑み、放送の実施の可否を市場原理に委ねることは適当ではないと判断されている。

これについて本研究会においては、東経110度CSデジタル放送（右旋円偏波を利用するものに限る。以下同じ。）については、本研究会において、CS放送事業者、（社）衛星放送協会及び（株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズから、以下のとおり、視聴者ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、HD化等を推進するためには、大規模事業の容認（マスメディア集中排除原則の緩和）及び東経110度CSデジタル放送を電気通信役務利用放送法の適用対象とすることが必要と求める意見が出されている。

- ・ サービスの伸び悩みに関して、三波共用受信機の普及だけでは視聴可能となっていない（アンテナが必要であること）こと、効率的な周知広報や営業活動が必ずしも十分になされてこなかったこと、BSや東経124度及び同

128度CSとのコンテンツの差別化が不十分であること等の原因があること

- ・ 同じ三波共用受信機で視聴可能な地上デジタル放送及びBSデジタル放送におけるHD化が先行していること
- ・ HDの業務認定を受けているにも関わらず、認定後未だにHDを開始していない事業者が多いこと、
- ・ HD化や効率的効果的な営業活動の推進の為には、事業者間の連携では限界があることから、一者で多数のHDチャンネル番組を保有することが必要。
- ・ 委託放送事項等の変更にあたり手続に時間がかかること

東経110度CSデジタル放送は、2002年3月に開始され、2006年5月末現在、約35万の加入件数となっており、その普及の「実態」に鑑みると、現在約400万の加入件数となっているその他のCS放送と比べむしろ社会的影響力は小さいと考えられる。しかしながら、今後、2011年7月に向けて地上アナログテレビジョン放送が全面的にデジタル化されていく中において、地上デジタル放送やBSデジタル放送とともに受信・視聴が可能な三波共用受信機が急速に普及しており、その「潜在的な」国民生活に対する普及・浸透の可能性は大きく、今後、そのような潜在的可能性が顕在化することも考えられる。

また、東経110度CSデジタル放送において利用可能な周波数については、2002年当時から変更はなく、右旋円偏波用周波数は12チャンネル分のままである。この点、東経110度CSデジタル放送については、実際に一部の事業者が撤退する例も見られたものの、この場合も、委託放送業務の公募に対して、利用可能な周波数を超える申請が行われ、あるいは、経営統合により、委託放送業務が引き継がれるなど、「周波数が空いたまま埋まらない」といった事態には至っていないところである。

従って、実際に、各周波数（チャンネル）が受託委託放送にほとんど全て利用されている現状に鑑みると、東経110度CS（右旋円偏波）において、電気通信役務利用放送に利用可能な周波数はその需要を大幅に上回っているとは言えない。

以上のとおり、潜在的な社会的影響力増大の可能性、周波数資源の稀少性が認められることから、東経110度CSデジタル放送をいわば「早いもの勝ち」の役務法の仕組みに委ねることは、現時点では不相当と考えられる。

他方、クロスメディア環境における競争が進展する中において、その事業環境をできるだけ柔軟にすることが視聴者利益に資するという観点からは、現在の受委託

放送制度に基づく東経110度CSデジタル放送についても、その他のCS放送とともに、例えば、次の点について、検討を行うことが適当であると考えられる。

- ・ 委託放送業務を行う事業の譲渡に伴う地位の承継の制度化
- ・ 委託放送事項等の変更の手續簡素化
- ・ マスメディア集中排除原則の緩和
- ・ ハード・ソフト一致制度の選択制の導入
- ・ 新しい放送方式の選択可能化

【参考】東経110度CSデジタル放送における現行制度

(1) 委託放送業務の認定

放送番組の編集責任を有する委託放送業務については、総務大臣の認定が必要とされている（放送法第52条の13）。そして、委託放送業務については、次の理由により、放送番組ごとにその認定が行われることとされている。

- ・ 「委託放送業務」の定義が「受託放送事業者に委託してその放送番組を放送させる業務」とされている（同法第2条の第3の5号）こと
- ・ 電波法、放送法の規律は放送番組ごとに行われているため、委託放送業務だけこれと異なる単位で考えることは不適切であること
- ・ 現行法の規定の適用において放送番組の数を単位として委託放送業務を考えることが適当な規定があること（例：委託放送業務の休止・廃止の規定）

なお、ここにいう「放送番組」とは、委託して放送させる事項（「委託放送事項」）の「種類、内容、分量、配列」をいい（同法第2条第4号）、それぞれ具体的には、次のとおりとされている。

- ・ 種類：委託放送事項を一定の観点から分類したものであり、例えば、報道、教養、教育、娯楽、広告等
- ・ 内容：委託放送事項を構成するもの、すなわち具体的内容であり、例えば、時事ニュース、スポーツニュース、サッカー中継等
- ・ 分量：放送に要する時間数又は語数
- ・ 配列：委託放送事項の配置の順序であり、具体的には、何時何分に何を放送するかを定めたもの

そして、委託放送業務の認定の申請にあたっては、次のように行われることとされている（同法施行規則第17条の7）。

- ・ B S 放送又は C S 放送ごと
- ・ 委託して行わせる放送の種類ごと
- ・ 有料放送又はそれ以外ごと
- ・ 人工衛星の軌道又は位置ごと
- ・ 希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあっては、放送させる放送番組の一ごと）

以上により、委託放送業務については、それぞれの放送番組ごとに、認定の内容として欠くことのできないもの、認定の条件及び運用上の条件となる次の事項が記載された認定証が交付されている（同法第52条の14第2項及び第3項）

- ・ 認定の年月日及び認定の番号
- ・ 認定を受けた者の氏名又は名称
- ・ 委託して行わせる放送の種類
- ・ 委託の相手方
- ・ 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
- ・ 委託して行わせる放送に係る周波数
- ・ 委託放送事項

なお、ここで「委託して行わせる放送の種類」とは、放送法施行規則に定めるテレビジョン放送（高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン放送）、データ放送、超短波放送をいう。従って、例えば、ある放送番組について標準テレビジョン放送として委託放送業務の認定を受けている場合に、それを高精細度テレビジョン放送に変更しようとする場合には、一旦当該業務を廃止した上で、改めて高精細度テレビジョン放送として認定を受ける必要がある。

（２）委託放送事項の変更の許可

委託放送事項については、前述のとおり、認定証に記載され、認定の内容として欠くことのできないもの、認定の条件及び運用上の条件とされており、「委託放送事業者は、委託放送事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない」と規定されている（同法第52条の17第1項）。

この点、従来の放送局における放送事項の変更は、既に受けている放送局の免許が同一性を失わない範囲内で認められるものである。例えば、「教育、教養、娯楽」としていた放送事項を「教育」専門に変える等であり、その変更については、総務大臣の許可が必要と規定されてい

る（電波法第17条第1項）。委託放送事項の変更の場合についても、申請事項は、認定の判断の基本であって、その変更は認定を行ったときの判断の根本を変えることとなるため、これを自由に変更しうるものではなく、改めて認定を行うべきものであると考えられる。

このようなことから、委託放送事項の変更は、総務大臣の許可を要することとされている。そして、当該変更の審査にあたっては、「（放送法関係審査基準）第7条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、第7条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するもの」とされている（放送法関係審査基準第9条）。なお、同基準第7条においては、認定の基準が定められており、「受託放送役務の提供を受けることが可能であること」、「委託放送業務を維持するに足る財政的基礎があること」、「認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること」、そして、マスメディア集中排除の基準に合致すること等が規定されている。

また、許可に際しては、電波監理審議会への諮問が必要とされている（放送法第53条の10第1項第2号）。しかしながら、「電波監理審議会が軽微なものとして認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置することができる」とされており（同条第2項）、この点、「諮問を要しない軽微な事項について」（昭和57年10月27日電波監理審議会決定第1号）第13号により、以上の委託放送事項の変更の許可のうち、BS放送の「委託放送事項の変更以外のもの」と規定され、CS放送における委託放送事項の変更については、電波監理審議会に諮問しないで、総務大臣が許可することが可能とされている。

（3）申請による指定事項の変更

委託放送業務は、周波数を直接利用するものではないが、指定を受け、その周波数を占有することから、電波の能率的な利用を確保するために無線局の免許と同様認定の同一性を保持する必要がある。しかしながら、指定事項（「委託の相手方」、「委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置」、「委託して行わせる放送に係る周波数」）の変更を必要とする事情が発生した場合については、一定の場合について、委託放送事業者の申請により、指定事項の変更が認められている（放送法第52条の17第2項）。なお、委託放送事項の変更と異なり、電波監理審議会への諮問は必要とされていない。委託放送事業者の申請による指定事項の変更が認められる場合については、「その他これらに準ずるものとして総務省令で定めるとき」と規定され（同法第52条の17第2項）、同法施行規則第17条の19第3項により規定されている。

また、東経110度CSデジタル放送における指定事項の変更については、2者の委託放送事業者間で、それぞれ認定を受けた委託放送業務につき、「指定された委託の相手方、スロットの番号又は周波数を同時に入れ替える場合であって、周波数の能率的な利用を妨げないとき」

が規定されている（「委託放送事項等の変更に関し、総務大臣が別に告示するとき」（平成11年10月28日郵政省告示第776号）第6第6号）。この入れ替えが認められるのは、東経110度CSデジタル放送において、複数の放送事業者が番組送出において施設・設備を共用すること等により、より効率的に業務を実施するためには、連携する委託放送事業者の委託放送業務について同一の周波数又は同一の受託放送事業者が提供する周波数が指定されていることが望ましいこと、また、周波数の効率的利用や認定の意義を損ねることはなく、申請者は委託放送業務の申請時においてどの事業者が認定されるかを知り得ず、認定後の連携まで考慮して申請を行うことが困難であるためである。なお、東経110度CSデジタル放送を除くCS放送においては、2者の委託放送事業者間で、それぞれ認定を受けた委託放送業務につき、「指定された周波数又は人工衛星の軌道若しくは位置を同時に入れ替える場合であって、周波数の能率的な利用を妨げないとき」が規定されている（同告示第6第5号）。

（４）委託放送業務に関するマスメディア集中排除原則

委託放送業務を行おうとする者が、総務大臣の認定を受けようとする場合、「委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致すること」が求められており（放送法第52条の13第1項第3号）、その基準が規定されている（同法施行規則第17条の8第1項及び第2項第2号）。

東経110度CSデジタル放送におけるテレビジョン放送については、最大、次の伝送容量まで認定を受けることができることとされている。

- ・ 新規参入、CS放送のみ、そして、衛星役務利用放送との兼営の場合は、4衛星中継器相当の伝送容量以内
- ・ BS放送との兼営の場合は、3衛星中継器相当の伝送容量以内
- ・ 地上放送との兼営の場合は、2衛星中継器相当の伝送容量以内

（２）CS放送における公正かつ有効な競争に向けた環境整備

上記において、検討を行うことが適当とした制度整備については、東経110度CSデジタル放送のみならず、その他のCS放送の活性化にも資するものであり、一体的に検討することが適当である。

①委託放送業務を行う事業の譲渡に伴う地位の承継の制度化

現在、委託放送業務を行う事業については、電波法上の免許に基づく放送や役務法上の登録に基づく放送とは異なり、制度上、事業の譲渡に伴う地位の承継が認め

られていない。これは、委託放送業務の事業譲渡を容易にすることによって、安定的な放送が行われず、視聴者の利益が確保されないとの考え方によるものである。

図表 7 2 地位の承継に関する放送関係法の比較

	電波法 (委託放送事業者以外の放送事業者・受託放送事業者の場合)	放送法 (委託放送事業者の場合)	有線テレビジョン放送法 (有線テレビジョン放送施設者の場合)	有線テレビジョン放送法 (有線テレビジョン放送事業者の場合)	電気通信役務利用放送法
全部の譲渡	事前許可	委託放送業務を廃止した上で、新規認定が必要	事前認可	事後届出	事後届出 (不適格性・マス排審査)
相続	事後届出	事後届出	事後認可	事後届出	事後届出 (不適格性・マス排審査)
合併	事前許可	事前認可	事前認可	事後届出	事後届出 (不適格性・マス排審査)
分割	事前許可	事前認可	事前認可	事後届出	事後届出 (不適格性・マス排審査)

前述のとおり、クロスメディア環境における競争が進展し、当初の想定とは異なる事業環境等に立ち至って、事業が立ちゆかなくなる場合、又は、標準テレビジョン放送を行っている二以上の委託放送事業者が高精細度テレビジョン放送を行うために、それぞれ保有する周波数帯域を統合することを企図した場合等においては、自ら業務を廃止し、認定公募手続を待つか、あるいは合併手続によるほかなく、株主の事情等からそれが困難な場合には、当該事業を休止状態のまま放置せざるを得ないという例も見受けられたところである。

従って、東経 110 度CS デジタル放送等の委託放送業務を行う事業について、周波数の有効利用を図り、デジタル放送の特長をできるだけ活かしたHD番組等の多彩なサービスを視聴者ニーズに応じ迅速かつ柔軟に提供できるようにするためには、事業譲渡に伴う地位の承継を可能とする手続を早急に検討し、所要の制度整備を行うことが必要である。

②委託放送事項等の変更の手続簡素化

受託委託放送制度では、委託放送事項を変更しようとする場合については、原則としては電波監理審議会への諮問・答申を経た上で、総務大臣の許可が必要とされている。東経 110 度CS デジタル放送等のCS デジタル放送の場合については、電波監理審議会への諮問は不要とされている。そして、同基準「第7条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、第7条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合」には許可される（放送法関係審査基準第9条）。

また、委託放送業務について、標準テレビジョン放送から新たに高精細度テレビ

ジョン放送で行おうとする場合には、当該委託放送業務を一旦廃止の上、改めて高精細度テレビジョン放送として認定を受けることが必要となっている。

さらに、東経110度CSデジタル放送については、BS放送と異なり、多チャンネル専門放送のパッケージサービスが大半となっており、番組変更等の機会はより多くなるのに対して委託放送事項変更の手続が煩瑣に過ぎるとの声がある。

そこで、東経110度CSデジタル放送の普及促進、周波数の有効利用を図るため、デジタル放送の特長をできるだけ活かし、HD番組等の多彩なサービスを迅速かつ柔軟に提供できるよう、委託放送事項の変更手続を簡素化するとともに標準テレビジョン放送を廃止し、新たに高精細度テレビジョン放送を実施する等の委託して行わせる放送の種類の変更等において必要となる手続を整備することが必要であると考えられる。

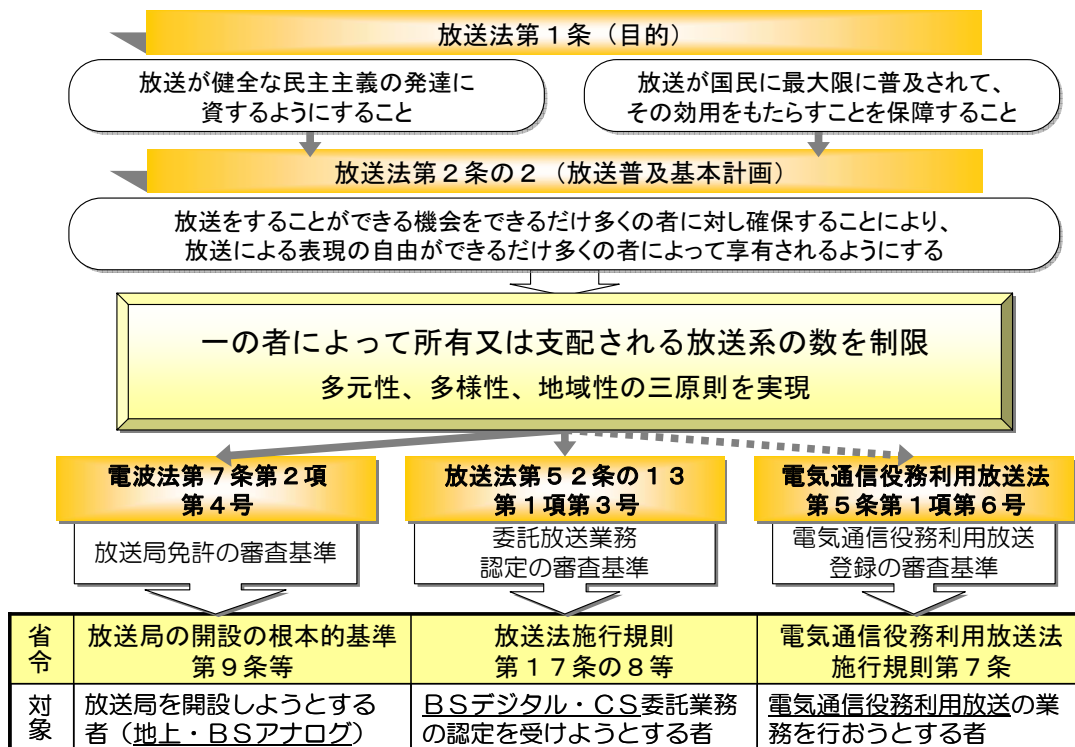
また、BSデジタル放送について、特に、新しい放送方式によるBSデジタル放送については、受信環境の点で社会的影響力が比較的小さいこと等を踏まえ、東経110度CSデジタル放送と同様簡素化された手続を適用することについて検討し、所要の制度整備を行うことが必要である。

なお、以上のように手続を簡素化する場合においても、視聴者が引き続き安心、信頼して利用できる放送を確保する観点からは、個々の番組を制作、編集する者が責任を有することとするのが適当であり、番組規律については、個々の番組単位を基本とする体系を維持することも必要であると考えられる。

③マスメディア集中排除原則の緩和

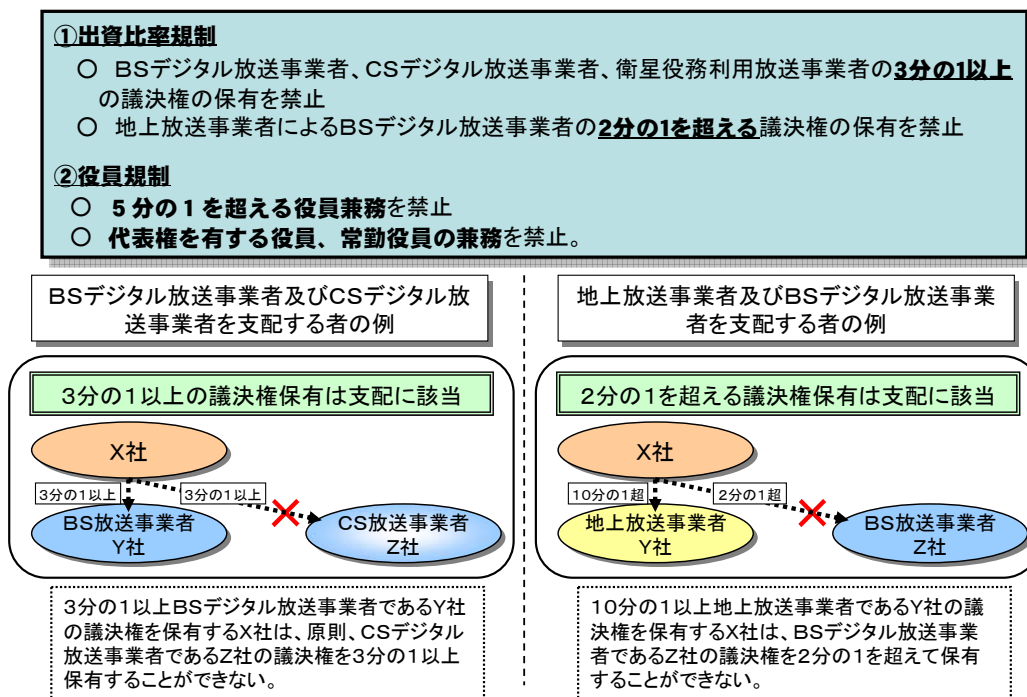
東経110度CSデジタル放送を除くCSデジタル放送については、有料専門放送が多くを占めるため、個々の放送番組については相対的に社会的影響力が小さいと考えられること、東経110度CSにおける左旋円偏波の放送への利用可能化をはじめ現在既に周波数の余剰が存在すること、H. 264/AVC映像符号化方式及びDVB-S. 2伝送路符号化方式等、新たな技術の活用により、周波数の有効利用が一層進むことが考えられることから、マスメディア集中排除原則の大幅な緩和を行うことが適当と考えられる。

図表 7 3 マスメディア集中排除原則の概要（再掲）



他方、東経110度CSデジタル放送に係るマスメディア集中排除原則については、当時のCSデジタル放送全体の枠内に含むものとされ、CSデジタル放送において1の者が放送できるのは4中継器相当まで等とする東経110度CSデジタル放送の開始以前の考え方が踏襲されている。

図表 7 4 衛星放送のマスメディア集中排除原則の概要（再掲）



③出資比率規制、役員規制の例外（中継器の数による規制）

- ①②に関わらず、一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可
- 当該一定の数は、兼営の形態によって決定される

新規参入の場合、CS放送事業者又は衛星役務利用放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器 (テレビ放送: 1 / 2 中継器以内 超短波放送: 2 / 48 中継器以内 データ放送: 3 / 48 中継器以内)	4 中継器 (テレビ放送: 4 中継器以内 超短波放送: 2 中継器以内 データ放送: 1 中継器以内)	8 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者 と支配・被支配関係にあるグループ全体 で12中継器以内)

地上放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
支配不可	2 中継器 (テレビ放送: 2 中継器以内 超短波放送: 2 中継器以内 データ放送: 1 中継器以内)	4 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者 と支配・被支配関係にあるグループ全体 で6中継器以内)

BS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器 (テレビ放送: 1 / 2 中継器以内 超短波放送: 2 / 48 中継器以内 データ放送: 3 / 48 中継器以内)	3 中継器 (テレビ放送: 3 中継器以内 超短波放送: 2 中継器以内 データ放送: 1 中継器以内)	6 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者 と支配・被支配関係にあるグループ全体 で9中継器以内)

東経110度CSデジタル放送については、周波数資源の稀少性、受信環境等に鑑み、BS放送に準ずる社会的影響力を本来持ちうる可能性はあるが、有料・専門放送が大半であり、視聴者からのアクセスは限定されている実態を踏まえる、これについてもマスメディア集中排除原則の大幅な緩和を行うことが適当であると考えられる。

図表75 欧米における衛星放送事業者に対するメディア所有規制

アメリカ	<p>○（法律上の具体的基準）なし。</p> <p>・衛星放送事業者等の合併等に対し、当該合併に関する司法省等の審査の他、衛星放送に係るDBS免許の譲渡等について、“public interest”等の観点からFCCによる審査が実施。</p> <p style="text-align: right;">[1934年通信法第310条(d)]</p>
イギリス	<p>○（法律上の具体的基準）なし。</p> <p>・衛星放送等に係るTLCS (Television Licensable Content Service) 免許を保有する放送事業者等の合併事例につき、“media public interest”の観点から関係大臣が介入する際、Ofcomが当該大臣に対し、当該合併事例に関して“media public interest”に係る事由の効果の報告を実施。</p> <p style="text-align: right;">[2003年情報通信法第5部第2章]</p>
フランス	<p>●（法律上の具体的基準）あり。</p> <p>・衛星放送事業者の資本又は議決権(以下「資本等」。)の1/2超を直接・間接に保有することの禁止。</p> <p>・1の衛星放送事業者の資本等の1/3超を直接・間接に保有する場合、他の衛星放送事業者の資本等の1/3超を直接・間接に保有することの禁止。</p> <p>・2つの衛星放送事業者の資本等の1/20超を直接・間接に保有する場合、他の衛星放送事業者の資本等の1/20超を直接・間接に保有することの禁止。</p> <p>・3以上の衛星放送事業者の許可の取得禁止。</p> <p style="text-align: right;">[通信の自由に関する1986年9月30日付け法律第39条・第41条]</p>
ドイツ	<p>●（法律上の具体的基準）あり。</p> <p>・「支配的世論形成力」を有しない限りにおいて、自ら又は自らが関与する企業を通じて放送番組を無制限に提供することが可能。</p> <p>・「支配的世論形成力」があると推定されるのは、全国向けテレビ放送で、放送事業者に出資している企業が、年平均で30%以上の視聴率をテレビ市場で獲得した場合等。</p> <p>・30%の視聴率を下回る場合でも、25%以上の視聴率を有し、メディア関連市場で市場支配的地位にある場合又はテレビ及びメディア関連市場での活動の総合評価として世論操作力が視聴率30%に相当すると認められる場合には、「支配的世論形成力」を有するものとみなされる。</p> <p style="text-align: right;">[統一ドイツの放送に関する州間協定第26条]・[テレビ衛星放送に関する州間協定第2条]</p>

ただし、CSデジタル放送に係るマスメディア集中排除原則の緩和に当たり、基幹的放送メディアである地上波放送事業者及び準基幹的放送メディアとしての役割が期待されているBS放送事業者については、社会的影響力に鑑み、多元性の確保等の観点から、現行の規律を維持することが必要と考えられる。

なお、マスメディア集中排除原則を緩和する場合には、高い取引力を有する者による優越的地位の濫用や寡占等による放送の多元性の喪失、そして、視聴者の選択の機会が減少する可能性があることを踏まえ、放送に係る表現の自由ができるだけ多くの者に享有されるよう、事後的に競争状態の評価を行う枠組みの在り方や当該枠組みを事業の承継にあたっての審査に反映させる仕組みを導入すること等を併せて検討することも必要である。

④ハード・ソフト一致制度の選択制の導入

我が国のCS放送は、地上放送やBS放送と異なり、より多様な参入を促進する観点から、参入コストの低減、衛星設備の公正中立な提供、衛星設備を提供する者の競争の促進を図ることとして、ハード・ソフト分離制度が採用されてきている。

他方、米国や英国といった諸外国では、主要な衛星放送事業者は多数のチャンネルを自ら保有するとともに、自らプラットフォーム事業を行い、また、ハード・ソフト一致の事業形態により放送サービスが提供されている。

この点、我が国においても、衛星放送の開始に伴い自ら衛星を所有すること等多額の参入コストを負担するとともに、多くの番組（チャンネル）を同時保有して放送とすることを希望する事業者も潜在的には存在すると考えられる。

CS放送の開始当初と比べ、利用可能な周波数や衛星数が増えてきた状況においては、特に一定規模の周波数帯域をまとめて一者が保有し、その周波数帯域のみに対応する衛星を打ち上げ、管理、運用しつつ、放送をも自ら行うことには、一定の合理性が認められるものと考えられる。

また、CS放送事業者が、衛星等の設備を自ら保有することによってその経費を長期的に内部化し、事業全体の効率性・柔軟性を高めるとともに、視聴者対応の一貫性、積極性等の向上を図ることは、CS放送全体の健全な発達に資するものと考えられる。

従って、クロスメディア環境における競争の進展という環境変化を踏まえると、CS放送事業者における経営の選択肢の1つとして、一定の条件の下で、ハード・ソフト一致の事業形態を可能とする環境整備について検討することが必要であると考えられる。

この点、現行の受委託放送制度や電気通信役務利用放送制度において、ソフト事業者（委託放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者）がハード事業を営むこと（例えば、受託放送事業者が、委託放送業務の認定を得、あるいは電気通信事業者が自らの設備を利用し、電気通信役務利用放送法を行うこと）は制度上想定されていない。しかしながら、以上の趣旨を踏まえ、政策的意義が認められる場合には、電波法上の免許の下でCSデジタル放送を行うハード・ソフト一致型の事業形態を可能とするための仕組みの整備等を行うことが必要であると考えられる。また、その際には、他の委託放送事業者等に対する内外無差別の役務の提供やその担保のための会計分離等、公正競争を確保するための規律を定めることが必要であると考えられる。なお、持株会社の下に衛星放送事業者と衛星事業者が別に存在する場合についても、実態上はハード・ソフト一致型の事業形態と考えられ、他の衛星放送事業者に対する公正中立な衛星設備の提供等が適切に確保されるための規律が明確に定められる必要があると考えられる。

⑤新しい放送方式の導入

H. 264/AVC映像符号化方式については、現在、CSデジタル放送（狭帯域）に係るテレビジョン放送番組への実用化についてその機能検証等が行われつつある段階であり、その実用化は2008年頃になると見込まれており、移動体向け地上デジタル放送や次世代DVD等の他メディアにおいては既に利用が進みつつある。

H. 264/AVC映像符号化方式は、2011年の段階で成熟した技術となると想定され、国際的にも実用化が急ピッチで進捗しつつある。

従って、今後の通信・放送の融合・連携に伴うクロスメディア環境における競争の進展、周波数の有効利用、中継器利用コストの低廉化、放送番組の高画質化、多様化の実現の観点からは、こうした新しい放送方式について、BSデジタル放送における導入とあわせて東経110度CSデジタル放送においても、放送事業者が新しい放送方式を選択できるように制度整備しておくことが必要であると考えられる。

3 衛星放送におけるプラットフォームの在り方

(1) プラットフォーム事業の基本的な課題

ネットワーク産業においては、他者のサービスをユーザに提供するプラットフォーム事業が、ビジネスの基盤として必要である。

プラットフォーム事業には、ネットワークの外部性により、市場シェアの高い産業がより効用を高め、更にシェアを伸ばすという特徴がある。また、プラットフォーム事業がより事業の付加価値を高めようとする際に、サービスの垂直統合を指向する傾向がある。

このため、プラットフォーム事業者は、優越的な地位を用いて、サービスのバンドル化、ワンストップ化を図る特性があるが、より多くのサービス提供事業者のサービスをプラットフォーム上で発展させ、かつプラットフォーム事業自体が成長を遂げるためには、サービスのアンバンドル化、プラットフォームの技術基準等のオープン化が求められ、これがユビキタスな情報通信社会の下、ユーザの利便性の向上やネットワーク産業全体の発展に繋がるものと考えられる。

衛星放送に係るプラットフォームは、特に有料放送サービスの提供の際に、次の業務を複合的に行っている。

- ・ 顧客管理(視聴者との契約事務、認証課金業務、視聴者からの問い合わせ・苦情等の対応等)、
- ・ 番組情報の提供 (EPG・プロモーション番組の提供等)、
- ・ 加入促進 (STBの無料レンタル等)、
- ・ 放送番組の送出 (アップリンク等)

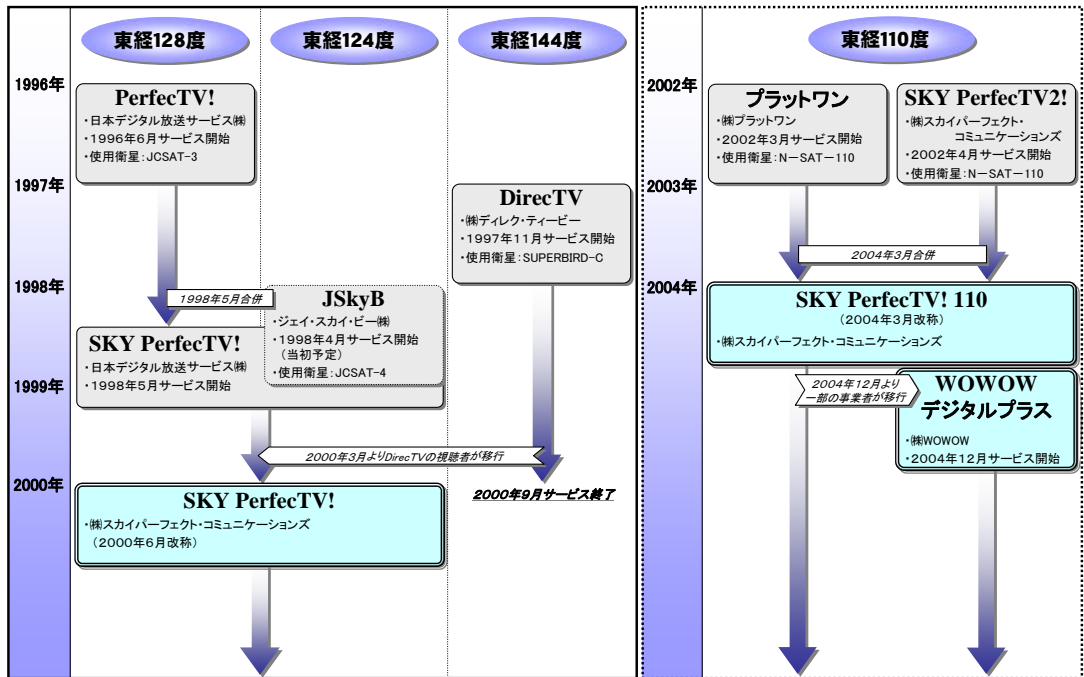
なお、認証課金業務のうち、特に、当該プラットフォームを利用する放送事業者が、放送サービスを提供するにあたり、有料視聴契約の締結等により視聴を許可された特定の者のみとその放送番組を視聴できるように制限するシステムやサービスを提供する業務 (CAS) については、有料放送事業者等の放送サービスの提供に不可欠なものであり、衛星放送分野のみではなく、ワンセグ放送を含む地上放送など、放送の他分野、あるいは通信との連携サービスにおいても今後、提供が想定されるところである。

特に、有料の多チャンネル専門放送を中心とするCSデジタル放送において

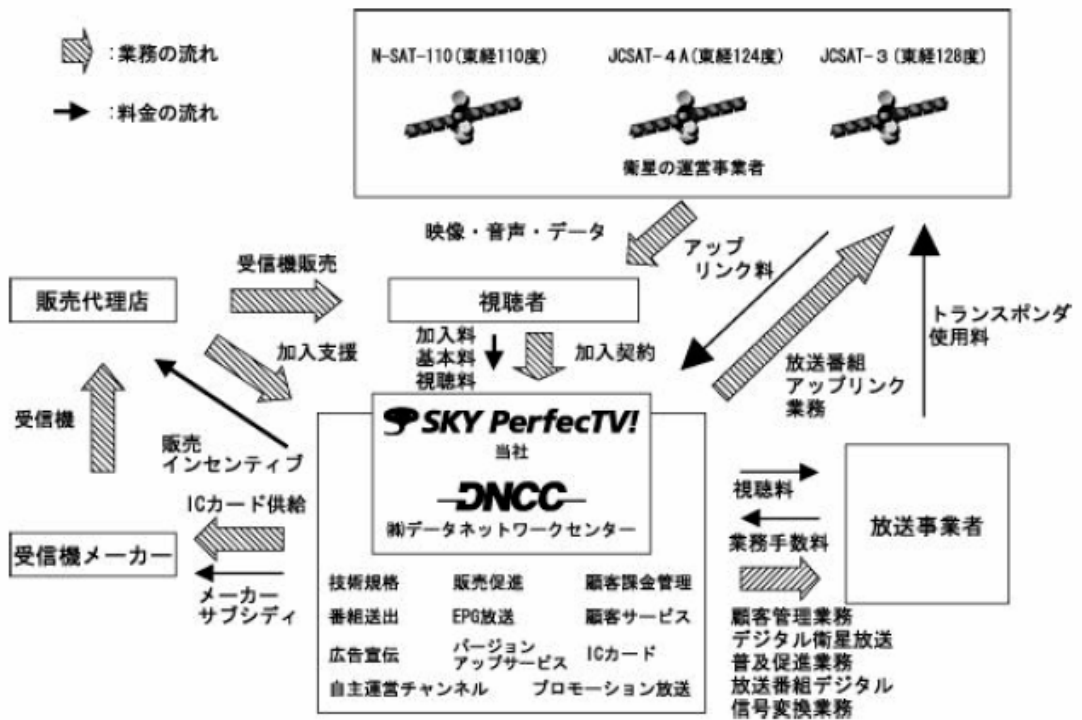
は、多チャンネルサービスを事業として運営するにあたり、多数の衛星放送事業者（委託放送事業者及び衛星役務利用放送事業者）の放送番組がパッケージ化された上で提供されるのが通常である。このような中で各衛星放送事業者が単独でプラットフォーム業務を行うにはコストがかさむこと、前述のようにネットワークの外部性により大規模で効率的な投資が必要となることから、衛星放送事業者、衛星事業者、そして、視聴者の3者を円滑に結ぶ以上のような業務を衛星放送事業者及び衛星事業者から委託を受け集約して行っているプラットフォーム事業者が枢要な地位を占めている。CS放送におけるプラットフォームは当初複数存在していたが、現在では数度の合従連衡を経て、東経124/128度CSデジタル放送においてはスカパーのみが業務を行っている。

東経110度CSデジタル放送においても、スカパー以外が取り扱う加入契約はわずかな数にとどまっている。

図表76 CSデジタル放送プラットフォーム事業者の変遷



図表77 スカパーの概要



(出典: スカパー 有価証券報告書: 第10期 (平成15年度))

この点、衛星放送事業者がプラットフォーム事業者を介さずに以上の業務を独自に行うことは可能であるが、実際には容易ではなく、例外的な事例に留まっている。すなわち、CSデジタル放送におけるスカパーのように特定の市場で独占的な立場にある事業者については、依然として衛星放送事業者に対し、以上の業務に係る料金等提供条件の設定にあたり優越的な地位を有していると考えられる。この点、CS放送分野において、プラットフォーム事業に係る手数料の不透明性を指摘する声もあるところである。

以上について、プラットフォーム事業者については、現在、放送関係制度上の規律の対象外となっているが、CSデジタル放送においては、その視聴者の増大に伴い、プラットフォーム事業の存在が大きくなってきており、プラットフォーム事業の在り方がCSデジタル放送の視聴者や委託放送事業者等に影響を与える側面も出てきている。他方、CSデジタル放送の健全な普及発展のため、プラットフォーム事業者においては、次の点を踏まえ、スカパーにより衛星放送事業者との関係及び視聴者との関係について定めたガイドラインが自主的に策定・運用されている。

(2) CSデジタル放送に係るプラットフォーム事業に関するガイドラインの 制定経緯

CSデジタル放送においては、従来からハード・ソフト分離の制度をとっており、CSデジタル放送の事業は、衛星放送事業者（委託放送事業者と衛星役務利用放送事業者）、プラットフォーム事業者、衛星事業者（受託放送事業者と衛星系電気通信事業者）の三者が相互に不可欠なものとして携わることにより成り立ってきたところである。このため、CSデジタル放送の一層の普及のためには、それぞれの事業者において、創意工夫を凝らした競争が行われるとともに、三者の間で、協調した取組と他の事業者に対するより良いサービスの提供が行われることが不可欠である。

とりわけ、CSデジタル放送において存在の大きくなっているプラットフォーム事業は、その在り方が視聴者や委託放送事業者等に影響を与える側面も出てきており、委託放送事業者等に対して一層適正な業務を提供していくこと、視聴者の利益が確保されるように業務を行っていくことが求められてきた。そこで、放送の有する社会的・文化的な側面を踏まえつつ、CSデジタル放送に係る各事業について、それぞれの事業者相互間及び視聴者との間の業務の在り方を総合的に検討し、その適正さと透明性を向上させる方策を具体的に提案することにより、CSデジタル放送がより一層普及し、国民にその効用をもたらすことに資することが必要との認識の下、総務省においては、「衛星放送の在り方に関する検討会」を開催し、そ

の最終とりまとめ（平成14年12月）において、プラットフォーム事業者による「CS放送事業者への一層適正な業務の提供」と「視聴者利益の確保に一層資する業務の実施」の確保の観点から、CSデジタル放送の普及発展のためプラットフォーム事業者において業務に係るガイドラインを自主的に策定し、公表することが提言された。これを受け、総務省は、さらに、「CSデジタル放送に係る事業の在り方に関する検討会」（座長：舟田正之 立教大学教授）を開催し、平成15年4月に、その自主ガイドラインの策定に資するものとして、「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」をとりまとめた。これらを受けて、平成15年7月、プラットフォーム事業者は、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」を策定し、公表した。

ガイドライン制定時、平成12年10月のディレクTV放送終了、平成14年3月から東経110度CSデジタル放送開始に伴い、「プラットワン」（委託放送事業者数：7社）及び「スカイパーフェクトTV！2」（委託放送事業者数11社）のサービス開始など、CS衛星放送事業は、発展過渡期にあり、必ずしもスカイパーフェクトコミュニケーションズが独占的な地位を築いていたわけではなかった。加入者数ベースで比較しても見ても、例えば、平成15年3月末の東経110度CSデジタル放送においては、プラットワン2.3万件加入、スカイパーフェクトTV！2加入3.1万件となっている。また、ディレクTV加入者（4.2万件）がスカイパーフェクトコミュニケーションズへの番組統合を行い、放送を終了したが、その跡地に平成13年5月から有線ブロードネットワークス(株)（現、(株)USEN）がプラットフォームを利用せずに、音楽専門放送を開始した。

その後も東経110度CSデジタル放送においては、平成16年12月、WOWOWデジタルプラスがサービスを開始するなど、いわばプラットフォーム事業についても一定の時点では競争状態にあったといえる。

しかしながら、平成16年3月に(株)プラットワンとスカイパーフェクトコミュニケーションズが合併し、現在では東経110度CSにおけるWOWOWデジタルプラスに加盟する委託放送事業者も現在は2社となっており、CS放送においては、スカイパーフェクトコミュニケーションズのほぼ独占状態となってきた。

なお、以上に加え、今後、サーバ型放送、ワンセグ放送においても有料サービス導入も考えられること、ブロードバンド化や圧縮技術等の技術革新に伴い、ケーブルテレビやIP伝送による映像配信等、クロスメディア環境における多チャンネルサービスの競争が進展していく状況下、「安心」・「安全」・「信頼」できるサービスである放送を低コストであまねく享受可能とすることが必要であること、既存衛星

放送事業者からプラットフォーム事業の不透明性に関する意見が出ていること等も踏まえると、プラットフォーム事業者による自主的な取組みに加え、より客観的な仕組みが必要になっていると考えられる。

また、個人情報保護法施行後、サービスの安全性・信頼性が益々求められる状況であり、プラットフォームの責任の明確化は、利用者、プラットフォーム、放送事業者全てに対しメリットがあると考えられる。

(3) プラットフォーム規律の在り方

①規律の必要性及び対象

プラットフォーム事業者には、新たに参入するCS放送事業者の認証課金業務等の初期費用や、放送サービス送出等の設備設置等に係る費用を軽減し、業界全体の営業活動を一括して効率的かつ効果的に行う等の役割が期待されている。さらに、その存在により一定規模の市場が形成され、CS放送事業者の事業展開にとっても大きな役割を担っているものと考えられる。

特に、マスメディア集中排除原則により、衛星放送事業者が所有できる中継器の数が制限されているため、仮に各衛星放送事業者が各々CAS業務を運営しようとした場合、自らの視聴者に対してのみCAS業務を提供することとなり、規模の経済からして採算上不効率であるばかりでなく、視聴者は放送事業者ごとに複数台のCAS装置(受信機)を設置しなければならない場合も想定される。こうした場合、視聴者の利便性は損なわれ、多チャンネルを特徴とするCS放送においては、視聴者拡大のための大きな障壁となると考えられる。このような背景から、衛星放送事業者が単独でCAS業務を運営することは事実上困難であり、プラットフォーム事業者に頼らざるを得ない状況である。

なお、このCAS業務については、特に独占的地位にある者が不公正な取扱いを行ったり、また、CAS業務の不可欠性を背景に、その他の業務についても不公正な取扱いを強いることとなれば、放送の健全な発達や普及を阻害し、また、放送サービスの質など視聴者利益にも悪影響を与える可能性があると考えられる。

以上から、優越的地位にあるプラットフォーム事業者については、その業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための措置を講ずることが必要であると考えられる。

但し、当面は、既にプラットフォーム事業者が広範な事業活動を行っており、様々な懸念が現実化しかねないCSデジタル放送の分野について優先的に検討を行うことが必要であると考えられる。

②規律の内容

以上を踏まえ、プラットフォームに対する規律としては、まずは放送サービスの提供に不可欠なCAS業務に対し、例えば、ガイドラインで対応できない課題について今後具体的な規律として求められる以下のような項目について、さらに関係者の意見を詳細に求めるとともに、専門家を交えて検討を行うことが必要であると考えられる。

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止
- ・ 約款・料金規制
- ・ 会計の整理
- ・ 提供義務
- ・ 苦情処理義務
- ・ 業務改善命令
- ・ 意見具申

また、放送サービスの提供に密接に関連するCAS業務以外のEPG等のプラットフォーム業務については、通信・放送全体の発展状況を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当であると考えられる。

さらに、これらの規律について、法令によるか、あるいは自主ガイドラインよりも遵守義務の明確な公的指針によるかといったことについても、併せて、引き続き検討を行うことが適当である。

4 視聴者保護の在り方

(1) 視聴者保護の必要性

放送分野における技術的進歩や通信・放送融合の進展に伴う双方向サービスの導入等により、放送分野全体において、視聴者保護の必要性が重要性を増している。特に衛星放送分野においては、視聴者管理（CAS）による有料放送事業が行われているため、視聴者に関する情報の取扱いが一層重要であるなど、視聴者保護の観点から、受信機、受信システム、サービス全体の安全性、信頼性について検討を行っていくことが喫緊の課題であると考えられる。

図表 7 8 B S 各社による新しい双方向サービスの状況

局名	双方向サービス(名称)
BS日テレ	BS日テレ双方向パス:(通称)「N-Pass」 * 2005年12月スタート
BS朝日	BS Asahi Communication PASS:(略称)「A PASS」 * 2005年12月スタート
BSジャパン	Myアドレス * 2005年11月30日スタート
BSフジ	Fパス * 2005年10月29日スタート
BS-i	iアクセス * 2005年12月スタート

(2) 放送分野における指針の見直し

①指針の制定経緯

近年、放送を受信するために契約の締結を要する放送が拡大し、また、双方向サービスが進展するのに伴い、放送に関して取り扱われる個人情報が増加し、内容的にも多様化してきている。そのような中で、平成17年4月1日からは「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が全面施行されることとなったが、これを前にして、放送業界においても個人情報漏えいの事案が発生し、国民の個人情報の保護への関心が高まってきていた。このような状況に鑑み、視聴者が安心して放送サービスの提供を受けられることができ、放送の健全な発達に資するよう、放送の視聴者及び放送の受信に関する契約を締結した者等の個人情報の取扱いに関して包括的な取組みが求められていた。

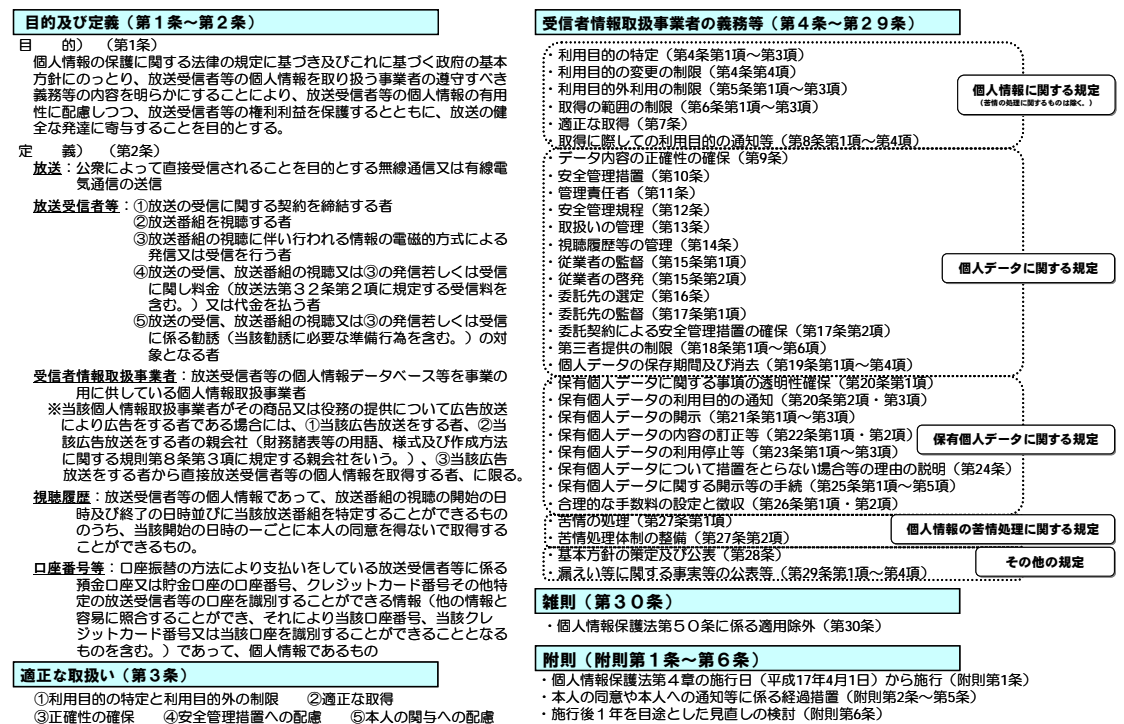
そのような背景から、総務省が開催した「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」(座長：舟田正之 立教大学法学部教授)においては、国民が安心して放送を契約・視聴できるための個人情報保護の在り方を検討することを目的として、平成16年5月10日から平成17年2月22日まで全11回にわたり、検討が行われた。

他方、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）では、各省庁が所管事業分野ごとにガイドラインを策定することとされており、21分野33ガイドラインが策定されている。（平成18年1月31日現在）総務省においても、電気通信分野においては「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が策定されており、各分野に特化した内容が含まれている。

放送分野においては、放送受信者等に関する個人情報保護の在り方について、総務省が上記検討会とりまとめを踏まえて、平成16年8月13日に「放送分野における個人情報の在り方について」を公表し、これに基づき、同年8月31日に「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」を告示した。

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（以下「指針」という。）は、平成17年4月に全面施行されたが、指針の附則第6条は、同指針の施行後1年を目途として、技術革新その他の社会経済情勢の変化や、個人情報保護法に基づき行われる措置等の状況を勘案し、必要に応じて指針の見直しについて検討が行われ、その結果に基づく所要の措置が講ぜられるよう規定することとしている。指針は、あくまで制定時点で考えられる具体的な措置であり、その後、適宜改善が加えられることが予定されているものである。

図表79 「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の概要



②放送分野における視聴者保護の在り方に関する検討会報告書の提言

指針については、上記検討会において、その後も継続的検討を要するとされた課題が残されていた。また、本年4月に全面施行後1年が経過し、附則第6条により、見直しの検討時期を迎えることとなっていた。このような状況を踏まえ、本年1月から総務省の委託調査研究として（財）放送セキュリティセンターにより開催された「放送分野における視聴者保護の在り方に関する検討会」（座長：苗村憲司 情報セキュリティ大学院大学教授。以下「視聴者保護の検討会」という。）において指針の見直しの方向性を含む視聴者保護の在り方に関する検討がなされ、報告書がとりまとめられた。これのうち、指針の見直しを検討すべきポイントは、次のとおりとされている。

ア 広告放送に係る広告主（スポンサー）の位置付け

（ア） 「広告放送に係る広告主（スポンサー）の位置付け」について、指針施行後、広告主（スポンサー）に関わる具体的な事故等が把握されておらず、見直すべき必然性は発生していないことから、広告主を全面的に指針の対象とすることまでは不要と考える。なお、広告主への全面的な適用に代えて、以下のような見直しは有益である。

（イ） 画面表示による告知方法と視聴者の同意の在り方については、キャンペーン応募等の際に、個人情報を取り扱う者や利用目的等を、視聴者が明確に了知できるよう対象事業者等の取り組みを確保するための規定を指針に追加することが必要と考えられる。

イ デジタル受信機に係る技術的課題

（ア） 個人情報をデジタル受信機に蓄積・送信させる際、可能な限り安全性を確保できるよう対象事業者が技術的措置をとるべきことを指針に規定する。

（イ） 対象事業者が不正に個人情報を取得する等の目的で、受信機に対する起動の命令をデータ放送により送信する際に、対象事業者に求められる措置等（制作段階・送信前のチェック体制の整備等）を指針に規定する。

（ウ） 対象事業者が個人情報を取得する等の目的で送信する場合は、個人情報保護法上の必要な要件が満たされるよう、少なくとも視聴者本人が取得等

の状況を認知できるようなしくみを対象事業者が確保すべきことを指針に規定する。

ウ 音声録音

(ア) 視聴者等からの問い合わせなどの通話内容の録音について、これが個人情報に該当するか、録音している旨通知等する義務はあるのかが問題となることがあり、実際に録音していながら、録音していることを明確に表していないことがあり、トラブルに発展することがある。

(イ) しかしながら、録音された音声から特定の個人を識別できるかどうかは、どのように個人情報と関連づけて整理され、データ化されるかによるため、常に個人情報に当たると言えるかは疑義があり、現段階では、ただちに個人情報、個人データとなるとまでは言えず、指針の見直しの段階ではないと考えられる。

本研究会においては、視聴者保護の検討会のとりまとめの内容が紹介されたところ、それぞれの項目について検討内容、結果とも妥当であり、同検討会とりまとめのとおり、指針の見直しを進めることが適当と考えられる。

(3) 青少年保護の在り方

放送のデジタル化の進展に伴い、サービスの多様化や受信機の技術的な開発に伴い、青少年保護の問題に関しても新たな問題が現出することが考えられる。青少年保護の問題点として、前述したマスメディア集中排除原則の緩和等に伴い、今後、視聴可能年齢制限を含む番組がアメリカのケーブルテレビやDBS事業者において提供されているようなマストバイパッケージに含まれることも想定される。しかし、これは、現時点では実例が予見できない状況にある。

また、今後ますます、視聴者側による視聴年齢制限（親が子どもに見せたくない番組を、受信機に登録し視聴制限を行うなど）が可能なペアレンタルロック等の機能が注目されることが考えられるが、現在、衛星放送事業者において、自主的に行われているところ、青少年が安心・信頼して視聴できる放送番組の確保の在り方については引き続き検討を行うことが適当であると考えられる。

なお、海外における青少年保護等の規制の主な事例は以下のとおりである。

① 欧州：「視聴覚メディアサービス指令（旧国境なきTV指令）案」（2005年12月）

「国境なきTV指令(“Television without Frontiers” Directives)」について、これはEU内の加盟国のテレビ番組規制等のEU域内の調和を図る目的で1989年に制定されたものである。近年の伝送形態の多様化に対処することを目的として、見直しが進められていたが、2005年12月13日に「視聴覚メディアサービス指令」に名称変更等する改正案が採択・公表された。今後、欧州議会等で採択が予定されている。

「視聴覚メディアサービス指令案」では、コンテンツ規制の対象について、従来の「テレビ放送」から、IPTVやVOD等を含む電子通信による公衆向けの動画伝送一般を指す「視聴覚メディアサービス」に拡大し、青少年保護、差別増長の禁止、欧州制作番組へのアクセス促進、一部の広告規制等の規制を設定している。

「視聴覚メディアサービス」において、従来型のテレビ放送、IPTV等の送信側が伝送をコントロールする「リニア視聴覚サービス」については、以上の規制に加え、重要イベントへのアクセス、ポルノ・暴力番組規制、欧州制作番組比率規制、広告規制、反論権等を設定。他方、VOD等の受信側が伝送をコントロールする「ノンリニアサービス」については以上の規制のみが設定された。

② 米国：「FCCマーティン委員長意見表明」（2005年11月）

FCCのマーティン委員長は上院商業委員会において、ケーブルテレビ及び衛星放送事業者に対し、青少年にとって有害と思われる番組が増加していることについて、関係事業者等において対処すべきことを要請した。

地上波による放送事業者に対しては当該番組に対する規制がある一方、ケーブルテレビ及び衛星による多チャンネルサービスにおいては、親がその子供にとって有害ではない番組をそれら単体で視聴契約をすることができず、むしろ、親が望む子供に優しいチャンネルを視聴するためには、視聴させたくないチャンネルも合わせて契約することを強いられていることを踏まえ、地上波と同様のコンテンツ規制を課すことも視野にいれつつ、まずは関係事業者において、子供の視聴に適切な番組からなるパッケージサービスやアラカルトベースでチャンネルが提供されることを要請した。現在、関係事業者においては、当該要請を踏まえ、新サービスを提供する方向で対応しているところ。

(4) その他の視聴者保護

今後、より高度なサービスの提供、視聴者の利便向上を図る上で、受信機、受信システム等の安全性、信頼性確保のための検討が引き続き求められる。具体的には受信機における個人情報蓄積や視聴者管理についての安全性確保のための技術基準の検討、災害やテロなどの緊急時の重要放送の確保等セキュリティ対応、サイバーテロへの対応等システム全体の安全性について検討を行うべきである。

また、通信との融合サービスの進展やそれらサービスのワンストップ化に際して安心・信頼という観点からの放送規律の確保についても引き続き検討が必要である。

5 放送の国際展開

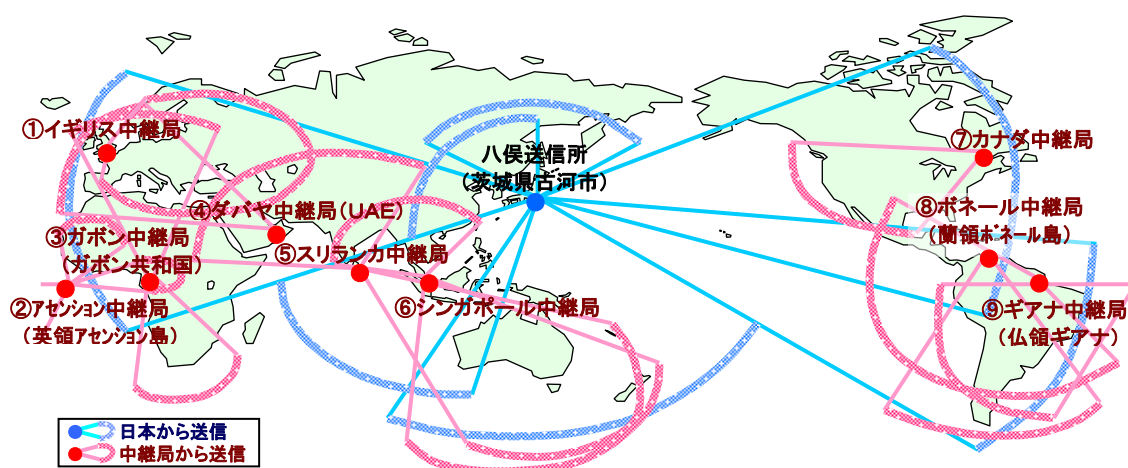
(1) 国際放送の現状

外国における受信を目的としたいわゆる国際放送については、NHKが短波によるラジオ国際放送「NHKワールド・ラジオ日本」及び人工衛星によるテレビ国際放送「NHKワールドTV」を実施している。

① ラジオ国際放送

「NHKワールド・ラジオ日本」では、現在1日延べ65時間、日本語、英語等22言語で、茨城県の八俣送信所及び海外9ヵ所の中継局を経由して全世界を対象に放送を行っている。また、ニュース等については、インターネットを通じても配信サービスが行われている。

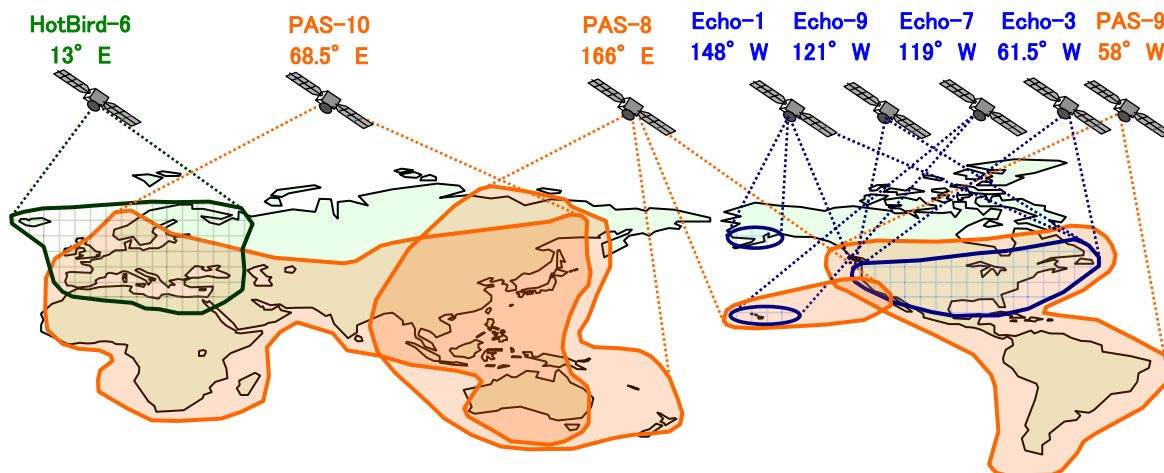
図表80 ラジオ国際放送のサービスエリア



② テレビ国際放送

「NHKワールドTV」では、海外の衛星を使用し英語及び日本語によるテレビ国際放送を実施している。パンナムサット衛星3基(※1)による在留邦人の居住地域のほぼ100%のエリアをカバーした24時間のテレビ国際放送を行うとともに、欧米において、日系の現地衛星放送事業者(※2)や衛星番組提供事業者(※3)との委託契約により、テレビ国際放送を行っている。

図表 8 1 テレビ国際放送のサービスエリア



- ※1 パンナムサット社 PAS-8(アジア・太平洋地域)、PAS-9(北米・中南米地域)、PAS-10(欧州・中東・南西アジア・アフリカ地域)
- ※2 ユーテルサット社の HotBird-6 (欧州・中東・北アフリカ) を用い欧州の日系放送事業者である JSTV (Japan Satellite Television LTD.) が、6.5 時間 (2006 年 4 月現在) 放送。
- ※3 エコースター社 が、自社の衛星を使用して北米地域に約 180 チャンネルの放送を展開する DISH Network (プラットフォーム) に放送番組を提供する日系の番組配信事業者である JNG (Japan Network Group INC.) を通じて、6 時間放送 (2005 年 4 月現在) 放送。なお、JNG が利用する衛星は Echo-1,3,7,9 の 4 機。

(2) 海外への番組配信等の状況

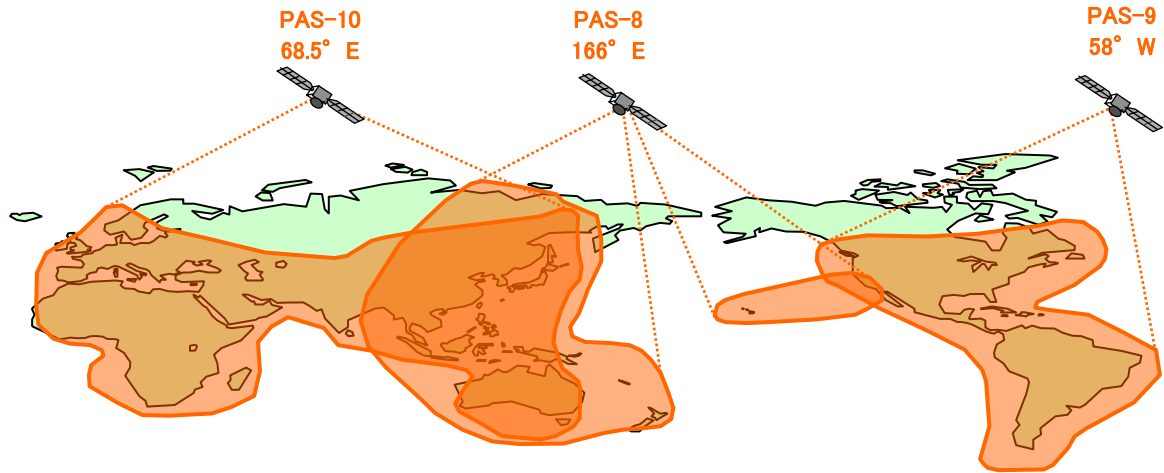
NHK、民放等は外国の放送事業者やケーブルテレビ事業者等に対する番組配信を行っている。

① NHKによる番組配信

NHKは、テレビ国際放送と同じパンナムサット衛星3基を用いて、海外の放送事業者やケーブルテレビ事業者等を対象に、「NHK ワールド・プレミアム」の名称で、ニュース・情報番組に加え、娯楽番組、スポーツ等、様々な放送番組を24時間配信・提供している。

なお、番組配信はスクランブルのかけられた形で行われており、視聴するためには、現地の事業者等との視聴契約が必要となっている。

図表 8 2 NHKによる番組配信



② 民間放送事業者による番組配信

民間放送事業者による番組配信の代表的なものとしては、フジテレビが欧米において、現地の衛星放送事業者や地上波放送事業者（UHF）の放送枠を購入し、番組を配信している事例がある。

（3）今後の国際放送に関する方向性

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）においては、映像による国際放送について次のとおり方向性が示されている。

通信・放送の在り方に関する政府与党合意（抜粋）

NHK関係

- ・ 新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

（4）今後の対応

グローバル化の進展及び人口減・超高齢化社会の到来を踏まえ、我が国のソフトパワーを強化するとともに、積極的な海外情報発信によって諸外国及び外国人の日本の歴史・文化・社会事情等に対する理解を促進することが必要不可欠の課題となっている。

他方、欧米あるいは中国・韓国等においては、国の支援の下で国際的な映像情報の発信・配信を強化する動きが盛んとなっている。

そこで、我が国においても、放送事業者、民間企業、国等が一体となって、本格的な外国人向けの映像による国際放送を早期に開始することが必要という声が強い。今後は、こうした必要性に応えうる「映像国際放送の在り方」について、例えば、その主体（組織）、財源、放送の内容、スケジュール等映像国際放送推進のための具体的方策についての検討を速やかに開始するとともに、これらを具現化するために関係者・専門家によって実効的な準備が行われる必要があると考えられる。

おわりに

放送をとりまく環境が激変する中で、法規範や政策については、変わるべきものと今後も変わらずに安定して継続されるべきものとが存在するのではないか。

通信・放送の融合等技術進歩の成果を視聴者に還元する観点から新たなサービスの導入に必要な枠組の整備等を行い、あるいはより柔軟なビジネス展開を可能にすることによってサービスの高度化・多様化・低廉化を実現する観点から制度変更等を行うことは前者に当たるであろう。

逆に、システムとしてもコンテンツについても多数の視聴者が安心して簡便に利用できるサービスを安全に提供することを保証する、いわば「保証サービス」としての放送の性格を、番組規律等を通じて維持することは、後者に当たるであろう。

放送における先進的なサービスの導入等に先鞭をつけてきた衛星放送についても、軽快かつ広範なビジネス展開を可能とする柔軟でチャレンジングな性格と、「保証サービス」としての性格とについて、どのようにバランスを取るべきかについては、時代の要請に応じて柔軟に検討することが必要である。

本研究会では、これまでに述べたように、衛星放送の重要性を再確認するとともに、新たなサービスの導入に必要な枠組、あるいはより柔軟なビジネス展開を可能にするための制度変更等、現時点で必要とされる政策・施策について、各界有識者の意見を聴取しつつ、総合的な検討を重ねてきた。本報告書は、いわば現時点での「衛星放送改革プログラム」として、今後2011年の完全デジタル元年に向けて執るべき具体的な方策を提言している。本研究会としては、政策当局が提言内容の速やかな具現化を図るよう求めるものである。

資料目次

	(頁)
資料 1 「衛星放送の将来像に関する研究会」構成員名簿	…… p
資料 2 「衛星放送の将来像に関する研究会」開催要綱	…… p
資料 3 研究会の公開	…… p
資料 4 「衛星放送の将来像に関する研究会」開催状況	…… p
資料 5 「衛星放送の将来像に関する研究会」における意見陳述者一覧	…… p
資料 6 「衛星放送の将来像に関する研究会」における意見等	…… p
資料 7 (社)電子情報技術産業協会資料	…… p
資料 8 米英の衛星放送等の現況	…… p